

第1期越谷市 こども計画

令和7年度～令和11年度

みんなでこども・若者の
いま 現在と未来をサポート応援し、輝くまちをつくる

～わたしらしく遊ぶ・学べる・働ける・育めるまちこしがや～

令和7年3月

越谷市

はじめに

少子化が進む昨今、令和5年には我が国の出生数が初めて80万人を下回り、核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化など、こどもたちや子育てをめぐる環境は、めまぐるしく変化を続けております。国においては、令和5年4月にこどもがまんなかの社会を実現するため「こども家庭庁」を発足しました。また、同じく「こども基本法」が制定され、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことが求められております。



こうした状況に対応していくために、本市では、「こども家庭庁」が推進する「こどもまんなか社会」の実現を目指し、令和5年7月に「こどもまんなか応援サポーター」となり、また、令和6年度から「こども家庭センター」（愛称：ここベース）を設置するとともに高校生まで医療費の無償化範囲の拡大を行うなど、こども施策を推進しております。

本市では、令和2年度から令和6年度を期間とする「越谷市子ども・子育て支援事業計画」において、こどもの健やかな成長と安心して育てられるまちづくりを目指して、さまざまな施策に取り組んでまいりました。この度、この計画の方針やこれまでの成果を継承しつつ、越谷市に住んでいる方には、「住んでいてよかったまち越谷」「住み続けたいまち越谷」、そして、これから住まいを決める方には、「住みたいまち越谷」と感じていただけるよう、そして、「こどもたちが輝く社会」に向けて、こどもたちの明るい未来を応援（サポート）していくという思いを込めて、こどもたちや保護者の皆様の意見を反映した「みんなでこども・若者の現在（いま）と未来を応援（サポート）し、輝くまちをつくる～わたしらしく遊べる・学べる・働ける・育めるまちこしがや～」を基本理念に、こども基本法に基づく「第1期越谷市こども計画」を策定いたしました。今後は、この計画に盛り込まれた施策を着実に推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたりまして、ご協力いただきました越谷市社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員の皆様をはじめ、関係機関の皆様並びに各種調査やパブリックコメント等を通じまして貴重な御意見を頂きました市民の皆様に心からお礼申し上げます。

令和7年（2025年）3月

越谷市長 福田 晃

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1. 計画策定の背景・目的	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の期間	2
第2章 越谷市のこども・若者をめぐる現状と課題	3
1. 統計からみる本市の現状	3
2. 子育て支援ニーズ調査結果からみる本市の現状	17
3. こどもの生活実態調査からみる本市の現状	25
4. こども・若者調査結果からみる本市の現状	33
5. ヤングケアラー実態調査からみる本市の現状	40
6. 本市の子育てやこども・若者をめぐる課題のまとめ	43
第3章 計画の基本的な考え方	46
1. 基本理念	46
2. 基本目標	47
3. 施策体系	48
第4章 こども・若者支援に関する事業の展開	49
基本目標1 こども・若者の権利と安全を守る	49
1 こども・若者の権利擁護を重視した環境づくり	49
2 安全で生活しやすい環境づくり	54
基本目標2 親と子の健康づくりに取り組む	58
1 妊娠・出産に関する支援と母子の健康づくり	58
2 こどもの健やかな成長の支援	61
基本目標3 こどもと子育て家庭を支える	64
1 子育て支援サービスの充実	64
2 子育て家庭と地域のつながり	70
3 困難を抱えるこどもや家庭への重層的支援	72
4 子育てしやすい就労環境づくり	80
基本目標4 こども・若者を地域全体で育む	82
1 こどもの居場所・体験機会の提供	82
2 家庭・学校・地域の連携の推進	87
3 こども・若者の健全育成と自立支援	90

第5章 子ども・子育て支援事業の展開	93
1. 教育・保育提供区域の設定	93
2. 量の見込みと確保の内容の設定	94
3. 教育・保育等の見込み量及び確保方策等	96
4. 地域子ども・子育て事業の見込み及び確保方策等	104
第6章 計画の推進	122
1. 計画の推進体制	122
2. 計画の進行管理	122
資料編	123
1. 策定経過	123
2. 計画策定体制	125
3. 第1期越谷市こども計画策定委員会設置要領	126
4. 越谷市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会委員名簿	128
5. 越谷市子ども憲章	129
6. 関連法令等	130
7. 用語説明	138

◆ 本計画の対象と「こども」等の表記について ◆

本計画は、こども基本法に基づく「こども計画」として策定することから、法令や制度の名称など特別な場合を除き、ひらがな表記の「こども」を用いています。

こども基本法において、「こども」とは「心身の発達の過程にある者」とされています。これは、18歳や20歳といった特定の年齢で必要なサポートが途切れないう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示しており、こどもが、若者となり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指すものです。

本計画においては、施策の対象となるこども・若者の年齢の範囲を次のように考え記載するものとします。

こども	心身の発達の過程にある者
若者	法令上の定義はないが、思春期（中学生年代から概ね18歳まで）及び青年期（概ね18歳以降から概ね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする）
こども・若者	「こども」だけでなく、青年期の全体が対象として想定される場合

参考資料：「こども基本法」「こどもの居場所づくりに関する指針」

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景・目的

わが国では、人口減少、少子高齢化が急速に進行し、年少人口の減少と高齢人口の増加が続いています。特に出生数の減少は深刻であり、平成28年には100万人を切り、令和5年の人口動態統計によると、出生数は72万7,277人、合計特殊出生率は1.20まで落ち込んでいます。

国では、平成6年の「エンゼルプラン」にはじまり、様々な少子化対策を推進してきました。平成15年には少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進することを目的とした「少子化対策基本法」と「次世代育成支援対策推進法」の制定により、平成17年度からの10年間にわたる行動計画の策定を地方公共団体や企業に義務付け、次代を担うこどもたちが健やかに生まれ育つ社会をつくるための支援が進められてきました。

その後、全てのこどもに質の高い成育環境を保証し、子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年4月より「子ども・子育て支援新制度」が開始しています。

こどもや若者に関する政策については、ひきこもりや若年無業者（ニート）をはじめとする若者の自立をめぐる問題の深刻化やいじめ、少年による非行、児童虐待やこどもの貧困等、こども・若者をめぐる厳しい状況を受け、平成22年には「子ども・若者育成支援推進法」、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、生活や社会生活を円滑に営む上で困難を有するこども・若者の健全育成と総合的な支援に取り組んできました。

しかし、子育て家庭の孤立や子育て不安、虐待問題の深刻化、小中高生の自殺の増加など、こども・若者や子育て家庭をめぐる状況は厳しさを増しています。

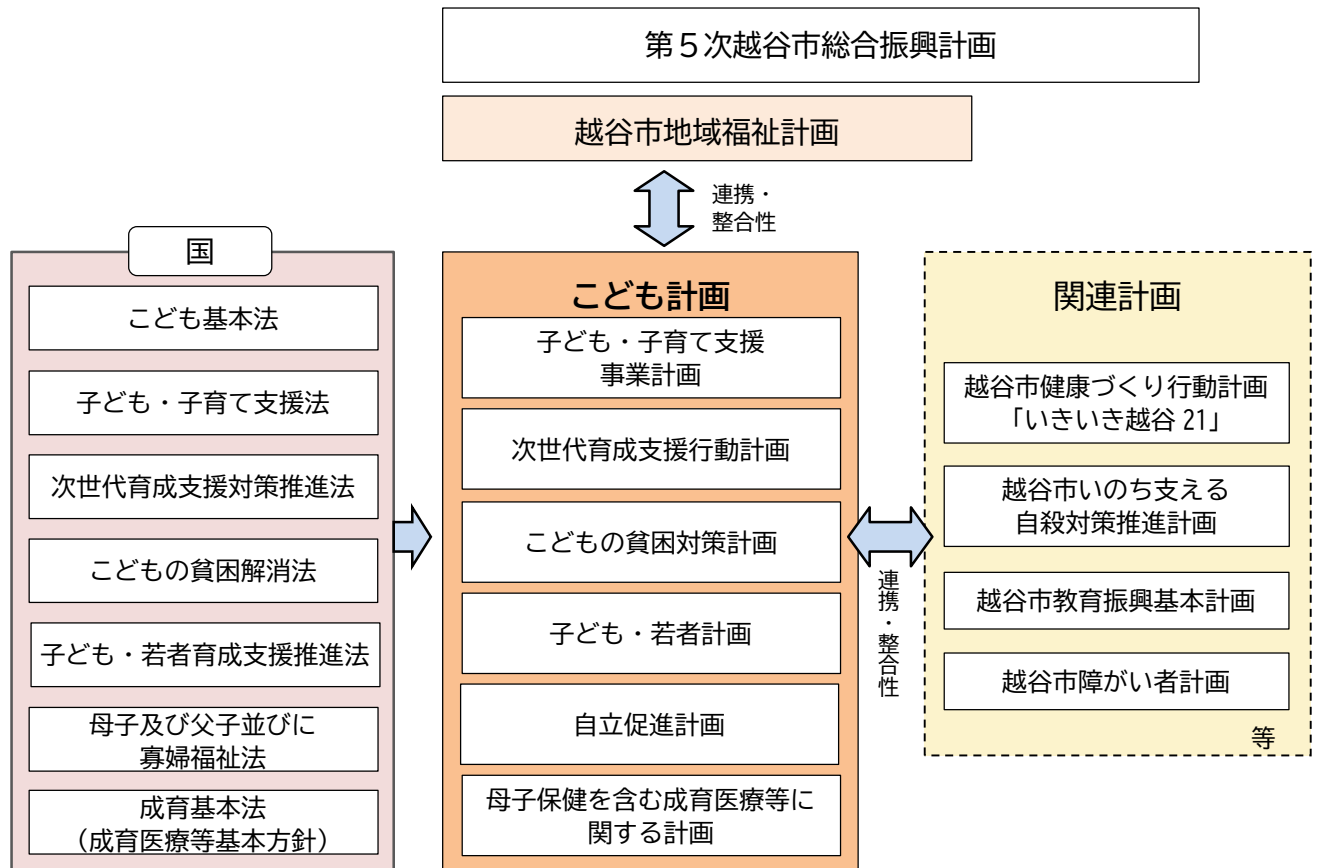
こうした状況を受け、令和5年4月、日本国憲法及び「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の精神にのっとり、全てのこども・若者の権利擁護と将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会（「こどもまんなか社会」）を実現するために「こども基本法」の施行及びこども家庭庁が発足しました。また、こども基本法の施行を受け、これまでこども政策に関する政策の方針として少子化社会対策大綱、子ども・若者育成支援大綱、子どもの貧困対策大綱が別々に策定されてきましたが、こども大綱として一体的に策定されました。

地方自治体においては、こども基本法の基本理念に基づき、こども施策に関して国等と連携を図りつつ、こどもの状況に応じた施策を策定・実施する責務について規定されています。このため、現行計画である第2期越谷市子ども・子育て支援事業計画が令和6年度に最終年度を迎えることから、越谷市子ども・子育て事業計画を内包する第1期越谷市こども計画を新たに策定します。

2. 計画の位置付け

本計画は、こども基本法に基づく「こども計画」として策定しています。また、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画など下記図のとおり各種法に基づく計画を内包しています。

また、本市の上位計画である「第5次越谷市総合振興計画」・「越谷市地域福祉計画」や関連計画の連携・整合を図っています。



3. 計画の期間

本計画の期間を、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年とします。

令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
第2期越谷市子ども・子育て支援事業計画 (令和2～6年度)									
					第1期越谷市こども計画 (令和7～11年度) ※越谷市子ども・子育て支援事業計画を内包				

第2章 越谷市のこども・若者をめぐる現状と課題

1. 統計からみる本市の現状

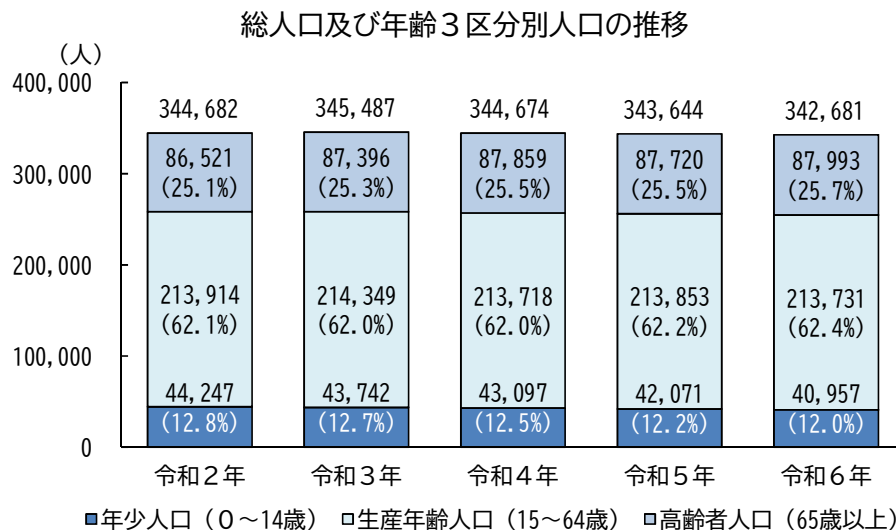
(1) 人口の状況

① 総人口と年齢3区分別人口

令和6年4月1日現在の本市の総人口は 342,681 人となっています。令和2年からの推移をみると、令和3年をピークに減少傾向にあります。

年齢3区分別にみると、15歳未満の年少人口は減少が続いていますが、16～64歳の生産年齢人口は、増加から減少・横ばい傾向にあり、65歳以上の高齢者人口は増加から横ばい傾向にあります。

年齢3区分別人口の割合は、令和6年4月1日現在、年少人口 12.0%、生産年齢人口 62.4%、高齢者人口 25.7%となっています。

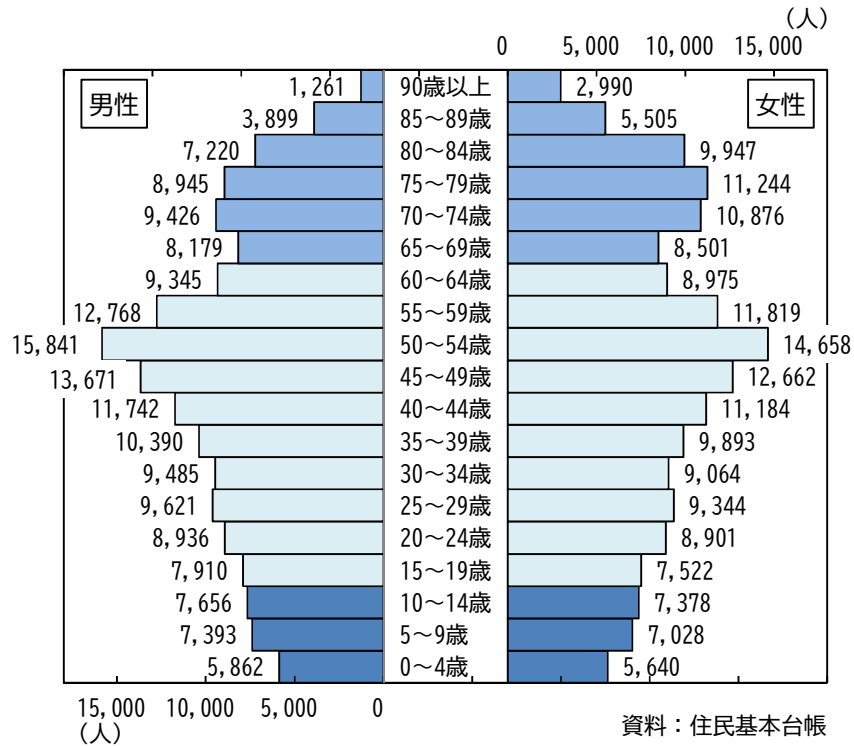


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

② 人口ピラミッド（性別年齢5歳階級別人口）

人口ピラミッドをみると、50歳代前半で最も多く、40歳代、30歳代、20歳代、10歳代と次第に少なくなっています。

人口ピラミッド〔年齢5歳階級別人口〕（令和6年4月1日現在）

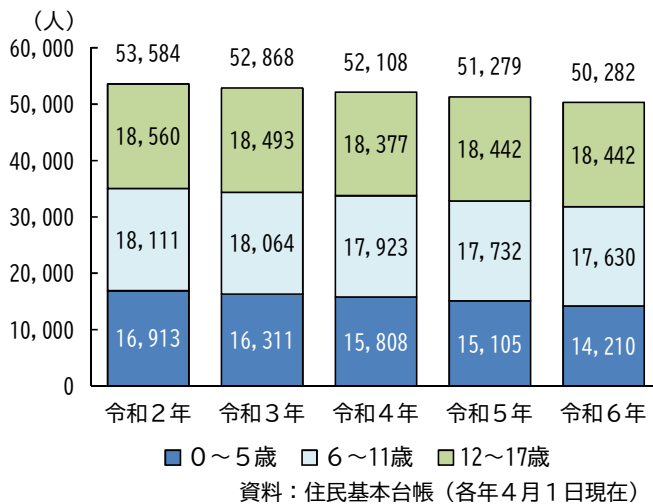


(2) 児童人口と推計児童人口

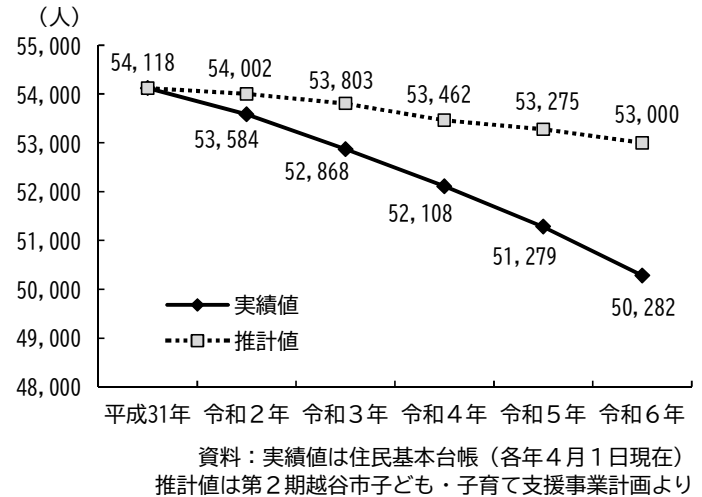
0歳～17歳の児童人口は減少傾向にあり、令和6年4月1日現在で50,282人となっています。就学前の0～5歳児、小学校の対象となる6～11歳児はともに減少傾向、中学・高校の対象となる12～17歳児は減少から横ばい傾向にあります。

こうした児童人口の実績値は、第2期越谷市子ども・子育て支援事業計画における推計値を下回るものとなっています。

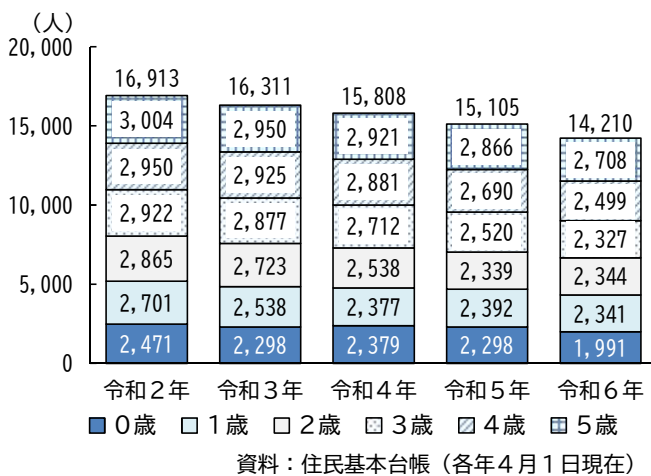
児童人口（0～17歳）の推移



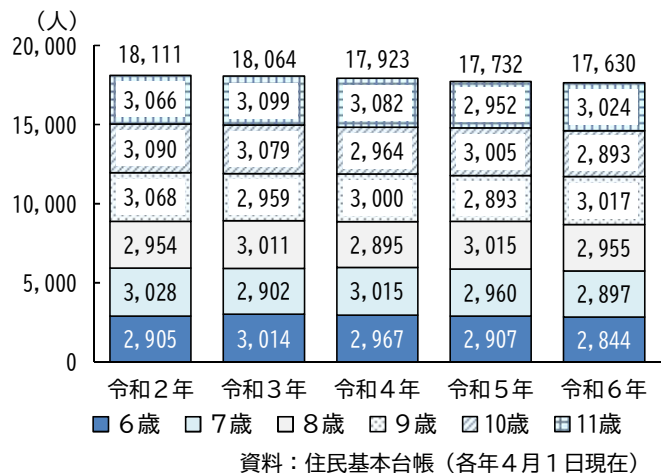
児童人口の推移と予測（0～17歳合計）



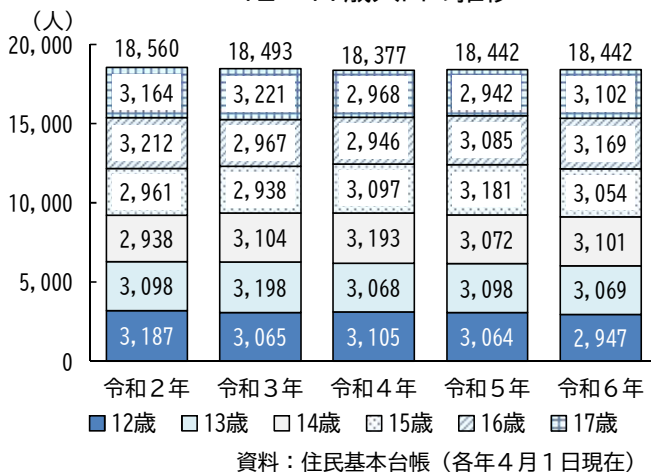
0～5歳人口の推移



6～11歳人口の推移



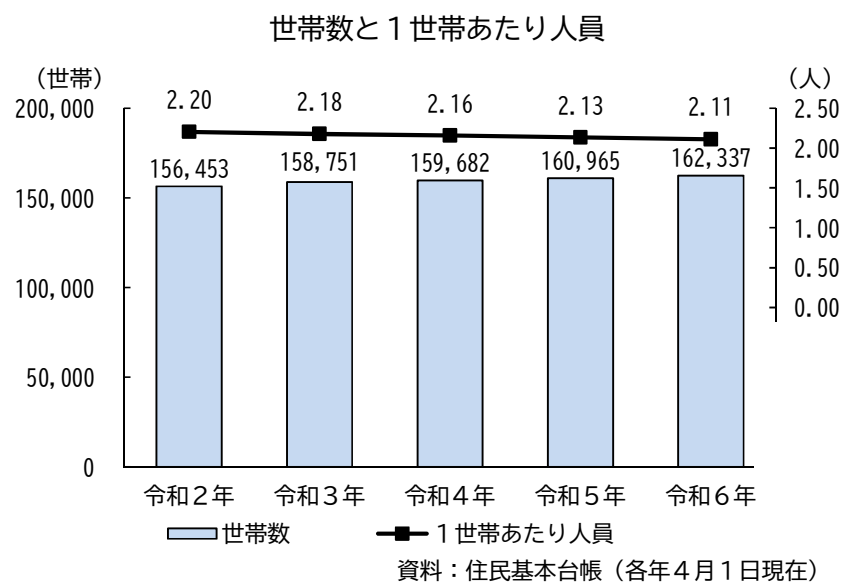
12～17歳人口の推移



(3) 世帯の状況

① 世帯数と1世帯あたり人員の状況

令和6年4月1日現在の本市の世帯数は162,337世帯であり、1世帯あたり人員は2.11人と令和2年以降減少傾向にあります。



② 一般世帯の状況

一般世帯の構成については、越谷市は全国や埼玉県に比べ、「核家族世帯」の割合が高く、単独世帯の割合が低くなっています。

一般世帯の構成比を経年で比較すると、「核家族世帯」における「夫婦と子ども」と「核家族以外の世帯」の比率は減少し、「夫婦のみ」や「単独世帯」の比率がわずかに増加しています。

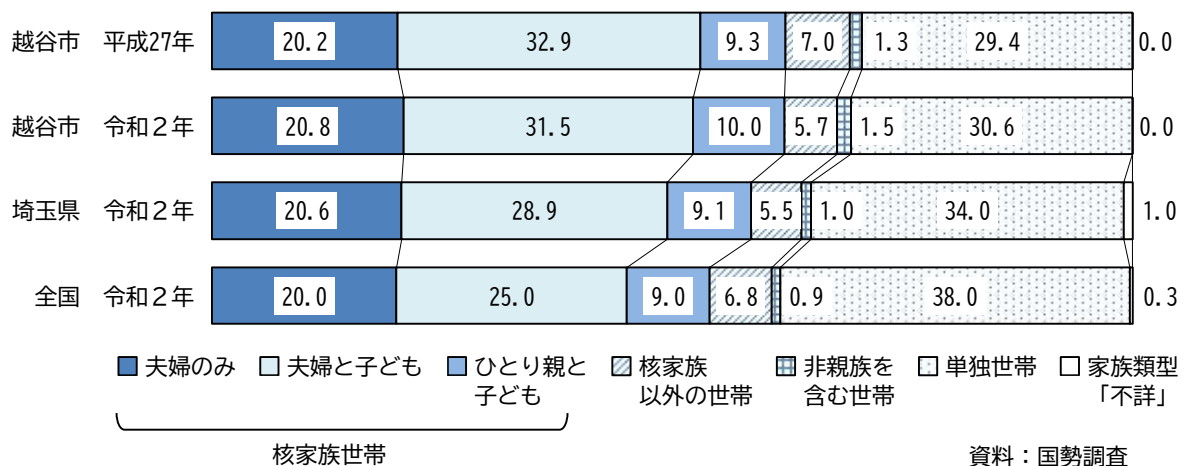
一般世帯の構成と推移

単位：世帯、%

区 分	越谷市				埼玉県	国
	平成27年		令和2年		令和2年	令和2年
	実数	構成比	実数	構成比	構成比	構成比
核家族世帯	84,966	62.3	88,712	62.2	58.6	54.1
夫婦のみ	27,489	20.2	29,655	20.8	20.6	20.0
夫婦と子ども	44,831	32.9	44,856	31.5	28.9	25.0
ひとり親と子ども	12,646	9.3	14,201	10.0	9.1	9.0
男親と子ども	2,108	1.5	2,308	1.6	1.5	1.3
女親と子ども	10,538	7.7	11,893	8.3	7.6	7.7
核家族以外の世帯	9,525	7.0	8,127	5.7	5.5	6.8
非親族を含む世帯	1,802	1.3	2,164	1.5	1.0	0.9
単独世帯	40,065	29.4	43,572	30.6	34.0	38.0
家族類型「不詳」	5	0.0	15	0.0	1.0	0.3
合 計	136,363	100.0	142,590	100.0	100.0	100.0
(再掲) 三世帯世帯	6,529	4.8	5,066	3.6	3.3	4.2

(注) 一般世帯とは、病院、寮などの施設を除いた世帯

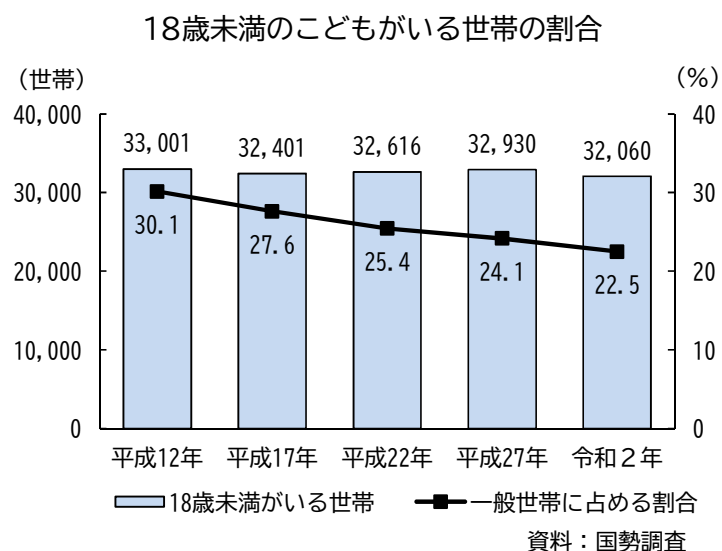
資料：国勢調査



資料：国勢調査

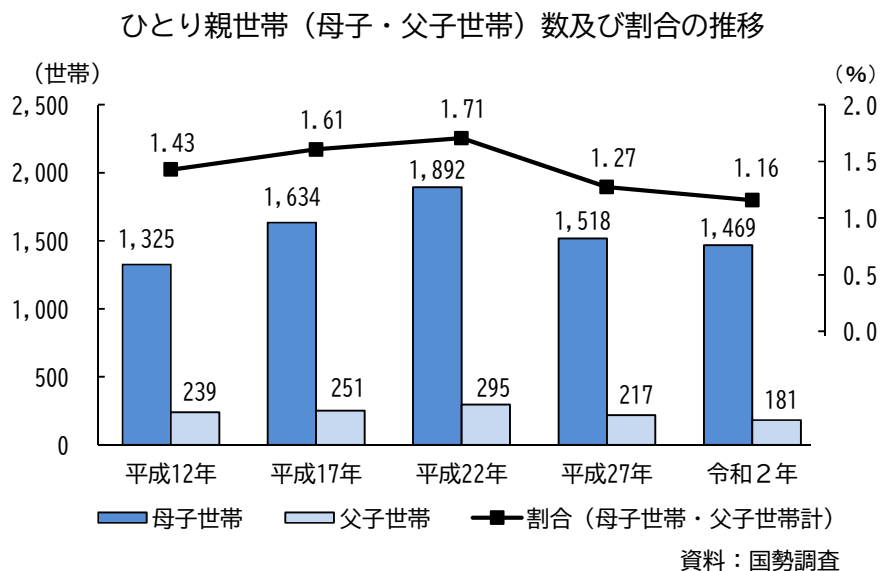
③ 18歳未満のこどもがいる世帯の状況

18歳未満のこどもがいる世帯は横ばいから減少傾向にあり、一般世帯に占める割合は減少傾向にあります。



④ ひとり親世帯の状況

平成12年から平成22年にかけて増加傾向にあったひとり親世帯割合は、平成27年以降減少傾向にあります。



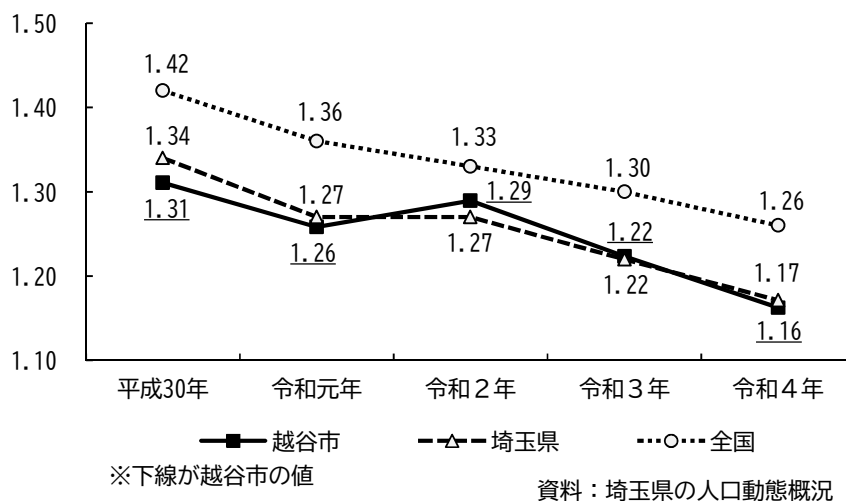
(4) 出生の状況

合計特殊出生率については、全国を下回って埼玉県と同水準で推移しており、令和4年は1.16となっています。

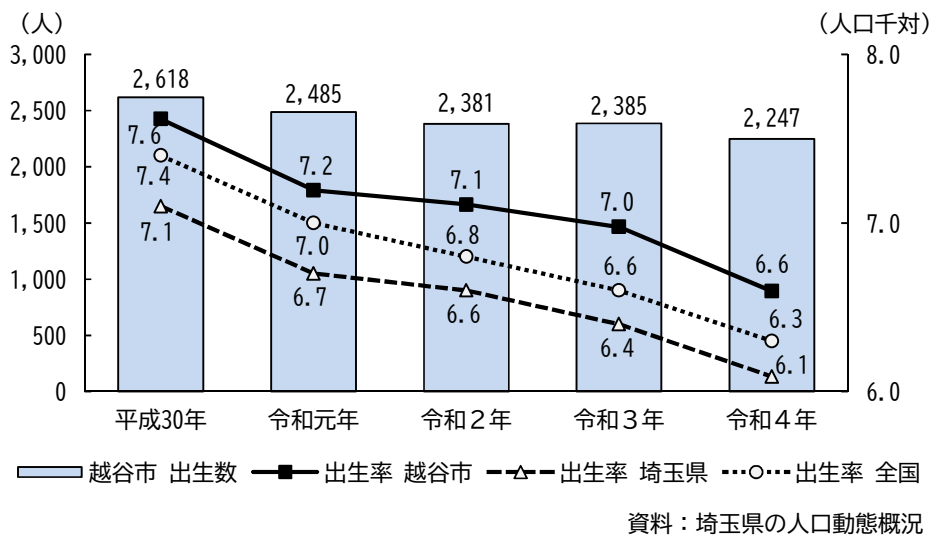
出生数については、平成30年以降減少が続いており、令和4年は2,247人となっています。また、令和4年の人口1,000人あたりの出生率は6.6となっています。

全国・埼玉県いずれも合計特殊出生率・出生数ともに低下・減少し、少子化が進行している状況がうかがえます。

合計特殊出生率の推移（国・県との比較）



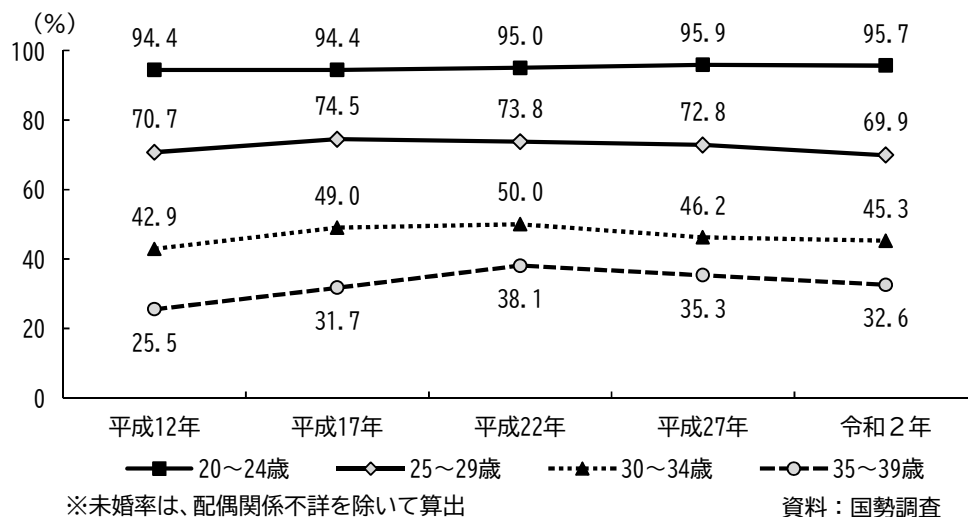
出生数・出生率の推移（国・県との比較）



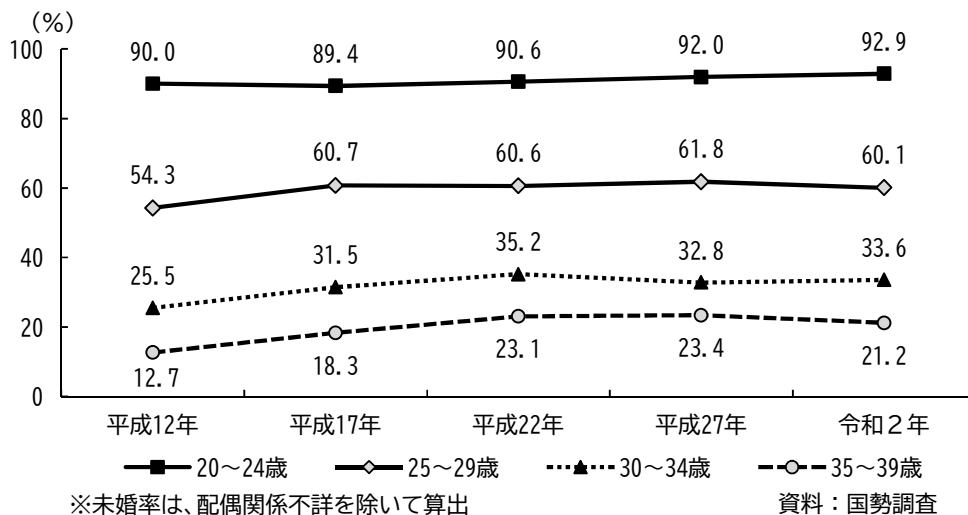
(5) 婚姻の状況

男女ともに平成12年から平成22年にかけて、30歳代の未婚率が大幅に上昇していましたが、令和2年は20歳代前半を除き低下傾向にあります。

未婚率の推移【男性】



未婚率の推移【女性】

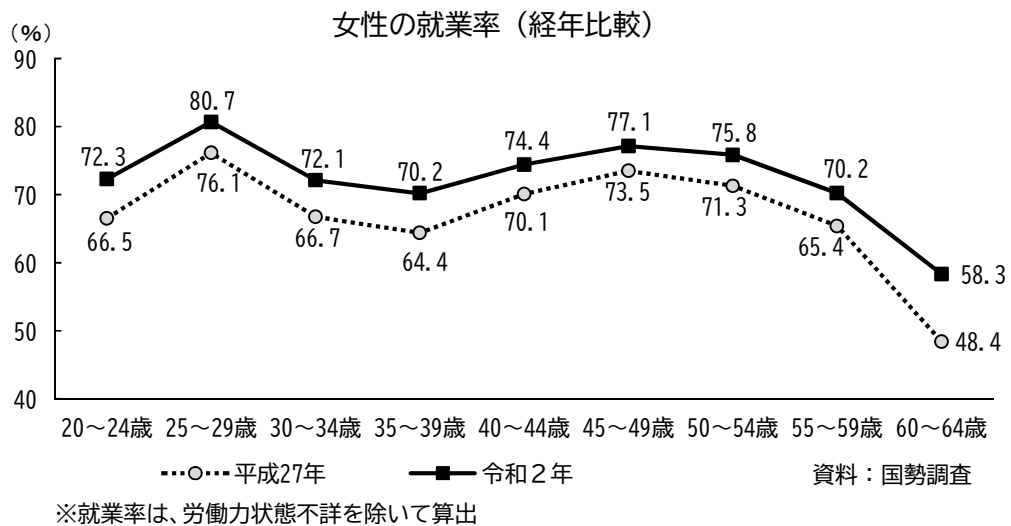
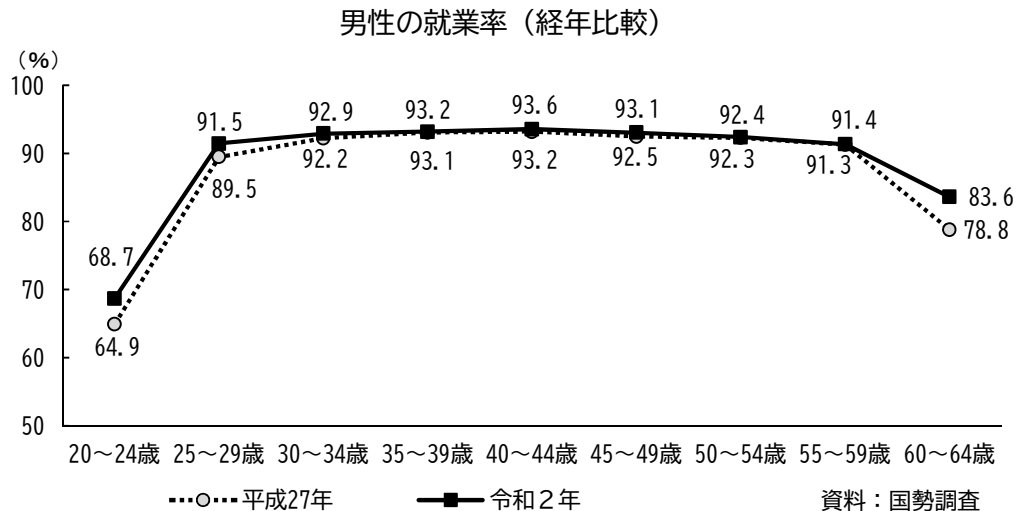


※未婚率は婚姻関係不詳を除いて算出

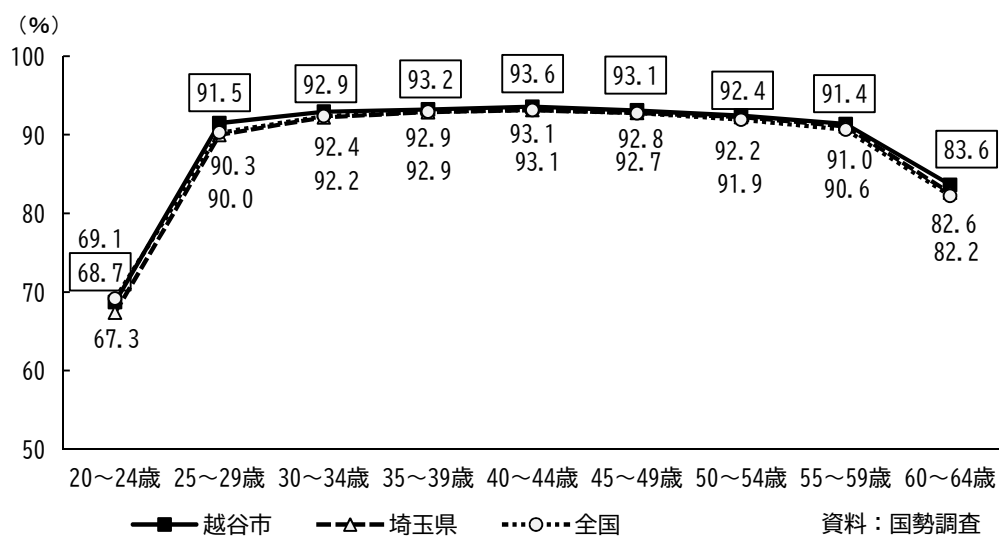
(6) 就労の状況

年齢階級別の就業率を性別にみると、平成27年と比べ男性は20～24歳と60～64歳でわずかに上昇、女性ではいずれの年齢階級でも就業率が上昇しています。一般的に女性の就業率は、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」を描くことが知られていますが、令和2年では、それがゆるやかになっていることがわかります。

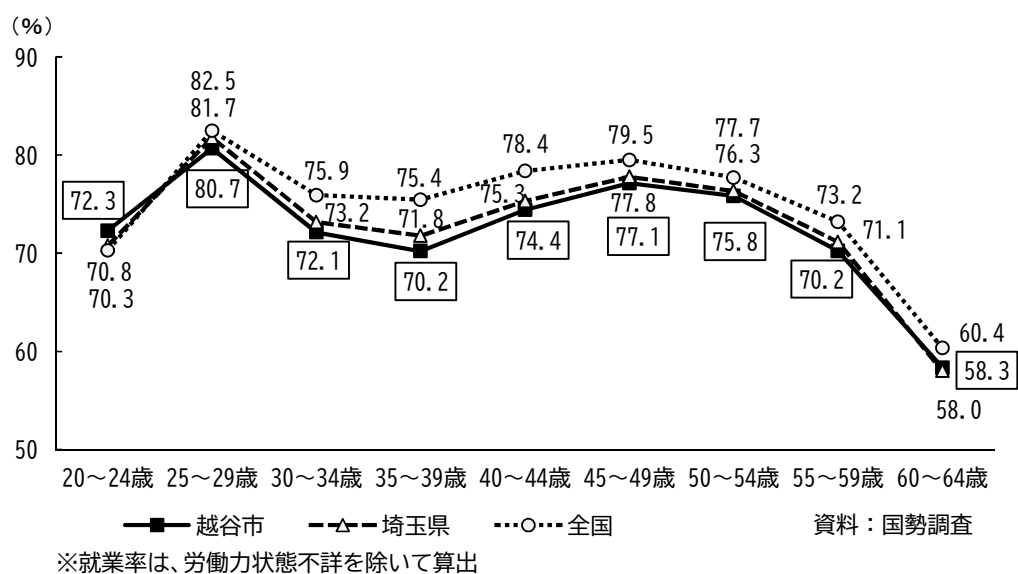
国・県との比較では、男性は国・県と同水準、女性は30歳代の就業率が全国、埼玉県をやや下回りますが、概ね埼玉県と同程度の就業率となっています。



男性の就業率（国・埼玉県との比較）



女性の就業率（国・埼玉県との比較）

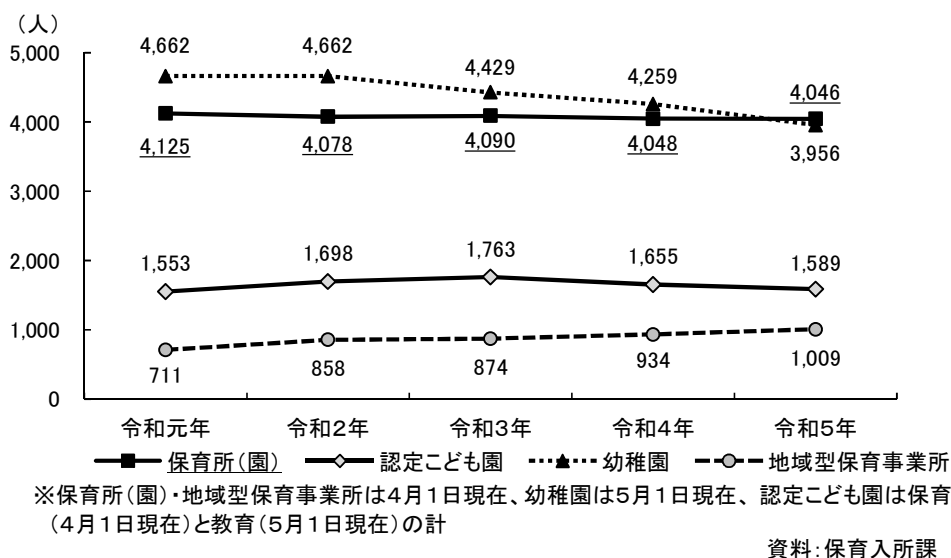


(7) 幼稚園・保育所（園）・認定こども園等の状況

幼稚園・保育所（園）・認定こども園・地域型保育事業所の入所児童数は令和2年をピークに減少傾向にあり、令和5年合計で10,600人となっています。

令和5年の入所児童数の割合は、保育所（園）38.2%、幼稚園 37.3%、認定こども園 15.0%、地域型保育事業所 9.5%ですが、幼稚園は減少が続き、保育所（園）は年次による増減がみられる一方、認定こども園は令和3年まで増加が続き、令和4年以降減少、地域型保育事業所は令和元年以降増加を続けています。

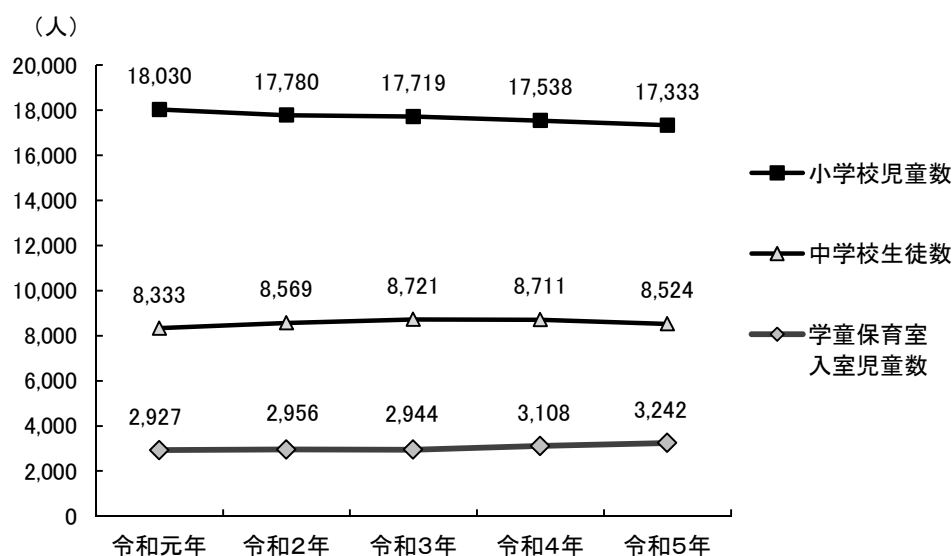
幼稚園・保育所（園）・認定こども園・地域型保育事業所の児童数の推移



(8) 児童・生徒数等の状況

小学校児童数は減少が続いていますが、中学校生徒数は令和3年まで増加しており、令和4年は横ばい、令和5年には減少となっています。学童保育室入室児童数は令和3年に一度減少しましたが、令和4年、5年と増加しています。

小学校児童数・中学校生徒数及び学童保育室入室児童数の推移



資料：越谷市統計年報（各年5月1日現在）
※学童保育室入室児童数は各年4月1日現在

(9) 主な子育て支援事業の内容

①延長保育事業（時間外保育事業）

- ・就労時間の延長等により通常の保育時間を超える保育が必要な場合、保育所（園）等での保育時間を延長して乳幼児の預かりを実施しています。

②放課後児童クラブ（学童保育）

- ・保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図っています。

③子育て短期支援事業（ショートステイ）

- ・保護者が疾病や就労、育児疲れなどにより、こどもを養育することが困難な場合、児童福祉施設等で一定期間、こどもを預かります。

④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）・養育支援訪問事業

- ・生後4か月までの乳児がいる家庭に、保健師や助産師が訪問し、乳児や母親の身体や育児に関する相談に応じたり、子育て支援サービスの情報提供等を実施しています。また、養育支援が必要な児及び家庭を訪問し、健全な育成を図っています。

⑤地域子育て支援拠点事業

- ・地域の子育て家庭などが集える開かれた居場所や子育て不安の解消を目的として、地域子育て支援センター及び子育てサロンにおいて子育て講座や子育て相談を実施しています。

⑥一時預かり事業

- ・保護者の急用・病気等で保育に困難があるときやリフレッシュを図るときなどに、地域子育て支援センターや保育ステーションにおいて一時的に乳幼児を預かり、保育を行います。

⑦病児保育事業

- ・児童が発熱等の急な病気となった場合、専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育を行います。

⑧ファミリー・サポート・センター事業

- ・「子育ての援助を受けたい方」と「子育ての援助を行いたい方」の地域での相互援助として組織し、保護者の仕事や病気などを理由とした、保育所（園）・幼稚園の送迎及び帰宅後の預かりなどを実施しています。

⑨伴走型相談支援事業（母子健康手帳の交付）

- ・安心して出産・子育てができるように、妊娠届出時の面談やその後の継続的な情報発信、随時の相談受付等を行うことにより、妊娠の届出時から妊婦・子育て世帯に寄り添い、関係機関とも共有・連携しながら支援に繋がります。

⑩こしがや「プラス保育」幼稚園事業

- ・市が定めた条件を満たす長時間の預かり保育を行う私立幼稚園等（幼稚園及び認定こども園（教育部分））を市独自の「こしがや「プラス保育」幼稚園」として認定し、3歳児以降の保育ニーズへの対応を図っています。

⑪要保護児童等の支援に関する事業

- ・児童虐待等の早期発見及び要保護児童等やその家族への適切な支援が図られるよう関係機関との協議・調整を実施しています。

要保護児童対策地域協議会活動状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
代表者会議	1	1	1	1	1
実務者会議	11	11	12	12	12
個別ケース検討会議	22	19	43	64	35

資料：こども家庭センター

⑫児童館

- ・児童館2か所（コスモス、ヒマワリ）で、遊びや各種教室などを通して児童の健全な発達や豊かな創造性を育む事業のほか、児童自らが学び遊ぶ場、集い仲間づくりの場として、大型施設の特徴を生かした児童の居場所づくりを推進しています。また、子育て中の親子が気軽に集い、交流する場を提供しています。

児童館コスモス入館者数

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開館日数（日）	303	174	306	305	306
入館者数	乳幼児	45,596	8,446	15,377	15,810
	小学生	18,757	3,715	6,608	7,476
	中高生	1,608	381	1,198	1,483
	大人	46,409	9,390	17,386	19,469
	計	112,370	21,932	40,569	44,238
	団体等	4,014	1,094	2,066	3,888

注）団体等については合計の内数（再掲）

資料：青少年課

児童館ヒマワリ入館者数

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開館日数（日）	303	174	306	305	306
入館者数	乳幼児	45,175	8,149	15,077	17,547
	小学生	30,083	2,521	9,312	12,832
	中高生	4,410	433	695	1,052
	大人	45,009	8,193	16,416	19,318
	計	124,677	19,296	41,500	50,749
	団体等	5,001	698	1,939	3,420

注）団体等については合計の内数（再掲）

資料：青少年課

(10) 支援が必要な方の状況

- ・就学援助認定者の割合は、令和5年度は小学校で14.54%、中学校で17.98%であり、いずれも令和元年度から減少を続けています。

就学援助認定者の割合

単位：人、%

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童生徒数 (5/1 現在)	小学校	18,030	17,780	17,719	17,538	17,333
	中学校	8,333	8,569	8,721	8,711	8,524
	計	26,363	26,349	26,440	26,249	25,857
認定者数	小学校	2,914	2,850	2,660	2,513	2,520
	中学校	1,783	1,762	1,720	1,606	1,533
	計	4,697	4,612	4,380	4,119	4,053
認定率	小学校	16.16	16.03	15.01	14.33	14.54
	中学校	21.39	20.56	19.72	18.44	17.98
	計	17.82	17.50	16.57	15.69	15.67

資料：学務課

- ・生活保護世帯の大学等進学率は、高校卒業者の概ね3割から5割程度となっています。

生活保護世帯の大学等進学率の推移

単位：%

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
大学等進学率	32.0%	41.0%	42.9%	50.0%	26.6%

資料：生活福祉課

- ・児童扶養手当受給者数は、令和元年度以降減少を続けており、令和5年度で1,765人となっています。

児童扶養手当受給者数の推移

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童扶養手当受給者数	2,043	1,999	1,945	1,881	1,765

資料：越谷市統計年報（各年度末現在）

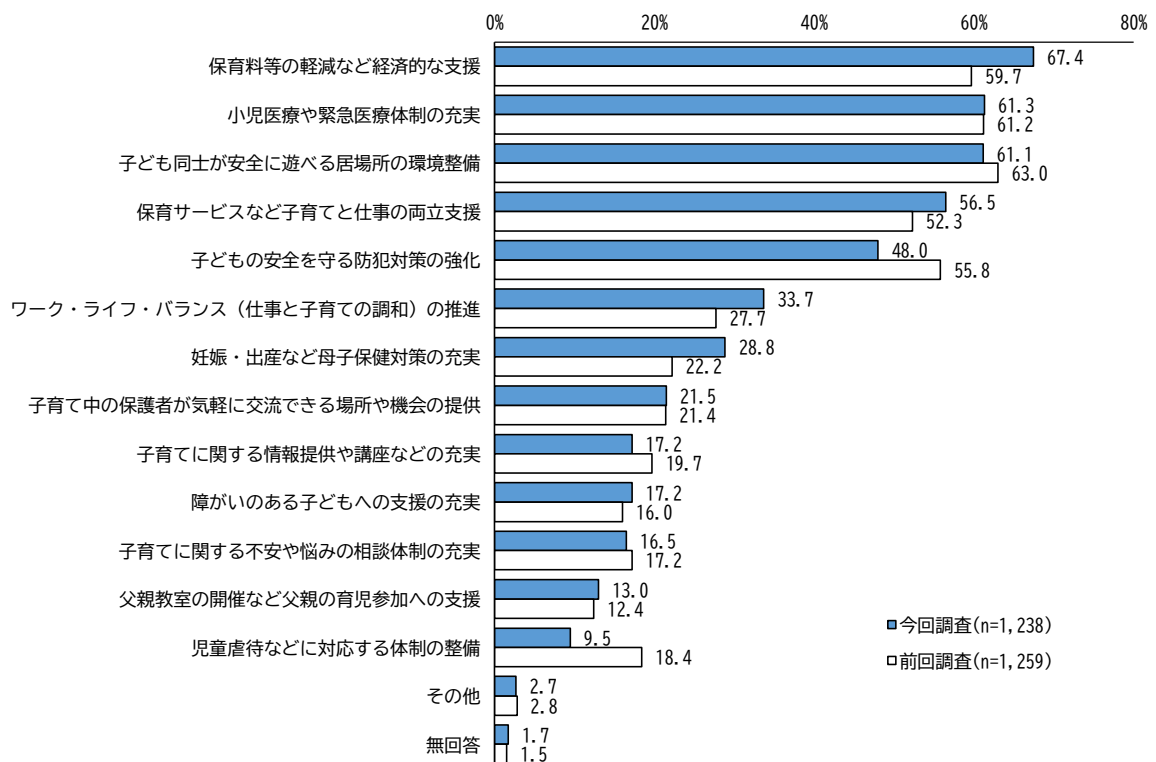
2. 子育て支援ニーズ調査結果からみる本市の現状

調査名	子育て支援ニーズ調査	
	就学前児童調査	小学生調査
調査対象者	市内在住の就学前の児童 (0歳～5歳)の保護者	市内在住の小学生(小1～小6) の保護者
調査方法	郵送配布・郵送回収	
調査実施期間	令和6年1月5日～2月5日まで ※前回調査：平成31年1月31日～2月15日	
調査対象者数	2,500件	2,500件
回収数(率)	1,238件(49.5%)	1,319件(52.8%)

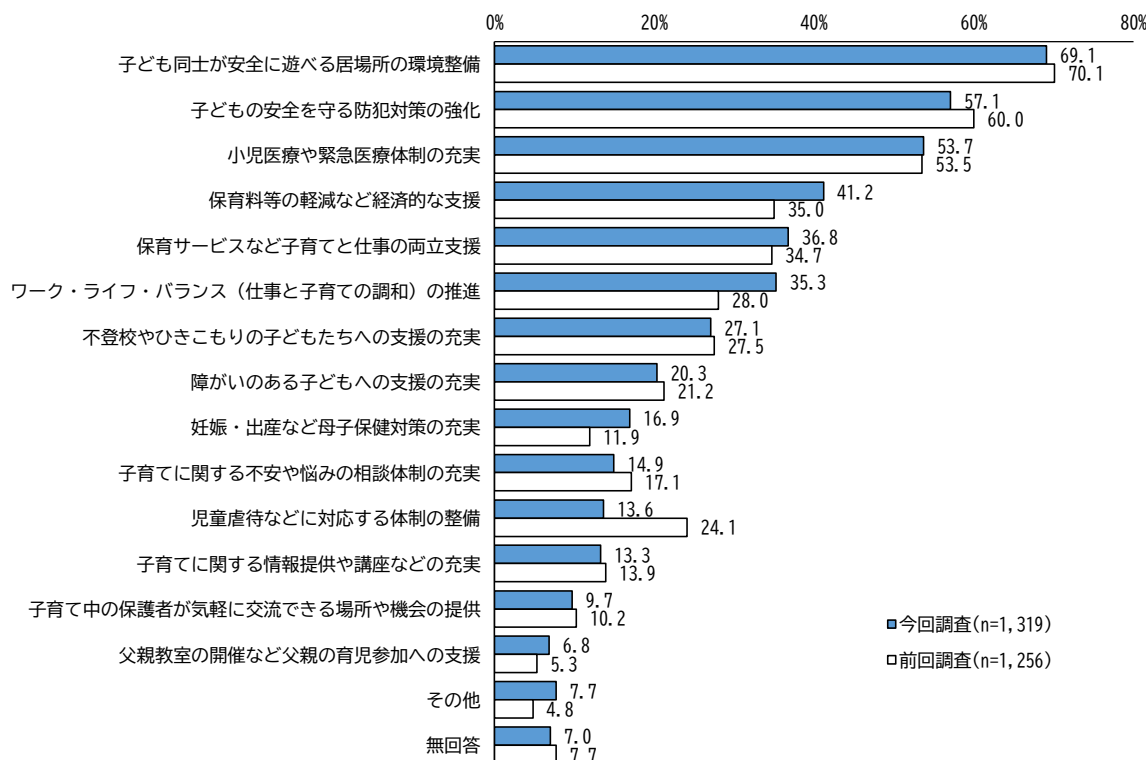
(1) 市の子育て支援施策について

- ・今後充実を図ってほしい子育て支援施策について、いずれの調査でも「子ども同士が安全に遊べる居場所の環境整備」、「小児医療や緊急医療体制の充実」が上位にあげられています。
- ・「保育料等の軽減など経済的な支援」は、いずれの調査も前回調査に比べ増加しています。

市に対して今後充実を図ってほしい子育て支援【就学前児童】



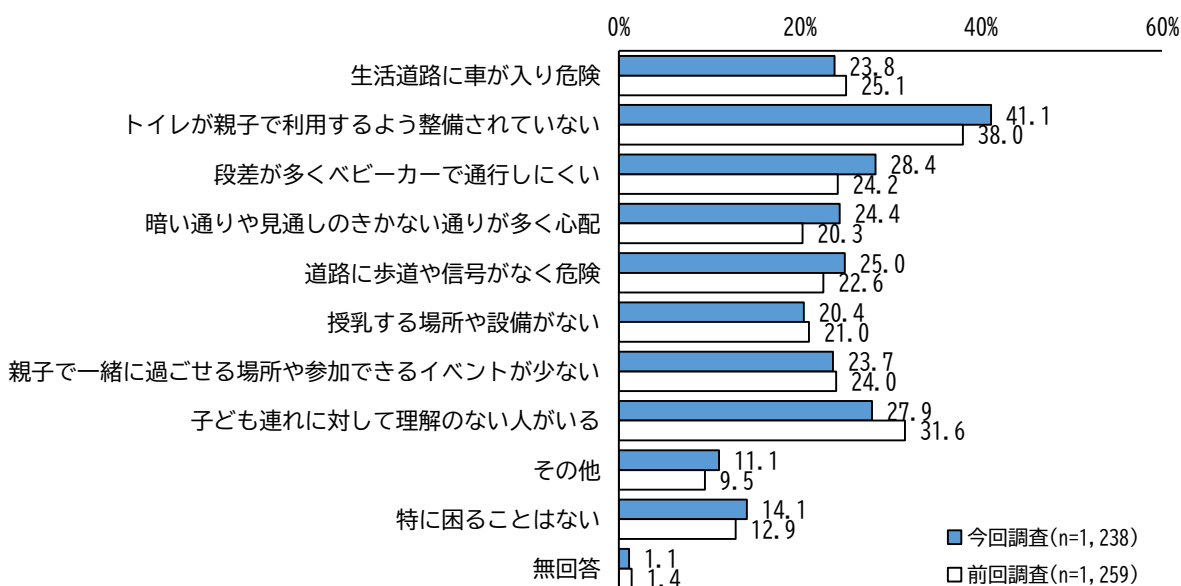
市に対して今後充実を図ってほしい子育て支援【小学生】



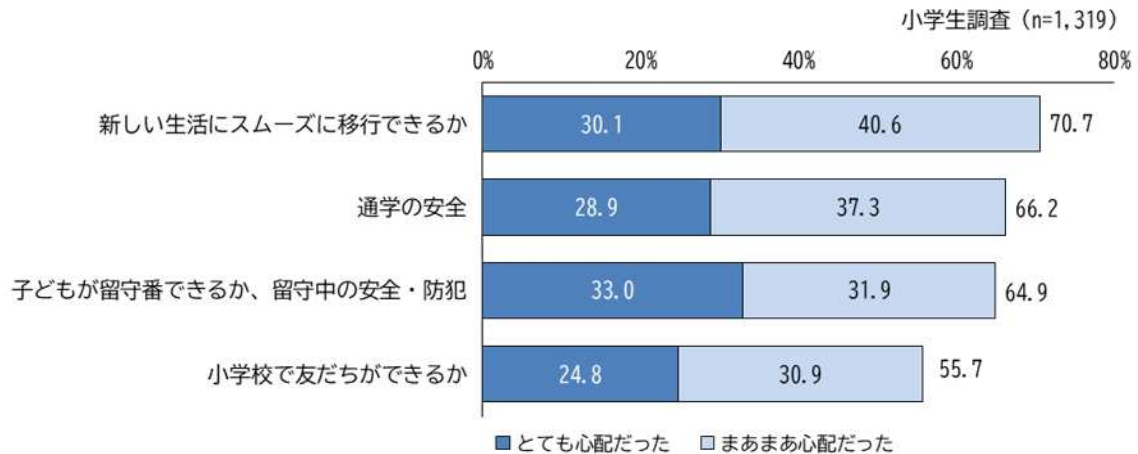
（２）安全・安心なまちについて

- ・就学前児童調査では、こどもと一緒に外出する際に困ることについて、「トイレが親子で利用するよう整備されていない」が最も高くなっています。前回調査に比べ、「段差が多くベビーカーで通行しにくい」や「暗い通りや見通しのきかない通りが多く心配」が増加しています。
- ・小学生調査では、こどもの小学校入学時に、＜新しい生活にスムーズに移行できるか＞のほか、＜通学の安全＞や＜こどもが留守番できるか、留守中の安全・防犯＞などで心配だった割合が高くなっています。

こどもと一緒に外出する際に困ること【就学前児童】



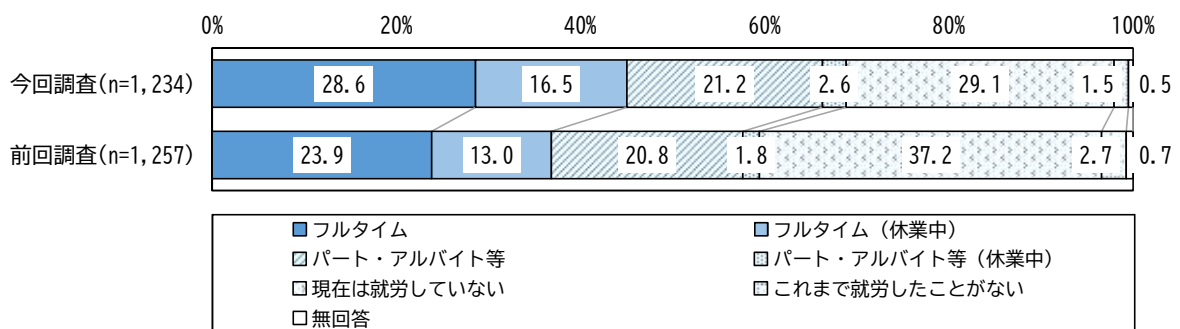
こどもの小学校入学時に特に心配だったこと（上位項目）【小学生】



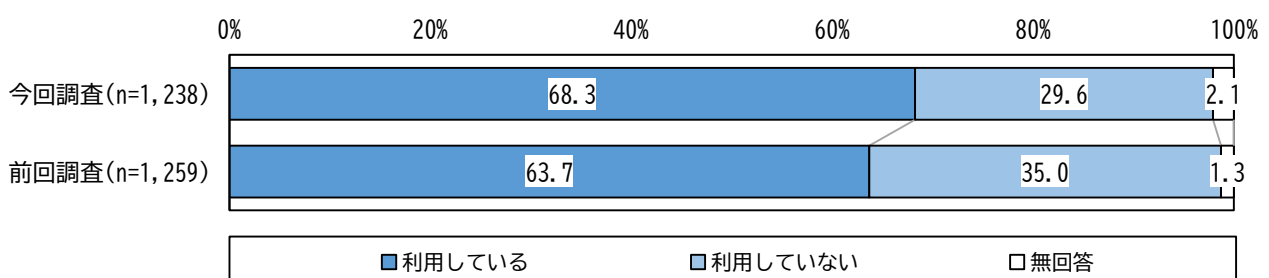
(3) 教育・保育サービスの利用について

- ・就学前児童調査において、母親の就労状況については、「フルタイム」での就労は 28.6%、「パート・アルバイト等」での就労は 16.5%であり、合計すると約半数、休業中を含めると7割近くに達します。前回調査と比較すると、就労している（休業中を含む）割合が9.4ポイント増加しています。
- ・就学前児童調査において、幼稚園や保育所などを利用している割合は 68.3%で、前回調査（63.7%）に比べ 4.6ポイント増加しています。
- ・平日に利用しているサービスについては、前回調査に比べ「保育園」が増加、「幼稚園」が減少しています。また、平日にサービスを利用する理由については、「子育てをしている人が現在就労している」が大きく増加するなど、共働き家庭が増えている状況がうかがえます。

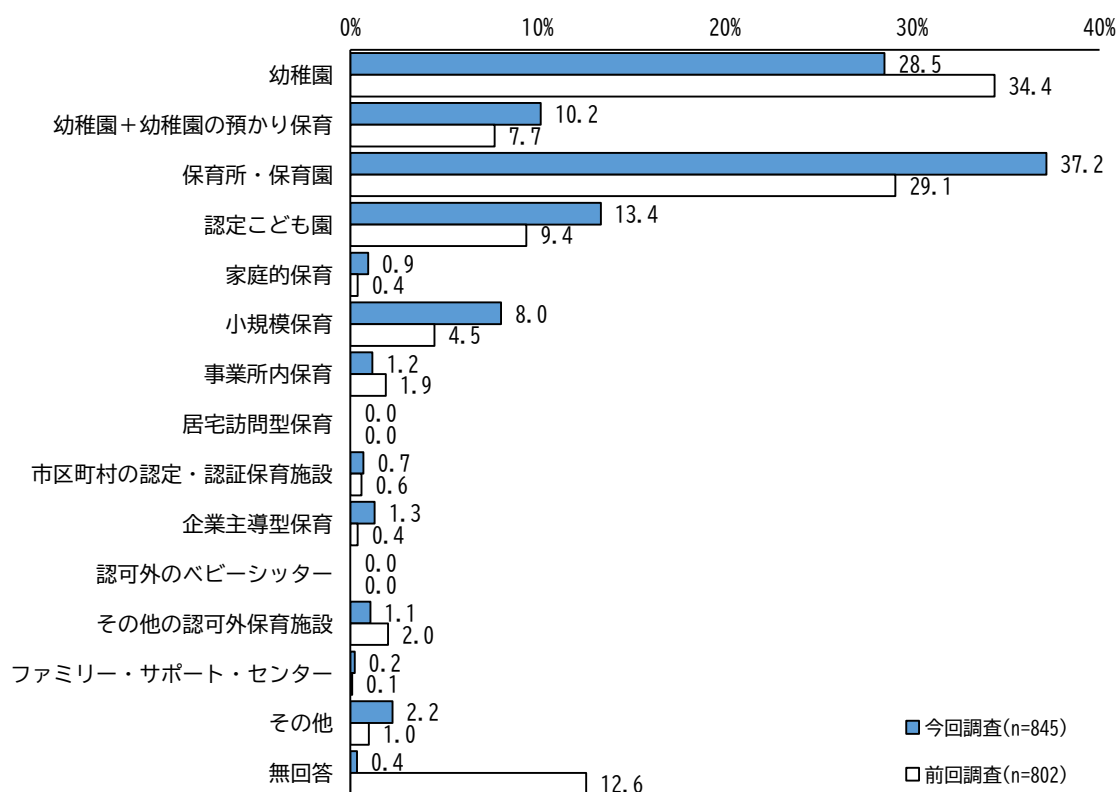
母親の就労状況【就学前児童】



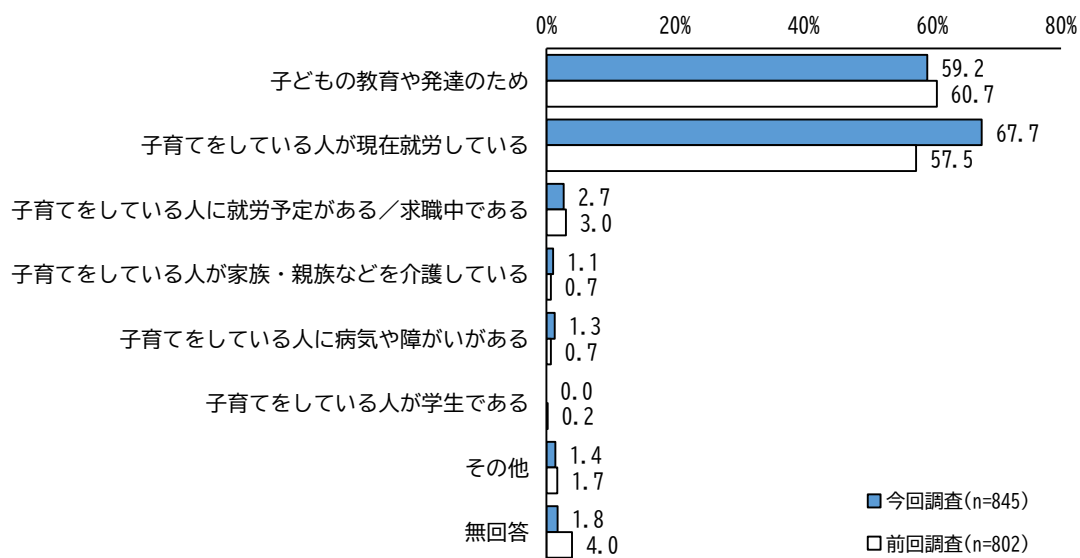
平日の教育・保育施設の利用【就学前児童】



平日に利用している教育・保育施設、保育サービス等【就学前児童】



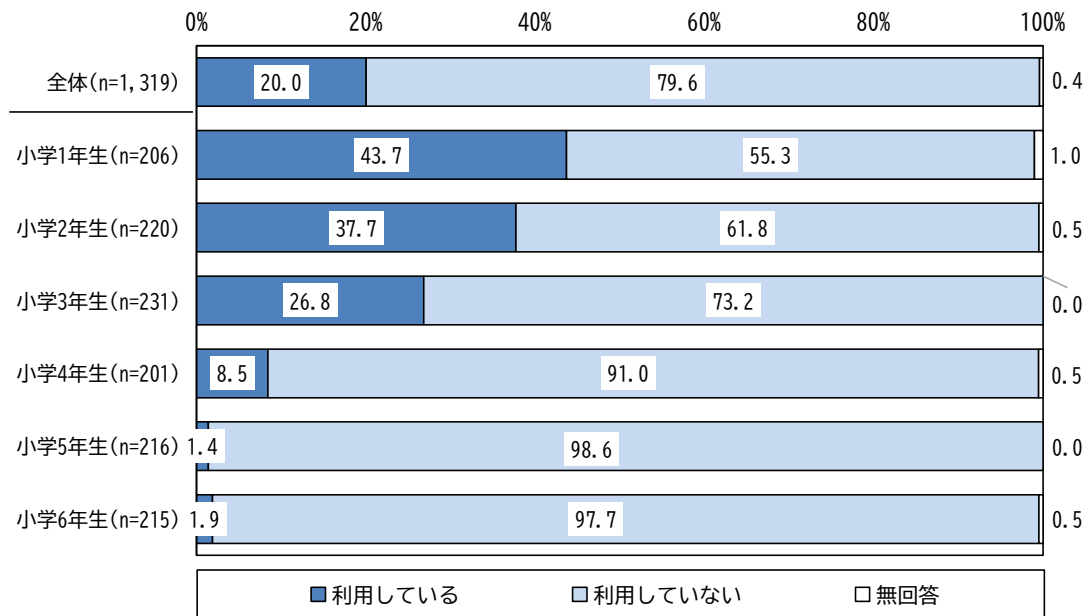
平日にサービスを利用する理由【就学前児童】



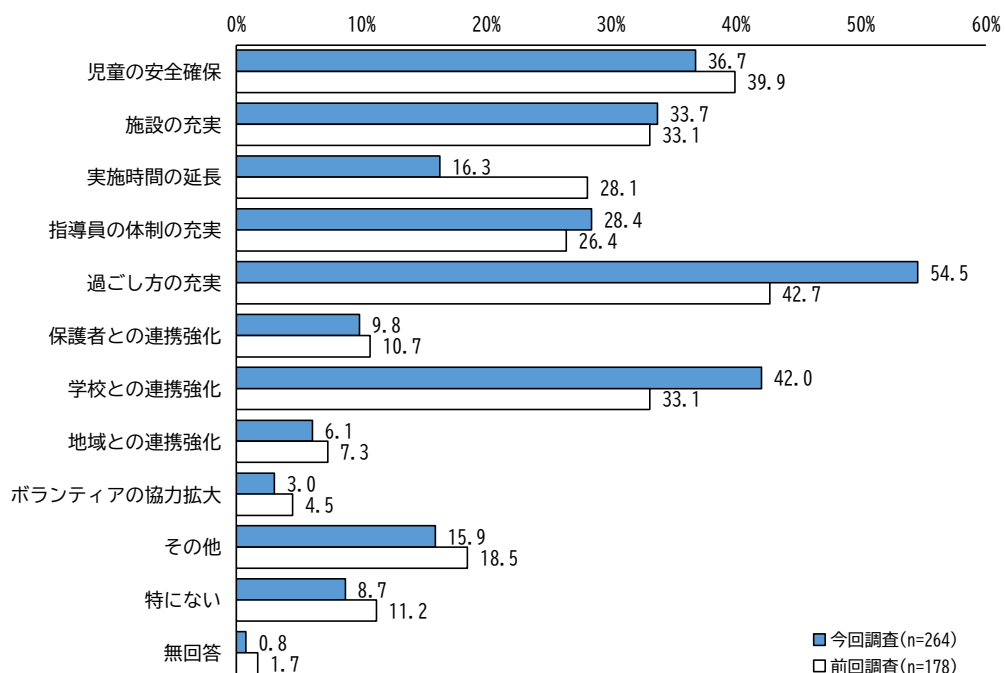
(4) 学童保育室の利用について

- ・小学生調査において、学童保育室の利用を学年別にみると、「利用している」との回答は3年生以下で2～4割台となっており、小学1年生で最も高くなっています。
- ・学童保育室に望むことは、「過ごし方の充実」が54.5%で最も高く、以下「学校との連携強化」、「児童の安全確保」、「施設の充実」などの順となっています。前回調査と比較すると、「過ごし方の充実」が11.8ポイント増加、「学校との連携強化」が8.9ポイント増加しています。

学年別の学童保育室の利用（学年別）【小学生】



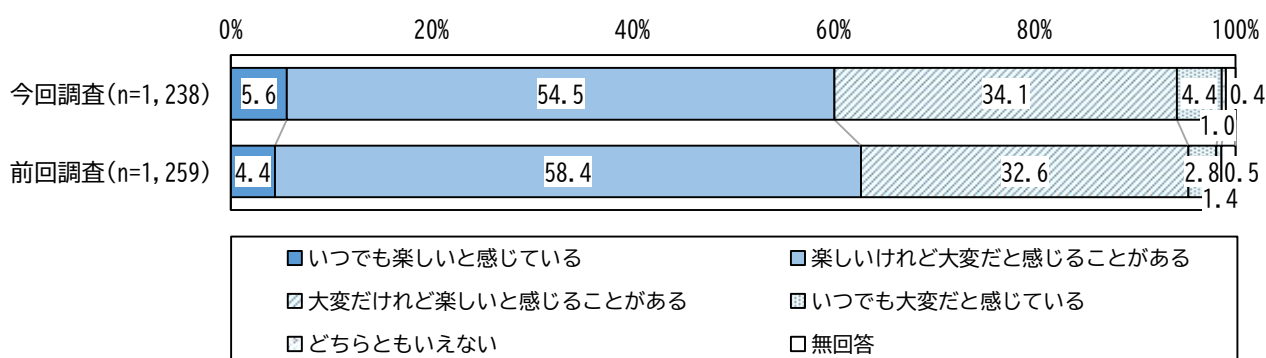
学童保育室に今後望むこと【小学生】



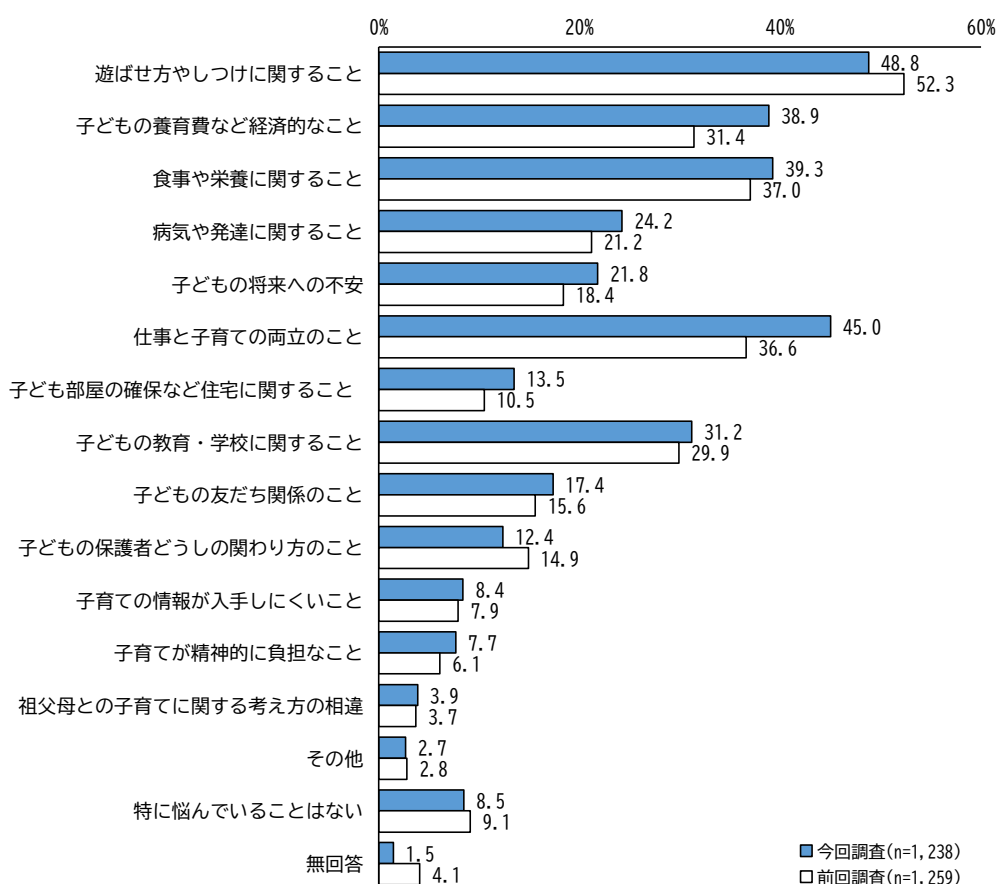
(5) 子育ての悩みや相談先について

- ・就学前児童調査において、子育てについてどのように感じているかについては、「楽しいけれど大変だと感じることもある」が54.5%で最も多くなっています。前回調査に比べ、「大変だけれど楽しいと感じることがある」や「いつでも大変と感じている」がわずかに増加しています。
- ・子育てに関して悩んでいることは、「遊ばせ方やしつけに関すること」が48.8%で最も多く、以下「仕事と子育ての両立のこと」、「食事や栄養に関すること」、「子どもの養育費など経済的なこと」などの順となっています。前回調査と比較すると、「仕事と子育ての両立のこと」が8.4ポイント増加、「子どもの養育費など経済的なこと」が7.5ポイント増加しています。

子育てについてどのように感じているか【就学前児童】

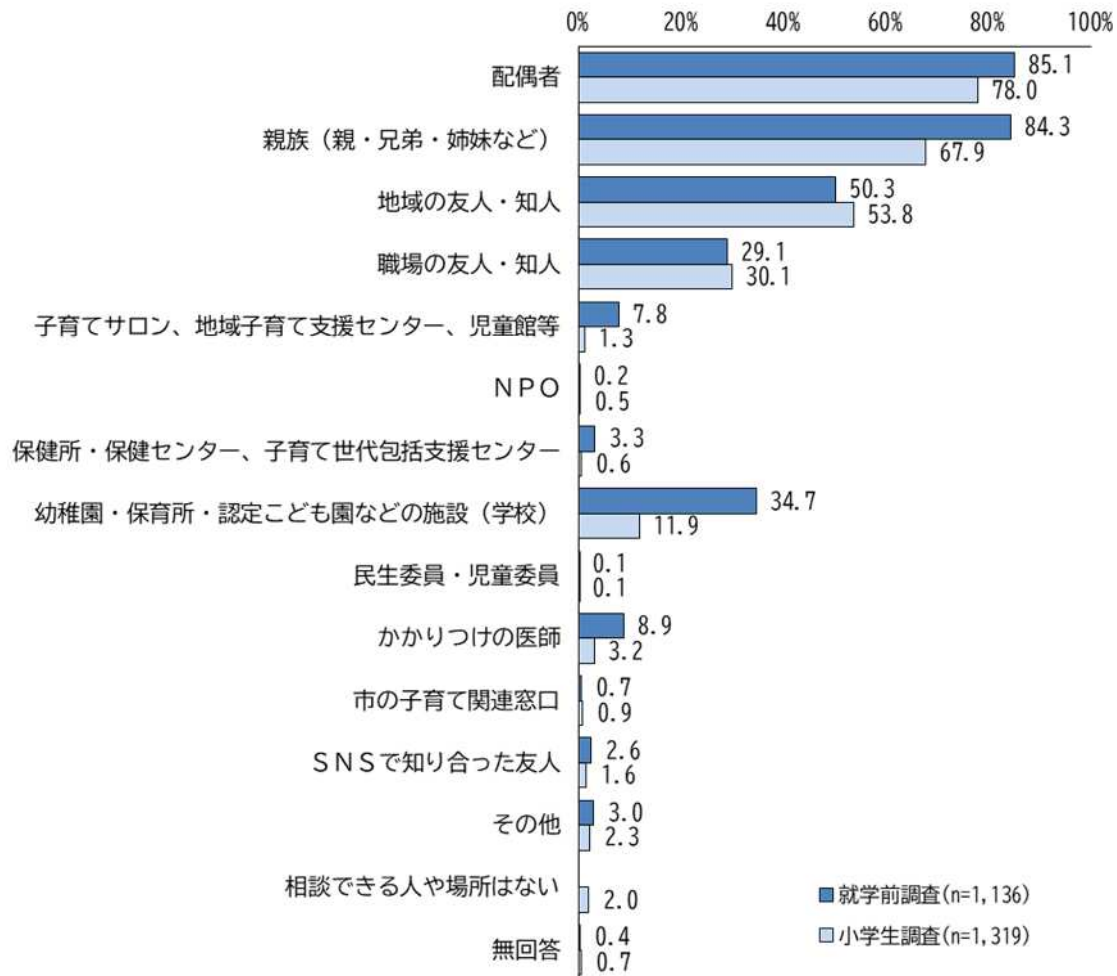


子育てに関して悩んでいること【就学前児童】



- ・子育て等に関して気軽に相談できる人や場所については、就学前児童調査、小学生調査ともに「配偶者」や「親族」が多くあげられています。就学前調査では「幼稚園・保育所・認定こども園などの施設」が3割台に対して、小学生調査の「学校」は1割台にとどまります。

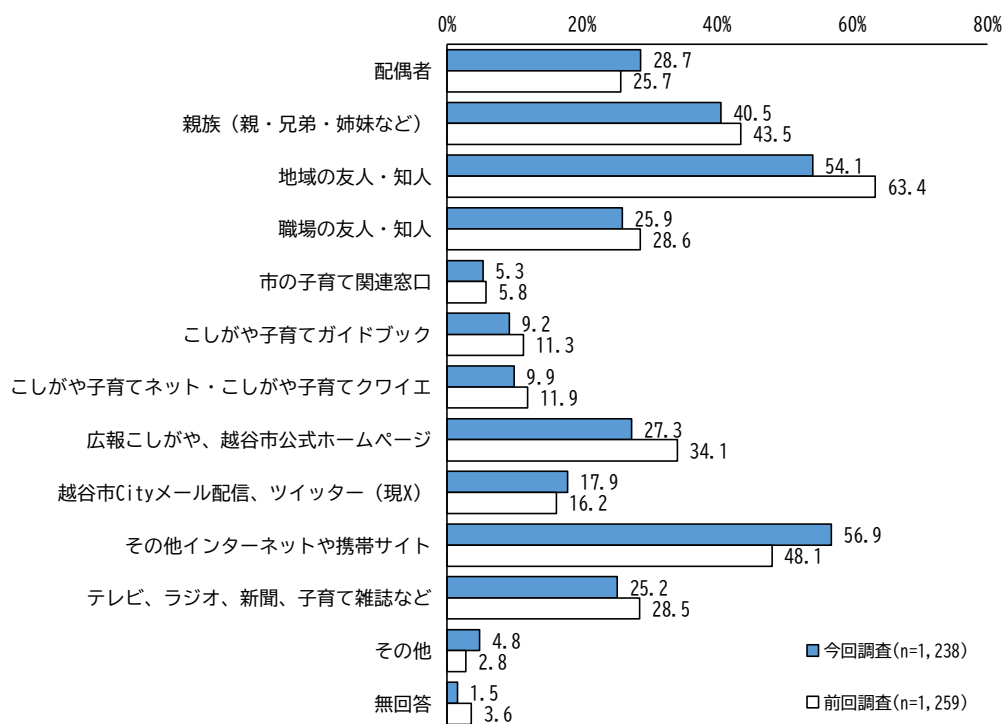
子育て等に関して気軽に相談できる人や場所【就学前児童・小学生調査】



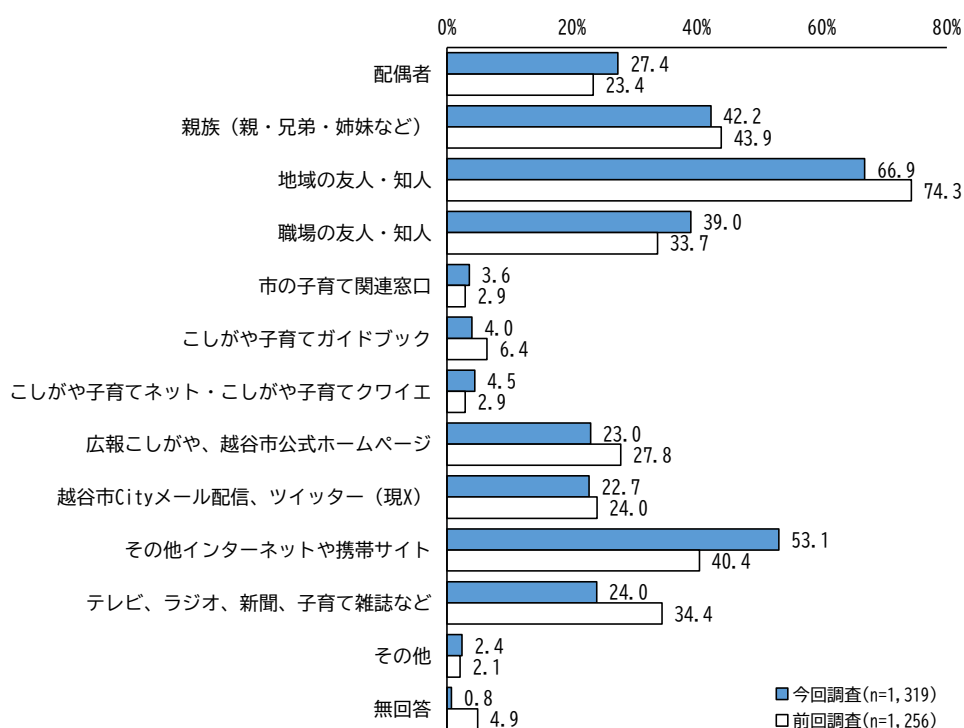
(6) 子育てに関する情報について

- ・子育てに関する情報の入手先については、就学前児童調査、小学生調査ともに「地域の友人・知人」が減少し、「その他インターネットや携帯サイト」が大きく増加しています。

子育てに関する情報の入手先【就学前児童】



子育てに関する情報の入手先【小学生】



3. こどもの生活実態調査からみる本市の現状

調査名	こどもの生活実態調査	
	小学5年生・中学2年生調査	関係機関・団体調査
調査対象者	小学5年生の保護者、中学2年生の保護者	・ 保育園、幼稚園、認定こども園 ・ 民生委員・児童委員協議会 ・ 子育て支援関係団体 ・ 児童相談所、児童発達支援センター ・ こども食堂 ・ 教育センター、青少年相談室等庁内関係機関 ・ ファミリー・サポート・センター、子育てサロン
調査方法	アンケート調査 (郵送配布・郵送回収)	1) ヒアリング調査 2) アンケート調査(郵送配布・郵送回答)
調査実施期間	令和6年1月5日～2月5日まで	1) 令和6年1月15日実施 2) 令和6年2月2日～2月26日まで
調査対象者数	3,500 件	80 件
回収数(率)	1,704 件 (56.8%)	53 件 (66.3%)

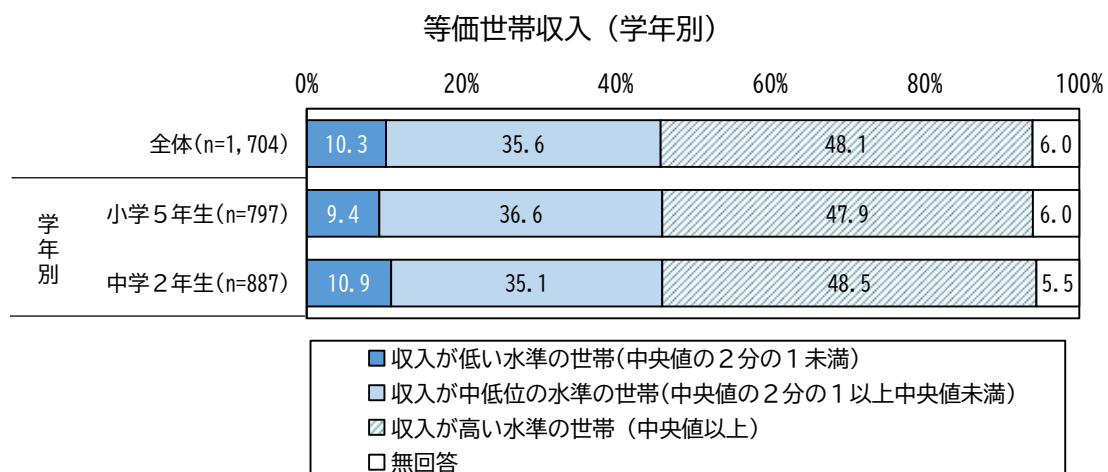
(1) こどもの生活実態調査

① 等価世帯収入について

本調査においては、国調査※の算出方法に基づき「収入が低い水準の世帯(中央値の2分の1未満)」、「収入が中低位の水準の世帯(中央値の2分の1以上中央値未満)」、「収入が高い水準の世帯(中央値以上)」の3区分で分類を行いました。

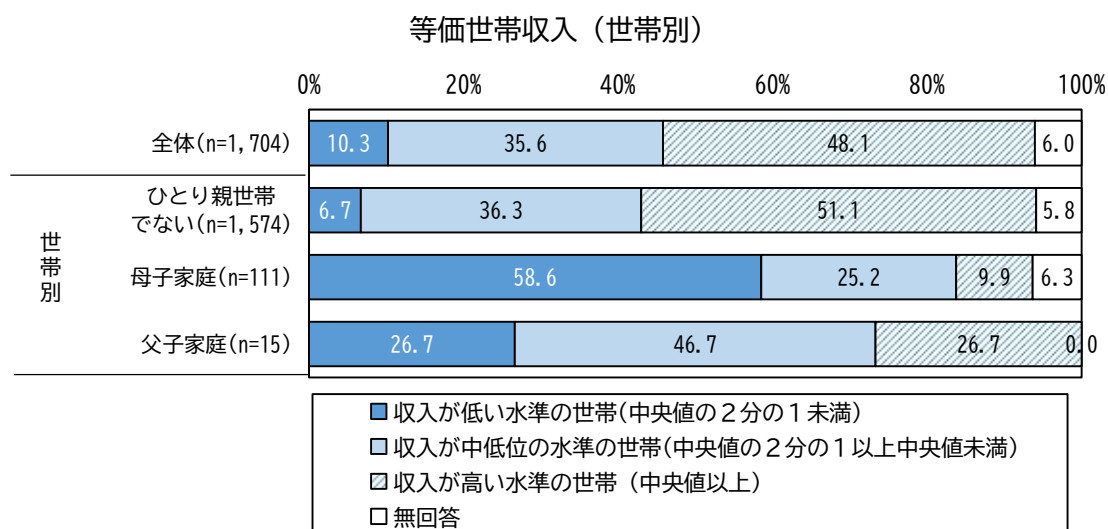
その結果、越谷市の等価世帯収入の中央値は375万円と国の中央値317.54万円を上回り、「収入が低い水準の世帯」に該当する割合は、全体で10.3%、学年別にみると、小学5年生では9.4%、中学2年生では10.9%となっています。

※「令和3年子供の生活状況調査の分析」における等価世帯収入の算出方法に基づき計算を行いました。国調査における等価世帯収入の中央値は317.54万円、等価世帯収入の中央値の2分の1は158.77万円となっています。



② 家族類型や生活状況について

- ・同居家族及び家族全員の人数、ひとり親世帯に該当するかの設問により、ひとり親世帯の判定を行ったところ、「母子世帯」が 6.5%、「父子世帯」が 0.9%という結果となりました。
- ・等価世帯収入をひとり親世帯の判定（世帯）別にみると、ひとり親世帯ではない世帯では「収入が高い水準の世帯」が半数を超えるのに対し、母子世帯では「収入が低い水準の世帯」が 58.6%となっています。



- ・収入が高い水準の世帯では、父親・母親ともに「正社員・正規職員」の割合が高くなっています。一方で、母子世帯においても母親の 45.9%が「正社員・正規職員」となっています。
- ・収入が低い水準の世帯では、母親が働いていない理由として「自分の病気や障害のため」が 32.3%と最も高くなっています。

母親の就労状況

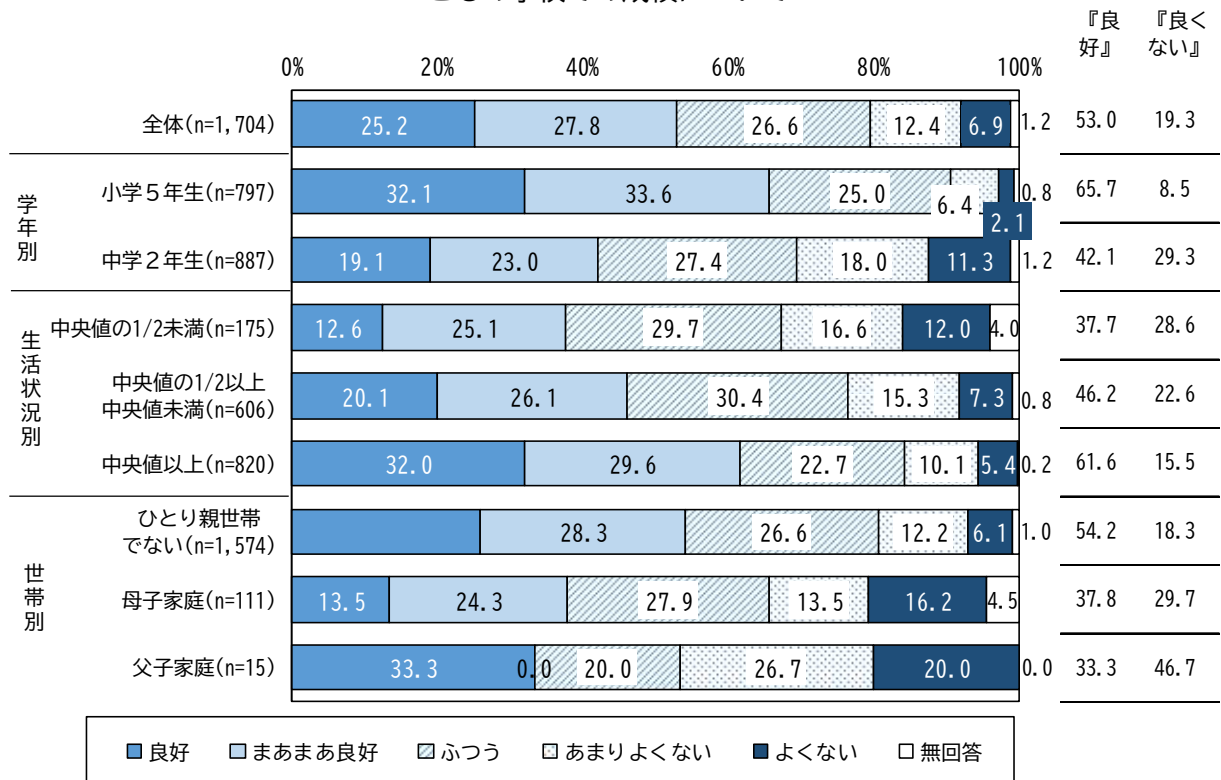
単位：％

項目		正社員・ 正規職員	契約社 員・派遣 社員・非 正規職員	パート・ アルバイト	自営業・ 家業（自 由業・フ リーラン スを含 む）	働いてい ない（家 事専業を 含む）	わからな い	いない	無回答
全体(n=1,704)		23.9	6.0	44.1	6.0	18.1	0.4	0.3	1.2
学年別	小学5年生(n=797)	24.3	4.6	42.7	5.1	20.8	0.6	0.5	1.3
	中学2年生(n=887)	23.8	7.2	45.2	6.7	15.7	0.1	0.1	1.2
生活状況別	中央値の1/2未満(n=175)	19.4	10.3	38.9	9.7	17.7	1.7	0.0	2.3
	中央値の1/2以上 中央値未満(n=606)	15.2	5.9	52.3	5.1	19.6	0.2	0.5	1.2
	中央値以上(n=820)	32.9	5.4	39.1	5.2	16.3	0.1	0.2	0.6
	父子家庭(n=15)	0.0	0.0	13.3	0.0	0.0	26.7	33.3	26.7
世帯別	ひとり親世帯でない(n=1,574)	22.7	5.7	45.7	6.0	19.0	0.1	0.0	0.8
	母子家庭(n=111)	45.9	11.7	27.0	6.3	8.1	0.0	0.0	0.9
	父子家庭(n=15)	0.0	0.0	13.3	0.0	0.0	26.7	33.3	26.7

③ 教育上の課題

- ・こどもの学校での成績については、収入が高い水準の世帯では「良好」が32.0%で最も高くなっていますが、収入が低い水準の世帯では、「あまりよくない」と「よくない」の合計が28.6%となっています。

こどもの学校での成績について



- ・こどもの将来の進学希望については、全体、等価世帯収入別いずれも「大学」が最も高くなっています。一方、現実については、収入が低い水準の世帯では「高校まで」が最も高くなっており、その理由として半数以上が「家庭の経済的な状況から考えて」をあげています。

こどもの将来の進学希望

単位：％

項目		中学校まで	高校まで	専門学校、5年生の高等専門学校(高専)、短大等まで	大学まで	大学院まで	その他	まだわからない	無回答
全体(n=1,704)		0.2	6.0	12.7	71.1	3.8	0.7	5.2	0.4
学年別	小学5年生(n=797)	0.1	4.1	12.0	72.5	3.5	1.3	5.8	0.6
	中学2年生(n=887)	0.2	7.8	13.3	69.7	4.1	0.2	4.5	0.2
生活状況別	中央値の1/2未満(n=175)	1.1	15.4	19.4	49.1	2.9	1.7	9.1	1.1
	中央値の1/2以上中央値未満(n=606)	0.2	7.8	16.5	66.2	2.0	0.8	6.4	0.2
	中央値以上(n=820)	0.0	2.7	8.0	80.0	5.2	0.5	3.3	0.2
世帯別	ひとり親世帯でない(n=1,574)	0.1	5.5	11.6	72.7	3.9	0.7	5.1	0.3
	母子家庭(n=111)	0.0	12.6	25.2	49.5	2.7	0.9	7.2	1.8
	父子家庭(n=15)		6.7	13.3	26.7	53.3	0.0	0.0	0.0

こどもの将来の進学の実現

単位：％

項目		中学校まで	高校まで	専門学校、5年生の高等学校（高専）、短大等まで	大学まで	大学院まで	その他	まだわからない	無回答
全体(n=1,704)		1.1	10.7	15.6	52.1	2.1	0.6	16.5	1.4
学年別	小学5年生(n=797)	0.5	8.4	15.9	52.7	1.8	0.8	18.4	1.5
	中学2年生(n=887)	1.5	13.0	15.3	51.4	2.4	0.5	14.8	1.2
生活状況別	中央値の1/2未満(n=175)	2.9	27.4	17.1	21.7	0.6	0.0	24.6	5.7
	中央値の1/2以上中央値未満(n=606)	1.2	13.4	20.5	41.3	0.8	0.8	21.0	1.2
	中央値以上(n=820)	0.6	5.4	11.7	66.6	3.3	0.6	11.2	0.6
世帯別	ひとり親世帯でない(n=1,574)	0.9	9.8	15.1	54.4	2.1	0.6	15.8	1.3
	母子家庭(n=111)	2.7	21.6	22.5	21.6	1.8	0.9	25.2	3.6
	父子家庭(n=15)	6.7	26.7	6.7	33.3	0.0	0.0	26.7	0.0

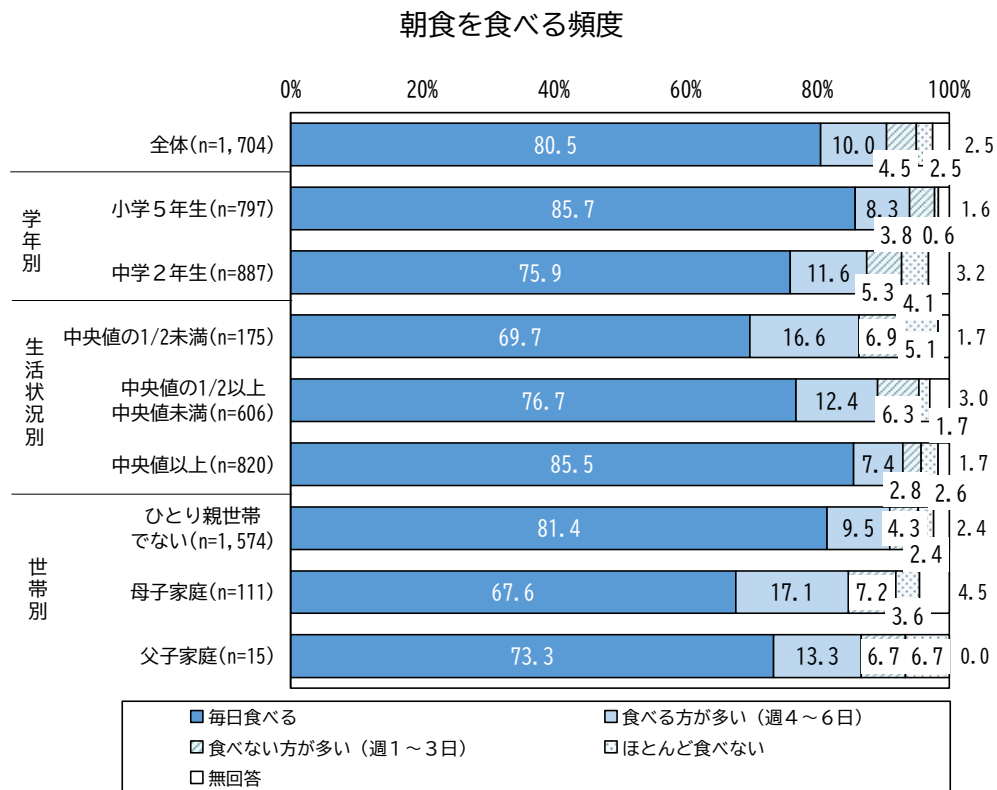
進学の希望と現実が異なると考える理由

単位：％

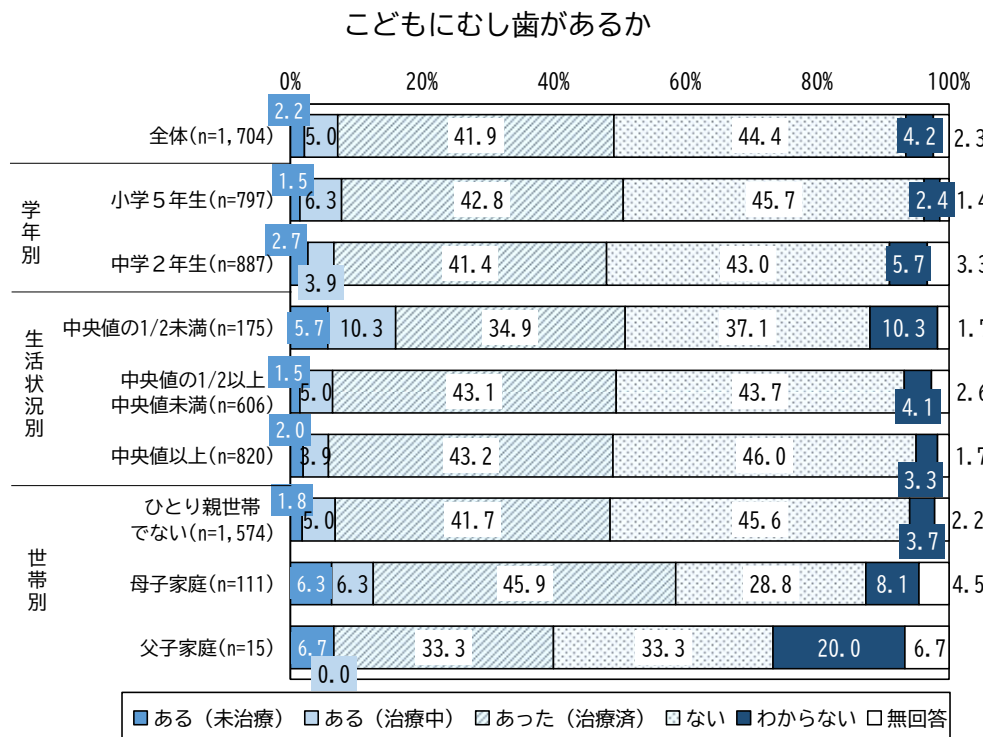
項目		お子さんの学力から考えて	家庭の経済的な状況から考えて	お子さんがそう希望しているから	一般的な進路だと思うから	その他	特に理由はない	無回答
全体(n=560)		42.0	28.6	17.1	8.6	15.4	10.7	0.4
学年別	小学5年生(n=266)	28.9	30.8	18.0	10.9	16.2	14.7	0.4
	中学2年生(n=290)	53.8	26.2	15.9	6.6	14.8	7.2	0.3
生活状況別	中央値の1/2未満(n=83)	31.3	51.8	15.7	7.2	12.0	7.2	1.2
	中央値の1/2以上中央値未満(n=237)	47.3	32.5	15.2	8.4	14.3	9.7	0.4
	中央値以上(n=205)	41.0	14.6	20.0	9.3	17.1	13.2	0.0
世帯別	ひとり親世帯でない(n=500)	42.6	26.4	17.8	9.0	15.4	10.8	0.2
	母子家庭(n=51)	39.2	47.1	13.7	3.9	13.7	7.8	0.0
	父子家庭(n=8)	25.0	50.0	0.0	12.5	12.5	25.0	12.5

④ 生活・健康上の課題

- ・朝食を「毎日食べる」割合は、収入が低い水準の世帯で69.7%と他の属性に比べて低くなっています。

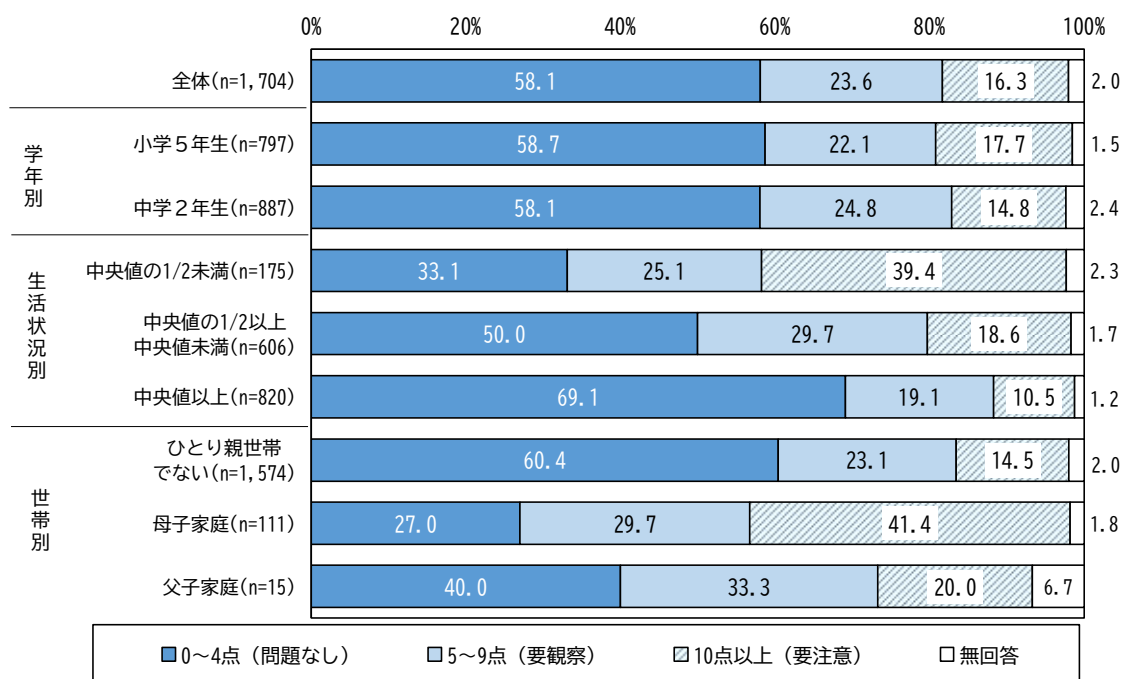


- ・収入が低い水準の世帯では、治療中・未治療にかかわらず、むし歯がある割合が高くなっています。



- ・保護者のこの1か月の気持ち（全6問）に関する回答結果を得点化し、合計点（K6得点※）を算出したところ、「10点以上（要注意）」は収入が低い水準の世帯が39.4%、収入が高い水準の世帯で10.5%と収入が低い層ほど得点が高く、こころの健康状態に問題を抱えている状況がうかがえます。また、母子家庭で「10点以上」が41.4%と高い値となっています。

保護者のこころの健康状態（K6得点）



※国民生活基礎調査でも設定されている設問であり、こころの健康状態を測る指標。

得点	判定	内容
0～4点	問題なし	こころの健康について大きな問題はない。
5～9点	要観察	ストレスが溜まった状態。
10点以上	要注意	こころが疲労している状態。必要に応じて受診・相談を。

⑤ 悩みや必要とする支援

- ・こどものことで悩んでいることについては、収入が低い水準の世帯で多くの項目で他の属性を上回り、悩みを抱えている状況がうかがえます。特に、「子どもとの関わり方」「子どもと過ごす時間が持てない」「子どもの不登校やひきこもり」などの割合が高くなっています。

こどものことで悩んでいること

単位：％

上位項目		子どもとの関わり方	子どもの反抗や暴言・暴力	子どもの病気や障がい	子どもと過ごす時間が持てない	子どもの友達関係やいじめ	家族間での教育方針の違い
全体(n=1,704)		22.1	11.7	10.7	8.9	8.6	7.3
学年別	小学5年生(n=797)	24.6	12.2	10.5	9.5	8.3	7.4
	中学2年生(n=887)	19.6	10.9	10.9	8.2	9.1	7.2
生活状況別	中央値の1/2未満(n=175)	30.3	14.9	14.3	17.7	13.1	4.6
	中央値の1/2以上	22.8	14.0	12.9	5.9	10.2	8.1
	中央値以上(n=820)	20.1	9.8	8.7	9.5	7.0	7.3
世帯別	ひとり親世帯でない(n=1,574)	21.5	11.5	10.5	7.9	8.4	7.8
	母子家庭(n=111)	27.9	13.5	13.5	19.8	8.1	0.9
	父子家庭(n=15)	40.0	20.0	13.3	26.7	33.3	0.0

下位項目		子どもの不登校やひきこもり	学校の先生との関係	他の保護者との関係	その他	特に悩みはない	無回答
全体(n=1,704)		6.2	4.8	3.9	13.1	41.8	3.1
学年別	小学5年生(n=797)	5.6	3.4	4.8	11.0	43.0	2.8
	中学2年生(n=887)	6.9	6.2	3.0	15.2	40.6	3.3
生活状況別	中央値の1/2未満(n=175)	12.6	5.7	5.1	16.0	27.4	3.4
	中央値の1/2以上	7.1	5.0	6.4	11.9	42.1	2.5
	中央値未満(n=606)	4.5	4.5	2.1	12.6	45.1	2.6
世帯別	ひとり親世帯でない(n=1,574)	5.8	4.6	3.9	12.5	43.0	3.0
	母子家庭(n=111)	10.8	4.5	2.7	21.6	27.0	2.7
	父子家庭(n=15)	13.3	20.0	20.0	13.3	26.7	0.0

- ・現在必要とする支援については、所得の高低にかかわらず「子どもの就学にかかる費用の軽減」が最も高くなっていますが、収入が低い水準の世帯では「様々な行政サービスの申請や相談が一つの場所でできること」「一時的に必要な資金の貸付」「子どもの教育・進学に関する相談」「自身の就職・転職のための支援」などの割合が高くなっています。

(2) 関係機関・団体調査

経済的に困窮していると感じる子どもや保護者の状況	
貧困以外で抱える問題	・複合的な問題・課題による子どものヤングケアラー化や世帯の孤立化 ・保護者の疾患や障がい、保護者の虐待・DV 経験による PTSD ・子ども自身やきょうだいなど家族の障がい ・多子世帯、ひとり親世帯、外国籍世帯等における複合的な課題(経済的困難、仕事と家庭の両立、孤立、言葉の壁等) ・支援が必要な保護者ほど介入を拒み一人で頑張ろうとしてしまう。
生活や学習の様子で特徴的な状況	・早寝早起き、朝ごはんを食べる、歯みがきなど基本的な生活習慣や学習習慣が身についていない。 ・むし歯があっても保護者が歯科に連れて行かないなど、子どもの健康に対する関心が薄い。 ・給食のために登校する面があり、夏休みなどの長期休み期間中の栄養不足が心配。
保護者との関係	・保護者の気持ちの余裕がないため、子どもはさみしさを我慢する傾向にある。 ・親子の間で支配関係があり、親に要求をする、困っていることを伝えることを諦めている子どもが多い。
貧困が子どもや保護者に与える影響	・幼少期は心身の影響が中心だが、成長に従い、学習面やコミュニケーション・人との関わりなど影響が大きくなる。 ・不登校が低年齢化することで、基礎学力が身につかない。
必要と感じる支援	・保護者を孤立させないための信頼関係の構築、見守り体制 ・保護者の就労支援だけでなく、家族全体を支援する視点 ・小学校高学年位の年代の子どもへの生きる力を身につけるための教育(自炊やお金のこと等)
必要な市の取組	・行政に相談することを「敷居が高い」と感じる保護者が多いため、相談しやすい環境や体制づくり ・関係機関や庁内各課との連携・情報の共有 ・支援を必要とする人に届くようなわかりやすい情報発信 ・学校応援団をはじめ開かれた学校づくり、地域との連携 ・スクールソーシャルワーカーの配置拡充

外国籍の子どもや保護者の状況	
外国籍の子どもや保護者の抱える課題	・両親ともに外国籍で日本語が習得できていない場合、園の持ち物やルールについて意思の疎通が難しい。また、文化の違いにより集団での活動が難しいこともある(保育園・幼稚園)。 ・通学していても、学習支援が受けられず勉強がわからないまま放置されていると思われるケースがある。 ・保護者よりも子どもの方が日本語を早く覚えた場合、子どもが通訳のように立ち回ることがある。
必要な支援	・親子ともに日本語習得の支援が必要。 ・子どもの就学にあたり、日本の学校の仕組みや進学にかかる費用、支払い等についての情報提供や相談対応、面談への同行等、支援が必要。 ・日本の社会に適応出来るよう、わかりやすい情報提供やサービスの充実とともに保護者への啓発が必要。

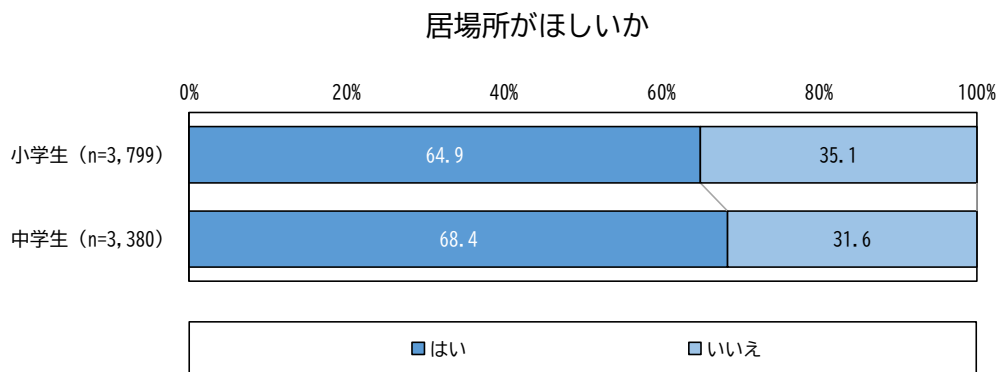
4. こども・若者調査結果からみる本市の現状

調査名	こども・若者調査	
	小中学生調査	こども・若者の意識と生活に関する調査
調査対象者	越谷市内の小中学校に通う小学5年生～中学2年生の児童・生徒	15～39歳のこども・若者
調査方法	インターネットでの配布・回収	郵送配布、郵送・インターネット回収を併用
調査実施期間	令和6年1月29日～2月15日まで	令和6年1月5日～2月5日まで
調査対象者数	11,510件	5,000件
回収数（率）	7,179件（62.4%）	1,401件（28.0%）

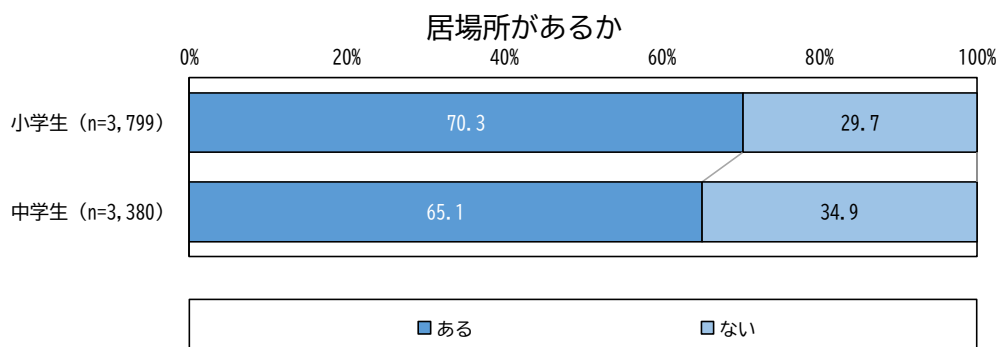
（1）小中学生調査

① 居場所について

- ・家や学校以外の居場所がほしいかについて、小学生は「はい」が64.9%と「いいえ」の35.1%を大きく上回ります。中学生についても「はい」が68.4%と、「いいえ」の31.6%を大きく上回っています。

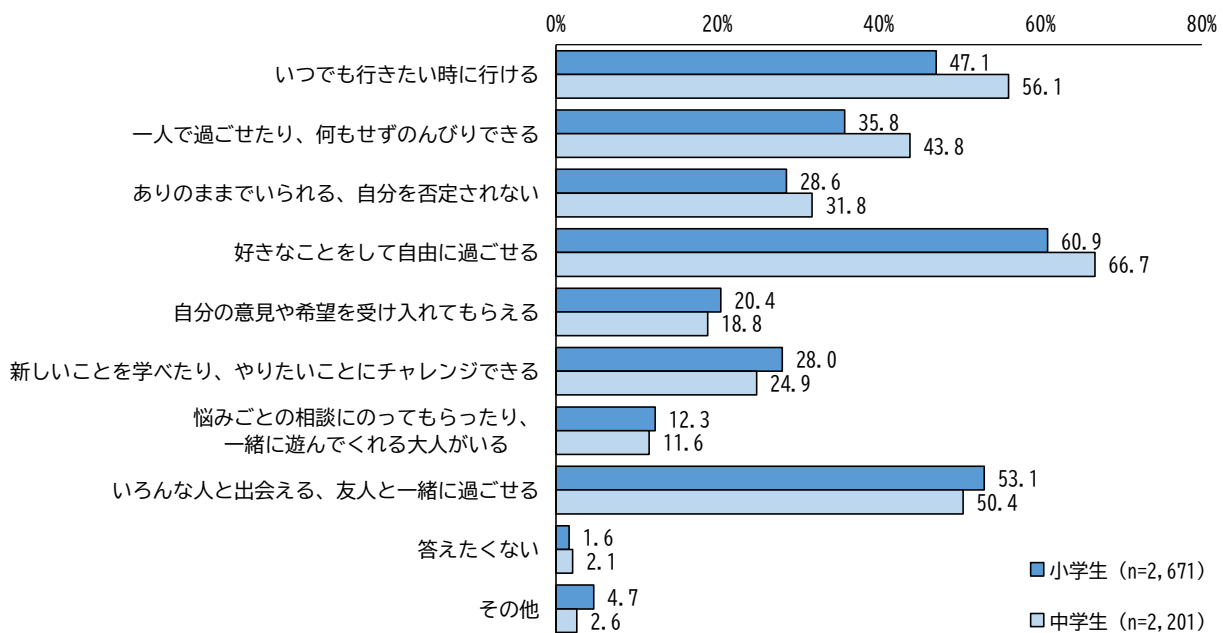


- ・家や学校以外の居場所があるかについて、小学生は「ある」が70.3%と「ない」の29.7%を大きく上回ります。中学生についても「はい」が65.1%と、「いいえ」の34.9%を大きく上回っています。



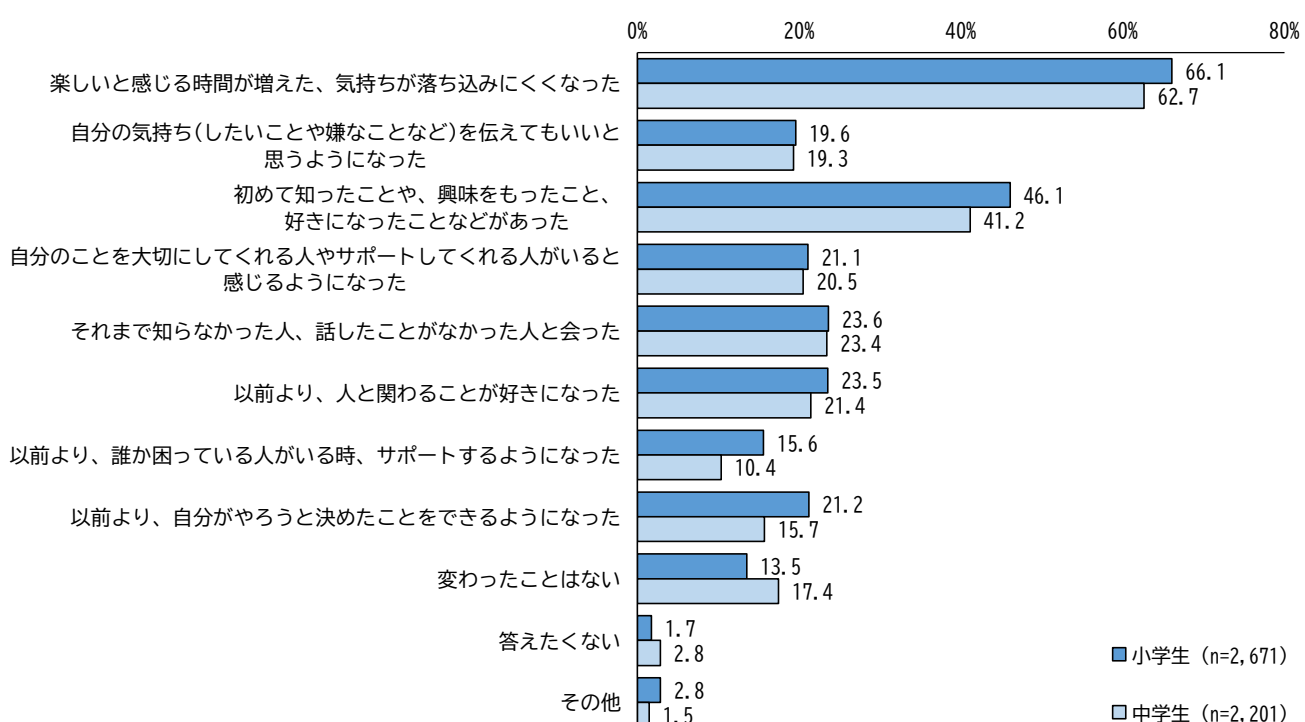
- ・居場所があると回答した人に「どのような居場所か」をたずねたところ、小学生・中学生ともに、「好きなことをして自由に過ごせる」がそれぞれ最も高く、「いろいろな人と出会える、友人と一緒に過ごせる」や「いつでも行きたい時に行ける」が上位にあげられています。

【居場所あり】どのような居場所か



- ・居場所があると回答した人に「居場所に行くようになって変わったこと」をたずねたところ、小学生・中学生ともに、「楽しいと感じる時間が増えた、気持ちが落ち込みにくくなった」がそれぞれ最も高く、次いで「初めて知ったことや、興味をもったこと、好きになったことなどがあった」となってます。

【居場所あり】居場所に行くようになって変わったこと

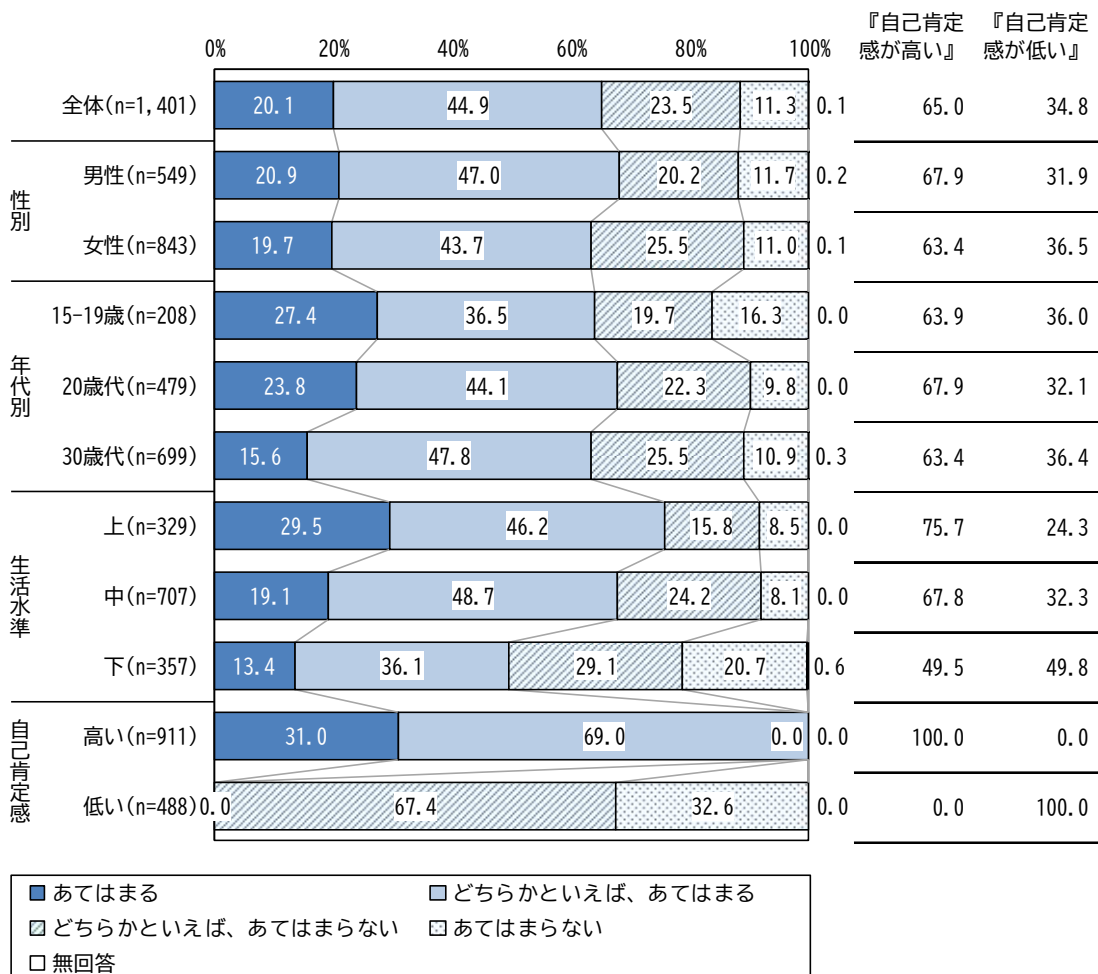


(2) こども・若者の意識と生活に関する調査

① 自己肯定感や幸福感、孤独について

- ・今の自分が好きだという自己肯定感について、『自己肯定感が高い（「あてはまる」と「どちらかといえば、あてはまる」の合計）』割合は、男性の67.9%が女性の63.4%をやや上回ります。年代では大きな差は見られませんが、生活水準が高いほど自己肯定感が高い傾向にあります。

自己肯定感（今の自分が好きだ）



※クロス集計項目について

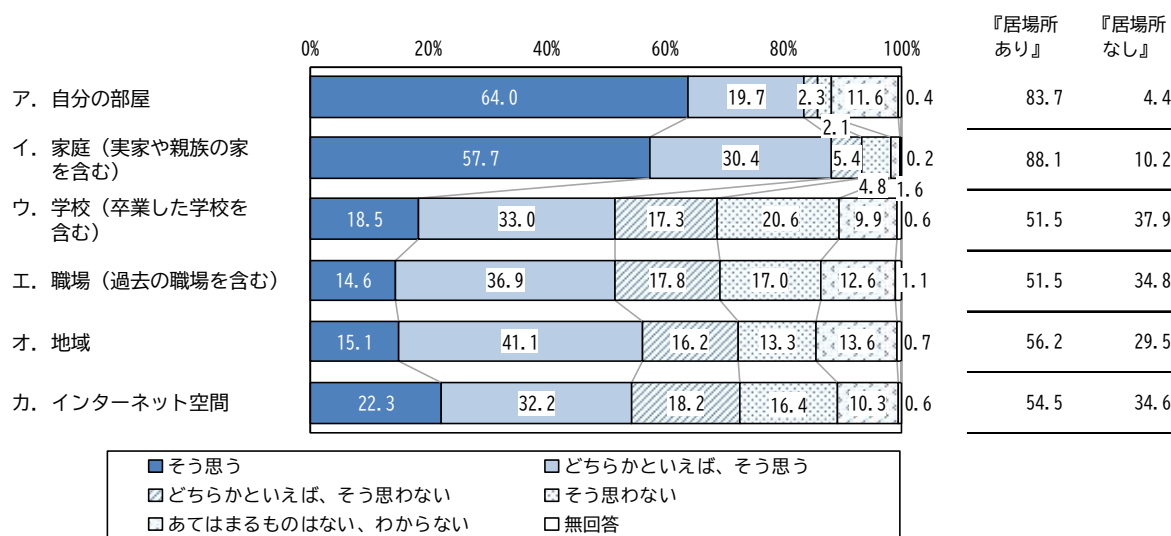
生活水準は、暮らし向きにおける回答、「上」＋「中の上」→『上』、「中」→『中』、「中の下」＋「下」→『下』、自己肯定感は、自分のことが好きかへの回答「あてはまる」＋「どちらかといえばあてはまる」→『（自己肯定感が）高い』、「どちらかといえばあてはまらない」＋「あてはまらない」→『低い』としてクロス集計項目に活用。

- ・孤独を感じることがあるかについて、『孤独を感じることがある（「たまにある」と「時々ある」と「しばしばある・常にある」の合計）』の割合は、女性の49.6%が男性の42.6%を上回ります。年代では20歳代・30歳代でやや高く、生活水準や自己肯定感が低い層で6割台と特に高くなっています。

② 安心できる居場所について

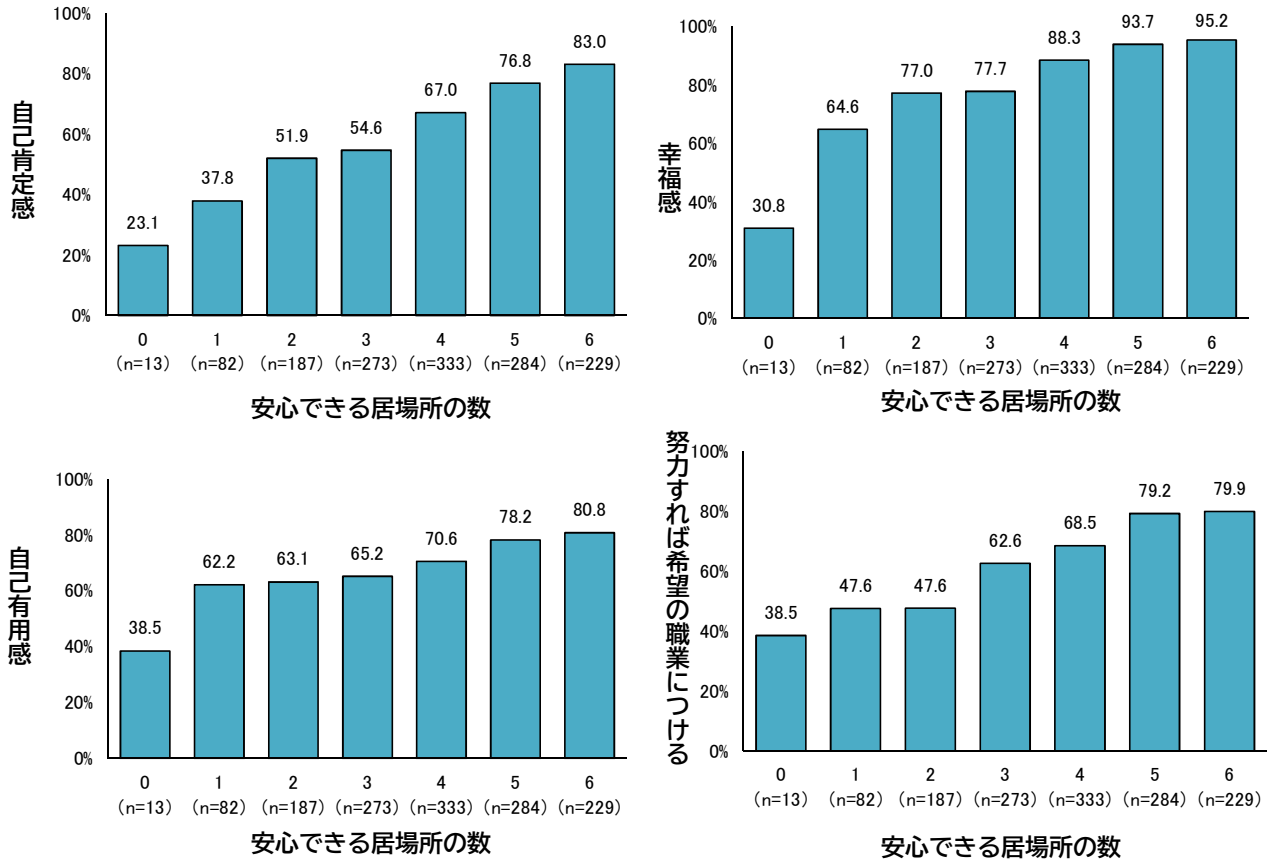
- ・安心できる居場所は、＜自分の部屋＞、＜家庭＞、＜学校＞、＜職場＞、＜地域＞、＜インターネット空間＞の6個から複数選択していただきました。回答として、＜自分の部屋＞や＜家庭＞が安心できる居場所である（「そう思う」＋「どちらかといえばそう思う」）との回答が多くなっています。また、若い世代ほど＜インターネット空間＞が安心できる居場所であるとの回答が多い傾向にあります。

次の場所が安心できる居場所となっているか



- ・安心できる居場所の数が多い人ほど＜自己肯定感＞、＜幸福感＞、＜自己有用感＞、＜努力すれば希望の職業につくことができる＞に対しポジティブな回答※が多くなっています。

安心できる居場所の数と自己肯定感等の関係

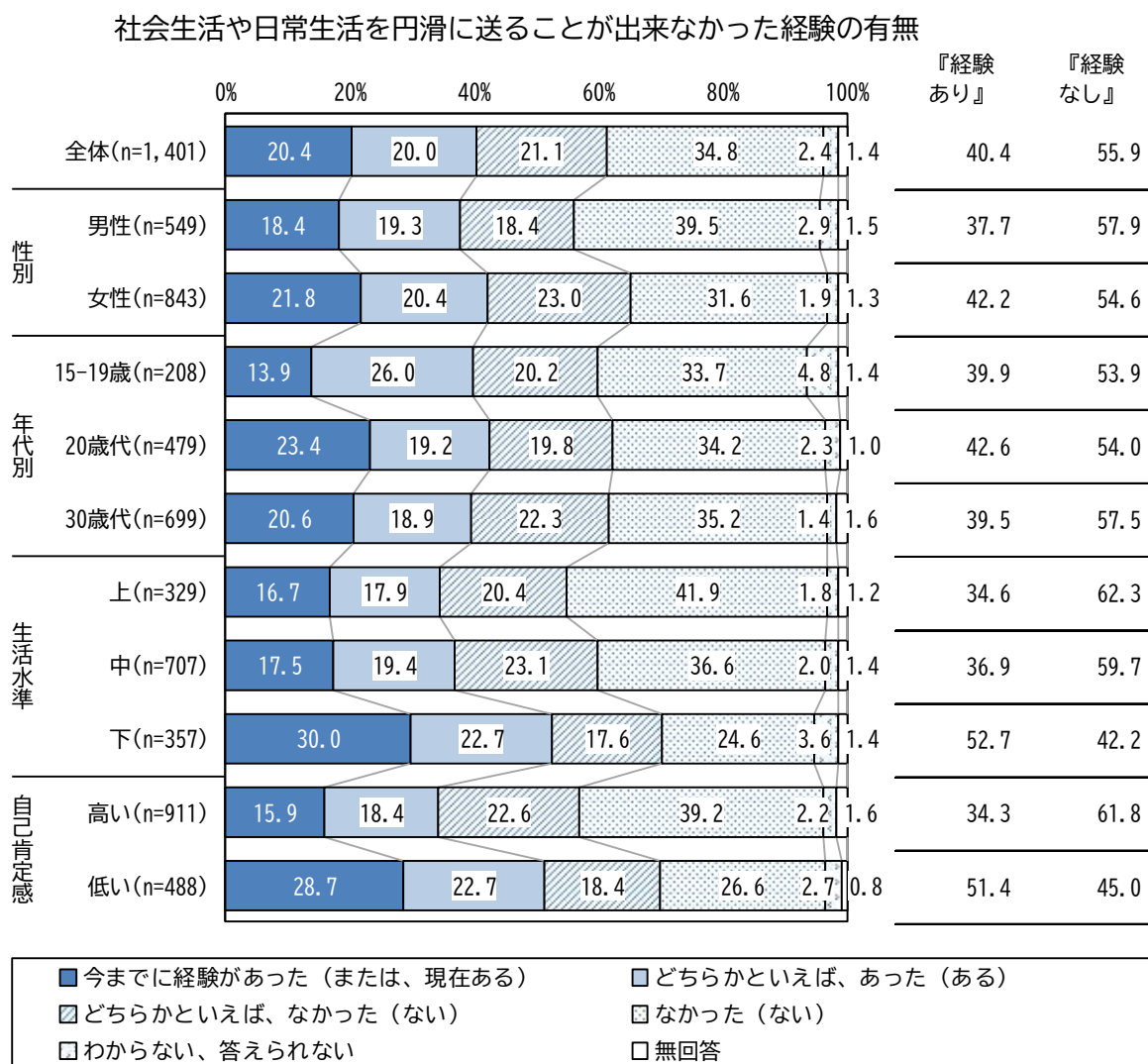


※ポジティブな回答について

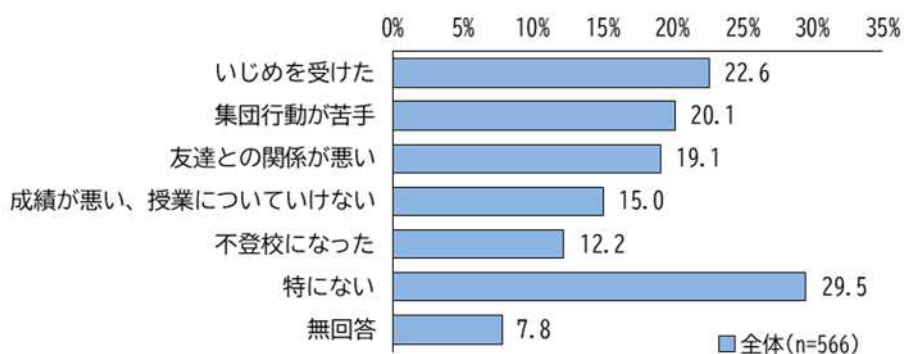
安心できる居場所の数が多いほど、＜自己肯定感（今の自分が好きだ）＞、＜幸福感（今、自分が幸せだと思う）＞、＜努力すれば希望の職業につくことができる＞の各設問で「あてはまる」＋「どちらかといえばあてはまる」の割合が高い。（＜自己有用感（自分は役に立たないと強く感じる）＞については、「どちらかといえばあてはまらない」＋「あてはまらない」の割合）

③ 社会生活や日常生活の状況について

- ・社会生活や日常生活を円滑に送ることが出来なかった経験については、全体の4割が『経験あり（「今までに経験があった（または、現在ある）」と「どちらかといえば、あった（ある）」の合計）』としています。生活水準や自己肯定感が低い層で5割台と特に高くなっています。
- ・『経験あり』とした人の学校における主な原因については、「特になし」が29.5%で最も高いものの、「いじめを受けた」「集団行動が苦手」「友達との関係が悪い」が多くあげられています。



経験があるとした人の学校生活における主な原因（上位項目）



(3) その他の調査結果

調査名	こども・若者調査	
	大学生調査	こども・若者の意見募集
調査対象者	児童福祉分野や教育分野等を専攻する市内大学生 ①文教大学 ②埼玉県立大学 各 50 名程度	39 歳までのこども・若者
調査方法	ワークショップ	意見募集（郵送、FAX、メール、越谷市電子申請・届出サービス、意見箱への投函など）
調査実施期間	①文教大学 令和6年1月17日（水） ②埼玉県立大学 1月31日（水）	令和6年1月16日～2月15日まで
調査項目	市内の若者の居場所について	市のこども・若者に関する施策全般について（自由記述）

① 大学生調査

【意見のまとめ】

居たい	行きたい	やってみたい
■集中して勉強ができる場所 ■一人で静かに過ごせる場所 ■休むことができる場所 ■いつでも行くことのできる場所 ■いつまでも居てよい場所 ■食べたり・飲んだりができる場所 ■友達と自由に過ごせるフリースペース	■リフレッシュができる ■自然に触れられる ■景色・見晴らしがよい ■一人で運動・スポーツができる（ジム等） ■みんなで運動・スポーツができる（運動公園・体育館等） ■自分の気持ちを受け止めてくれる人がいること ■お金がかからずに行けること	■こどもや多様な世代の人との交流ができる ■ボランティアができる ■やりたいことができる ■自由に参加できるサークル（イベント・ゲームなど） ■趣味を生かせる ■市の名所を作りたい

② こども・若者の意見募集

属性	意見(3件)
30 歳代	■千間台の公園はこどもを安全に遊ばせるための環境が整えられていない
30 歳代	■レイクタウン周辺に公園はいくつもあるが、日陰がないため1年の半分は利用ができない、夏場は熱中症が心配 ■レイクタウン周辺への児童館の開設 ■小学校の見学会を入学直前ではなく、4～5歳の年中の時期に開催してほしい
30 歳代	■乳幼児の体重測定が常時できるようにしてほしい

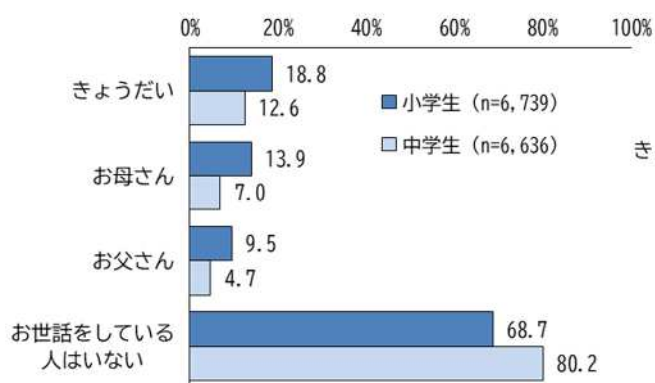
5. ヤングケアラー実態調査からみる本市の現状

調査名	ヤングケアラー実態調査		
	小中学生	高校生	関係機関等
調査対象者	市内小学４年生 から中学３年生	市内県立高校 １年生から３年生	医師会、公共機関、主任児童委員、 人権擁護委員協議会、 公立保育所、私立保育園、認定こども 園、地域型保育事業所、幼稚園、小学 校、中学校、学童保育室、保育ステー ション、子育てサロン、NPO 法人、 私立中・高等学校、県立特別支援学校、 越谷市保健医療部、児童館
調査実施期間	令和５年６月１９日～令和５年７月３１日まで		
調査対象者数	１７,２０５ 件	５,６５２ 件	２８１ 件
回収数（率）	１３,３７５ 件 （７７.７％）	９２７ 件 （１６.４％）	１９０ 件（６７.６％）

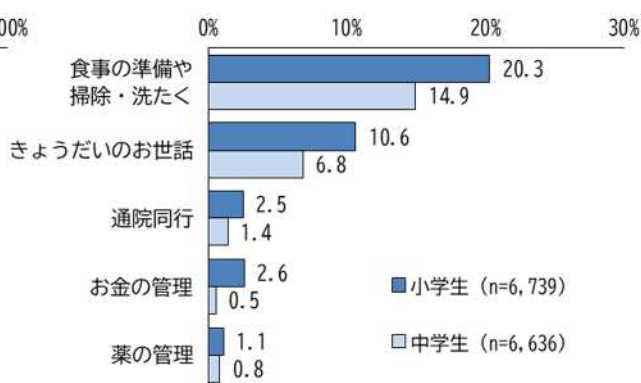
(1) 小中学生調査

- ・世話をする相手は「きょうだい」との回答が最も多くなっています。世話をする内容は「食事の準備や掃除・洗たく」や「きょうだいのお世話」が多くあげられていますが、一部では「お金の管理」や「薬の管理」など通常大人が行う内容を行っている児童生徒もいることがうかがえます。また、世話をしたことにより、生活や学校生活に影響が出ている児童生徒がいます。

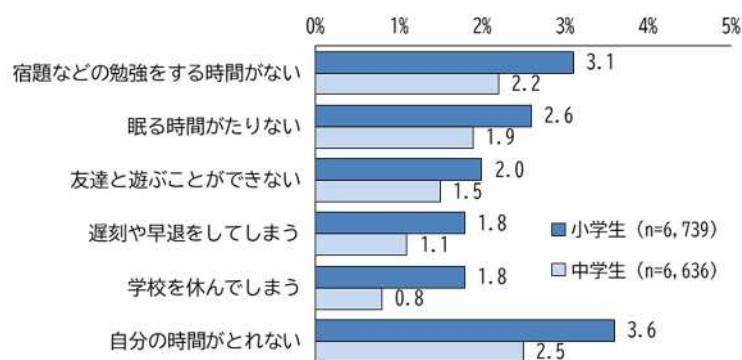
世話をしている場合の続柄



世話をする内容【小中学生】

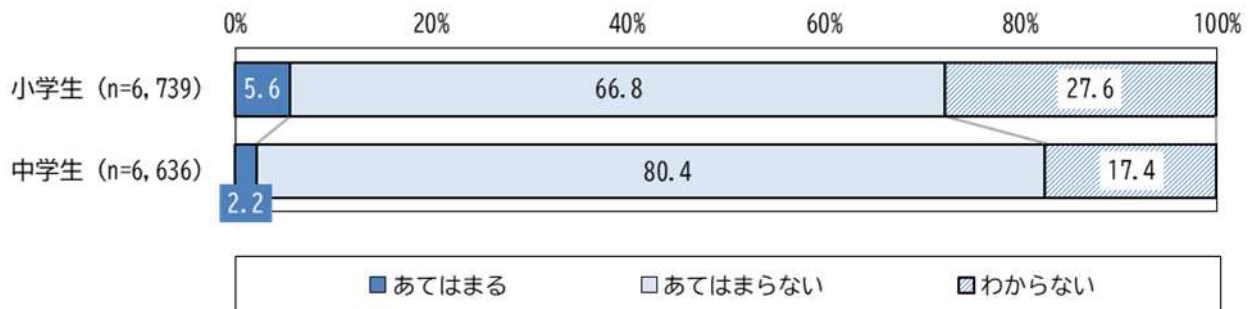


世話をしたことによる経験【小中学生】



- ・左記お世話を行っている児童生徒のうち、自身がヤングケアラーにあてはまると思うかについて、小学生は 5.6%（377 人）、中学生は 2.2%（146 人）が「あてはまる」と回答しています。これは、小学生の約 18 人に 1 人、中学生の約 45 人に 1 人が該当します。

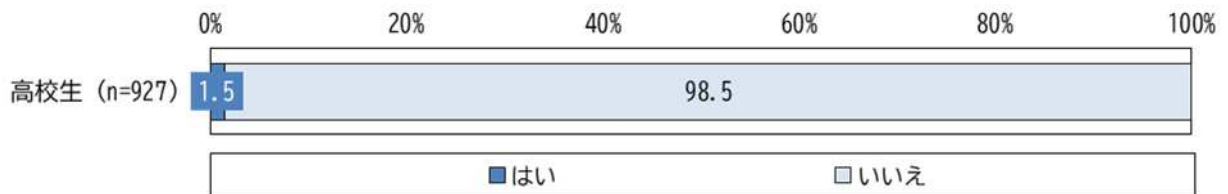
ヤングケアラーにあてはまると思うか【小中学生】



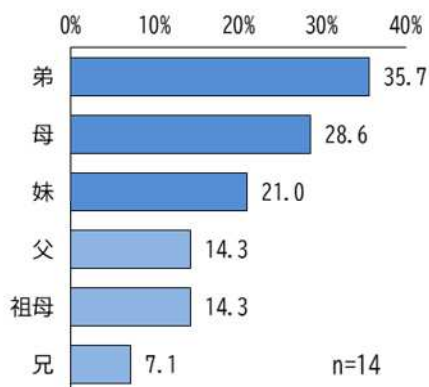
(2) 高校生調査

- ・自身がヤングケアラーにあてはまると思うかについて、高校生は 1.5%（14 人※市内 3 人、市外 11 人）が「はい」と回答しています。これは、高校生の約 70 人に 1 人が該当します。
- ・ケアの相手は「弟」「妹」などのきょうだいや「母」、ケアの内容は「家事全般」との回答が多くなっています。

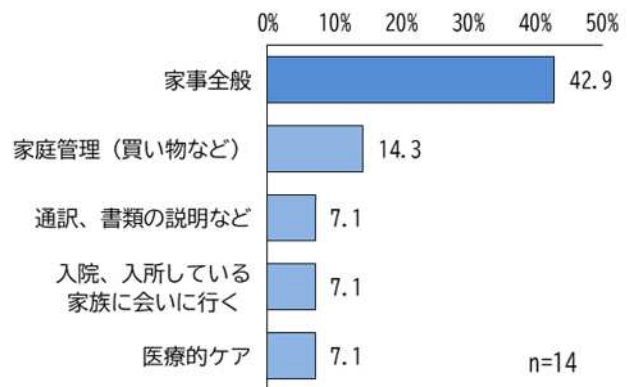
ヤングケアラーにあてはまると思うか【高校生】



ケアをしている方の続柄

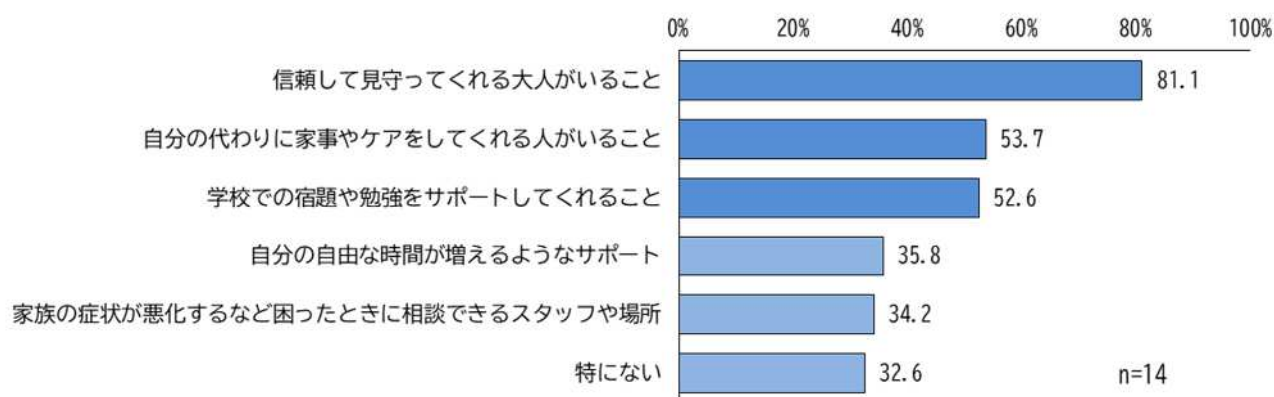


ケアの内容【高校生】



- ・こんなサポートがあったらいいと思うことについては、「信頼して見守ってくれる大人がいること」「自分の代わりに家事やケアをしてくれる人がいること」「学校での宿題や勉強をサポートしてくれること」などが多くあげられています。

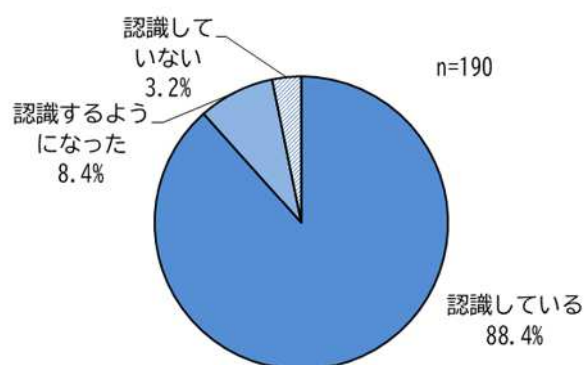
こんなサポートがあったらいいと思うこと【高校生】



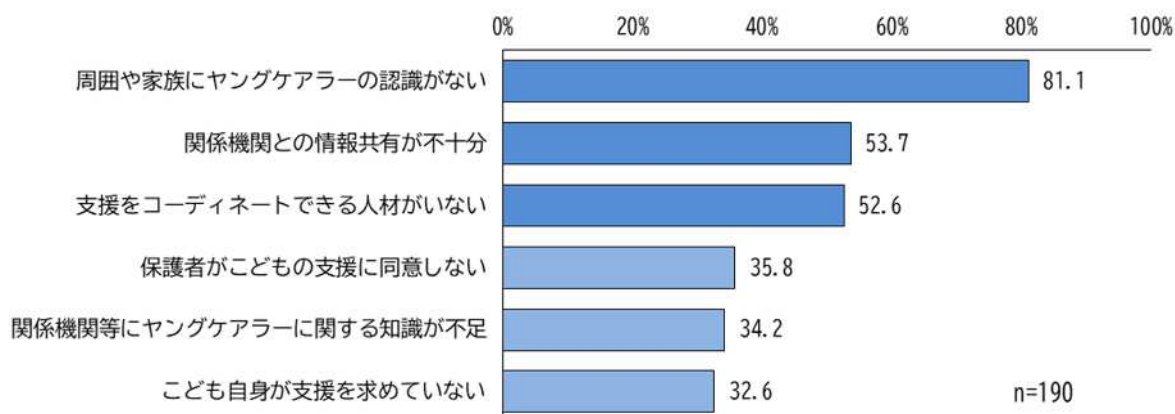
(3) 関係機関等調査

- ・関係機関等のヤングケアラーの概念の認識は、「認識している」「認識するようになった」を合計し、9割を超えています。一方で、支援の課題としては「周囲や家族にヤングケアラーの認識がない」や「関係機関との情報共有が不十分」「支援をコーディネートできる人材がいらない」などが多くあげられています。

ヤングケアラーの概念の認識【関係機関等】



ヤングケアラーの支援の課題【関係機関等】



6. 本市の子育てやこども・若者をめぐる課題のまとめ

各種統計データ、本市の子育て支援に関する取組の状況をはじめ、アンケート調査結果、ヒアリング調査結果等を踏まえ、本市の子育てやこども・若者をめぐる課題を次のとおり整理します。

(1) こども・若者の権利や安全のために

こども基本法は、こどもの権利と最善の利益を保障し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として制定されました。本市においても、こども・若者の権利を擁護・尊重し、こども・若者の声を聞き、様々な活動に参加する機会を創出するとともに、こどもの権利についてこどもを含め大人も理解を深めることが求められています。

近年、こどもの虐待、いじめや不登校、ヤングケアラー、こども・若者の自殺の増加など、こども・若者を取り巻く状況が複雑化、深刻化しており、こどもの不安や悩みへの対応が大きな課題となっています。関係機関が連携し、こども本人や保護者が安心して相談できる体制づくりを進めることが重要です。

特に、こどものいじめや虐待については、こどもの生命や心身に関わるため、いじめ・虐待の防止と早期発見、早期対応に向けた関係機関の連携を強化するとともに、こども・若者が孤独・孤立感を抱かないよう、当事者のところに寄り添った支援を行うことが求められます。また、社会的な関心が高まっているヤングケアラーについては、本市においてもその現状把握を継続し、今後の支援策の検討を進めることが求められています。

こどもが巻き込まれる事故や犯罪の防止に向けて、こども自身の交通安全・防犯意識の向上を図るとともに、家庭・学校・地域が一体となりあたたかいまなざしでこどもを見守り、安全を確保していく体制づくりが重要です。また、こどもや子育て家庭が安心・安全に生活できるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザインに基づく環境整備の推進が必要です。

(2) 親子の健康づくりのために

女性の社会進出や核家族化の進行など、ライフスタイルの多様化や出産年齢の高年齢化等の出産や子育てをめぐる環境が大きく変わっています。妊娠・出産前からの母体と胎児の健康保持に向けた知識の普及と意識啓発とともに、きめ細かい健診や医療の提供を通じて、母子の安全と健康を確保することが重要です。

特に、産前産後の身体的・精神的に不安定な時期に家族等の身近な人の助けが十分に得られず、不安や孤立感を抱いたり、心身の健康が保てない中で育児・子育てを行う保護者も少なくないことから、保護者の孤立を防ぎ、地域の中で様々な切れ

目のない支援を行うことが課題となっています。

こどもの健康づくりに向けては、学校をはじめとする関係機関等と緊密に連携し、心身の健やかな発達・成長や健康課題の解決に向けて、児童生徒の健康保持・増進に必要な知識や、望ましい生活習慣や運動習慣を身につけるため、健康教育や健康づくりの機会の提供を行ってきました。今後も、家庭、学校、地域の連携の元で運動・スポーツ活動や、食育などの体験機会を充実し、こどもの健康づくりを推進することが求められています。

(3) こどもと子育て家庭への支援に向けて

少子化や核家族化、共働き家庭の増加や働き方の多様化など、社会経済情勢の変化に伴い、求められる子育て支援・保育サービスも多様化しています。地域で安心して子育てができるよう、教育・保育の安定的・計画的な提供と保育の質の向上が求められています。

また、地域とのつながりの希薄化が課題となる中で、子育て中の親同士の交流機会や子育て支援に関わる人材の確保、ICTを活用した子育てに関する多様な情報発信により、子育て家庭と地域のつながりを強め、地域ぐるみの子育て支援環境を構築することが必要です。

全国的に子育ての不安や負担を抱える保護者の孤立化が問題視される中で、特に貧困や障がい、ひとり親家庭、外国人家庭など、複雑・複合的な困難を抱えるこどもや家庭に対しては、それぞれの状況に寄り添ったきめ細かい相談と地域や社会とのつながりを回復する支援体制の充実が課題であり、地域の様々な主体が協力・連携し、困難や生きづらさの軽減・解消に向けた重層的な支援を行うことが重要です。

本市においても、こどもの生活実態調査を通じて、厳しい生活状況にあるこどもや家庭の存在が確認されており、そうしたこどもや家庭において学習や進学をはじめとする教育上の問題、規則正しい生活習慣や食・健康などの生活上の課題が生じている状況があることから、全てのこどもが生まれ育った環境に関わらず、健やかに育ち、将来への希望を持つことができるよう、こどもの貧困の解消に向け、経済的支援・教育の支援・生活支援等に取り組む必要があります。

保護者が仕事と家庭生活を両立できるよう、職場環境の整備や多様な働き方について、事業者・働く人の双方が理解を深めていくことが重要です。また、女性の就業率が高まる中で、男性の家事・育児等への参加を一層促進するとともに、意識啓発を通じて、子育てを理解・応援する企業・店舗を増やすことで、子育て世帯を地域全体で応援するまちづくりを進めることが求められています。

(4) こども・若者の健全育成や自立に向けて

こども・若者調査においては、自らの居場所があることと、自己肯定感や将来への明るい展望を持つこととの関係性がうかがえますが、少子化が進行し、地域のつながりが希薄化する中で、こども・若者同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少しつつあります。居場所は、全てのこども・若者が人とのつながりを育み、生きる上で不可欠であり、こども・若者が、地域の大人に見守られ、自由にのびのびと遊ぶ、学ぶ、交流することのできる場や機会の創出が課題となっています。

こどもが放課後に安心して過ごせる場の確保をはじめ、こどもの生き抜く力を育み、こころの成長を促すため、地域や学校活動における積極的な体験機会づくりや読書活動の推進が求められます。また、こども・若者が地域や社会とのつながりを感じ、将来の仕事やキャリアに関する意識を持てるよう、多様な職業体験や地域交流機会も必要です。

こどもの育ちにおいて、家庭、学校、地域はいずれも欠かせない要素です。地域の人たちとの交流を促進するとともに、学校をこどもの育ちと地域交流の拠点として積極的に活用することが求められています。また、それぞれの地域に応じた特色ある学校づくりを進め、家庭や地域の教育力の向上を図ることで、地域全体でこども・若者を育む環境づくりを進めることが重要です。

また、若者が、自分らしく社会生活を送ることができ、多様な価値観の元で、結婚や出産について考えることのできる機会が求められるとともに、若者の希望と意欲に応じた自立・就労支援に向けて、関係機関等との連携を強化していくことが重要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

越谷市は、地域・社会全体でこども・若者をあたたかく見守り、支えることで、全てのこども・若者が自分らしく自らの希望を叶えられる、そして支える側である大人も含め、全ての人が輝くまちをつくれます。

基本理念

みんなでこども・若者の

いま 現在と未来を サポート 応援し、

輝くまちをつくる

～わたしらしく遊べる・学べる・働ける・育めるまちこしがや～

2. 基本目標

基本理念を実現するため、以下の4つの基本目標のもとに本計画を推進します。

基本目標1 こども・若者の権利と安全を守る

こども・若者の権利について、その周知・啓発に努めるとともに、こども・若者自身がこどもの権利・人権に対する理解を深めることができるよう学習機会の充実を図るほか、こどもたちの安全が脅かされることのないよう、関係機関との連携を図りながら、安心して生活できる環境づくりを推進します。

基本目標2 親と子の健康づくりに取り組む

安心して妊娠・出産できるよう正しい知識の普及や相談窓口の周知を図るとともに、出産後は母子ともに健やかに過ごせるよう、各種健康診査や保健指導を充実し、安心して子育てができるようサポートします。幼児期から学童期にかけては、こどもの心身の健全な発育・発達を促すところと体の健康づくり、食育や運動機会の充実を図ります。

基本目標3 こどもと子育て家庭を支える

働き方やライフスタイルが多様化する中で、子育て家庭のニーズに沿った教育・保育施設の整備や多様な保育サービス、各種子育て支援サービスの充実を図ります。

こどもの育ちを地域で見守り、支える活動を支援する一方、困難を抱えるこどもや家庭の早期発見と適切な支援を図ります。

基本目標4 こども・若者を地域全体で育む

安心して過ごせる居場所の確保や多様な体験活動の提供など、こども・若者が健やかに成長できるよう支援するとともに、家庭・学校・地域の連携に努めます。

また、就労形態の多様化に対応し、企業等の取組を支援するなど、子育てしながら働きやすい環境づくりを推進します。

3. 施策体系

みんなで子ども・若者の現在と未来を応援し、輝くまちをつくる
くわたりしく遊べる・学べる・働ける・育めるまちづくり

基本目標1
子ども・若者の権利
と安全を守る

基本方針	施策
1 子ども・若者の権利擁護を重視した環境づくり	(1)子ども・若者の権利の擁護 (2)子ども・若者の意見の尊重や参画の促進 (3)各種子ども相談事業の充実 (4)子どもに対するいじめ防止対策の拡充 (5)子どもの虐待防止対策の拡充 (6)子ども・若者のいのちを支える取組の推進 (7)ヤングケアラーへの支援
2 安全で生活しやすい環境づくり	(1)安全な道路交通環境の整備 (2)安全教育の推進 (3)子どもを犯罪から守る安全なまちづくり (4)ユニバーサルデザインと外出支援の推進 (5)子育て世帯の住宅確保への支援

基本目標2
親と子の健康づくり
に取り組む

1 妊娠・出産に関する支援と母子の健康づくり	(1)乳幼児健診等の充実 (2)妊娠期・産後の育児支援の充実 (3)不妊治療に関する情報提供 (4)乳幼児期の食育・健康づくりの推進
2 こどもの健やかな成長の支援	(1)健やかな身体づくりの推進 (2)食育の推進 (3)食事づくり等の体験活動 (4)小児医療の充実

基本目標3
子どもと子育て家庭
を支える

1 子育て支援サービスの充実	(1)保育施設等の整備・改修等 (2)保育人材の確保と育成 (3)多様で良質な保育サービスの充実 (4)各種子育て支援サービスの充実
2 子育て家庭と地域のつながり	(1)子育て中の親子同士の交流や相談及び子育て情報の提供 (2)子育て支援の輪と人材の確保
3 困難を抱える子どもや家庭への重層的支援	(1)生活困難を抱える子ども・家庭への支援 (2)ひとり親家庭の自立支援策の拡充 (3)配慮が必要な子ども(障がい児等)への支援 (4)外国人家庭等への支援
4 子育てしやすい就労環境づくり	(1)ワーク・ライフ・バランスの推進 (2)男性の育児参加の促進 (3)子育てを応援する企業の啓発 (4)就労支援と就労継続のための支援

基本目標4
子ども・若者を
地域全体で育む

1 こどもの居場所・体験機会の提供	(1)放課後児童対策の充実 (2)不登校児童生徒への支援の充実 (3)こどもの居場所・遊び場づくり (4)こどもが成長できる場や機会の提供
2 家庭・学校・地域の連携の推進	(1)地域住民との交流の促進 (2)個性豊かな学校づくり (3)家庭や地域の教育力の向上
3 子ども・若者の健全育成と自立支援	(1)子どもに対する保健教育の推進 (2)就労や職業を考える教育機会の提供 (3)若者の交流と活動の場の充実 (4)社会生活に困難を有する子ども・若者の早期発見と支援

第4章 こども・若者支援に関する事業の展開

基本目標1 こども・若者の権利と安全を守る

1 こども・若者の権利擁護を重視した環境づくり

【現状と課題】

- ◆令和5年4月1日に施行された「こども基本法」は国連による「児童の権利に関する条約」に定める4つの一般原則（生命・生存及び発達に対する権利、こどもの最善の利益、こどもの意見の尊重、差別の禁止）を反映した内容となっています。
- ◆児童虐待については、平成12年の児童虐待防止法及び児童福祉法の累次の改正などにより充実が図られてきました。しかし、全国の児童相談所に寄せられている児童虐待に関する相談件数は、令和4年度21万件を超えるなど過去最多となっており、本市においても、児童虐待に関する通告件数が増加しています。
- ◆国においては平成30年12月の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき児童相談所及び市町村の体制強化を進めています。令和2年4月には、体罰禁止の法定化、児童相談所の強化、DV対策との連携強化などを内容とする「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉等の一部を改正する法律」が施行されています。
- ◆いじめ・体罰・児童虐待・性被害等こどもが被害者となる人権侵害の件数が全国的に増加しています。また近年、保護者の信仰に起因したこどもの悩みの解決に向けた取組、性的マイノリティに関する差別や偏見等、こども・若者を取り巻く新たな人権課題についての人権教育・啓発に取り組む必要があります。
- ◆本市では令和6年4月施行の改正児童福祉法に基づき、「こども家庭センター」を設置しました。母子保健機能と児童福祉機能を連携しながら、子育て世帯などに対する一体的な支援を行うことで、虐待予防に努めています。
- ◆令和6年の子ども・若者育成支援推進法改正により、日常的に家族の世話や介護を過度に担うこども「ヤングケアラー」への支援強化が盛り込まれ、国や地方自治体が支援に努めることを明確化しています。同年の子ども・子育て支援法改正においてもヤングケアラー支援強化が明記されました。
- ◆こども・若者調査では、社会生活や日常生活を円滑に送れていない経験がある人の学校生活における主な原因として「いじめを受けた」「集団行動が苦手」「友達との関係が悪い」などが上位にあげられています。

【施策の方向性】

- こども・若者一人ひとりを守るため、こどもの権利について広く市民への周知を図ります。また、こどものいじめや虐待の発生予防・早期発見・早期対応を図るため、関係機関の協力体制の充実に努めるとともに、被害を受けたこども・若者に対し、様々な形で支援を行います。さらには、様々な場面でこどもが参画し、意見を反映できる機会づくりを進めます。

【施策の展開】

(1) こども・若者の権利の擁護

こども・若者一人ひとりを守るため、子どもの権利条約やこども基本法の理念等について広く市民に周知するとともに、人権教育、相談活動等を実施し、こども・若者の権利擁護の推進を図ります。

■主な取組・事業

取組・事業名	内 容	担当課
こどもの権利等啓発活動	児童虐待防止推進月間などの機会に、児童虐待に関するパンフレットやポスターなどを活用した啓発活動を行います。	こども家庭センター
越谷市子ども憲章の啓発活動	将来を担うこどもが、夢と希望を持ち、自ら考え、行動するための指針である「子ども憲章」を、青少年健全育成啓発冊子や各種イベントの配布資料等に掲載し、啓発を推進します。	青少年課
人権教育推進事業	人権教育研修会の実施や児童生徒用の人権教育リーフレットの作成・配布等を行い、こどもの権利擁護についての意識を高めます。	指導課
若年層に向けた男女共同参画の啓発	できるだけ早い段階から男女共同参画の考え方を身につけられるよう、児童生徒や保護者に対し男女共同参画に関する啓発資料の配布などを実施します。	人権・男女共同参画推進課
人権相談	人権擁護委員と連携し、こどもの人権問題を含めた市民が抱える人権に関する悩みや心配事を解決するため、人権相談所を開設し、助言・援助等を行います。	人権・男女共同参画推進課
人権啓発活動	人権擁護委員と連携し、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、越谷市民まつりや人権週間においてこどもの人権問題を含めた人権に関する啓発活動を行います。	人権・男女共同参画推進課

(2) こども・若者の意見の尊重や参画の促進

こども基本法の理念に基づき、こども・若者の意見を表明する機会を確保し、その意見を尊重するための仕組みづくりやこども・若者が政策方針決定過程に参画できる機会の創出に努めます。

■主な取組・事業

取組・事業名	内 容	担当課
こども・若者の意見の尊重や参画の促進	こども・若者に関わる事業について、こども・若者の意見が十分反映されるよう配慮します。また、計画策定や事業実施などへの参加を積極的に進めます。	子ども施策推進課

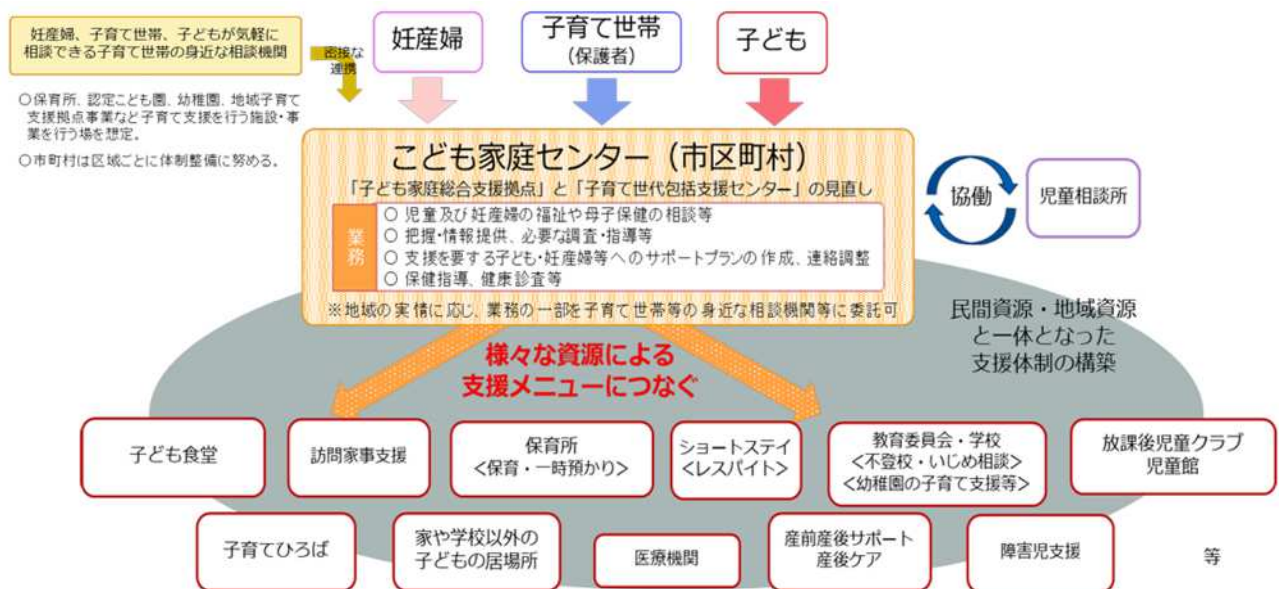
(3) 各種こども相談事業の充実

教育や心身の発達に関する悩み、いじめ、非行、こどもの虐待等の問題に対応するため、学校・教育センター等におけるこども自身も気軽に相談できる場や体制の充実に努めるとともに、各種専門職による相談事業との連携を図ります。

■主な取組・事業

取組・事業名	内 容	担当課
家庭児童相談室	家庭におけるこどものしつけや行動、親子関係など、心配や悩みがある人に対して、専任の家庭児童相談員が、電話や面談により相談を受け、助言・指導を行います。	こども家庭センター
児童館の子ども家庭相談	専任の子ども家庭相談員が発育や生活習慣、遊びについてなど、相談及び助言を行うとともに、他の相談機関との連携を図ります。	青少年課
青少年相談室	悩みを抱える青少年や青少年の非行、問題行動で悩んでいる保護者等の相談を受け付けます。	青少年課
教育相談事業	4歳児から中学生までの就学相談や小学生から中学生までのいじめや不登校等、教育相談を月曜日から土曜日まで行います。メール相談は随時受け付けます。	教育センター
児童精神カウンセリング事業	市立病院において、臨床心理士により、専門的な相談を受け付けます。	市立病院庶務課

こども家庭センターのイメージ図



資料：こども家庭庁「こども家庭センターについて」より

(4) こどもに対するいじめ防止対策の拡充

こどもに対するいじめの発生を予防し、早期発見・早期対応等を図るため、ICTを活用するとともに、関係機関との連携協力体制を強化します。

■主な取組・事業

取組・事業名	内 容	担当課
いきいきアンケートの実施	一人一台のタブレットで市内全小中学生を対象とした調査を実施し、学校と教育委員会が同じ視点に立ち、潜在的ないじめについて早期発見・早期対応に取り組むとともに、些細ないじめも見逃さないよう、教職員の認知に関する意識向上を図り、今後の生徒指導・教育相談に関する取組を充実させます。	指導課
「トラブル相談ホットライン」の運用	一人一台のタブレットから、こどもたちがより手軽にSOSを発信できるツールで、教育委員会がホットラインの投稿を確認します。投稿があれば学校へ連絡し、組織対応を開始します。	指導課
スクールロイヤーの配置	虐待やいじめのほか、過剰な要求や学校事故への対応等の諸課題について、初期対応の段階から予防的に弁護士等に関わってもらうことで、法的見地に基づく学校への支援等、こどもたちへの最大の利益を図ります。	指導課

(5) こどもの虐待防止対策の拡充

こどもの虐待や家庭内等における暴力の発生を防ぎ、早期発見・早期対応等を図るため、要保護児童対策地域協議会をはじめとする関係機関との連携協力体制を強化します。

■主な取組・事業

取組・事業名	内 容	担当課
要保護児童対策地域協議会	適切な支援を図るために、要保護児童等に関する情報交換や支援等の内容に関し、協議及び調整を行っています。	こども家庭センター
児童福祉に係る相談、指導	子育てに関する不安や悩み等の相談を受け、適切な指導・助言を行うとともに、他の機関への案内を行います。また、市内の児童福祉施設や学校、児童相談所など関係機関との連携を図り、虐待の発生予防、早期発見と早期対応に努めます。	こども家庭センター
居住実態が把握できない児童に関する調査	住民票はあるものの保健福祉サービスを受けていないこどもなど、居所不明児童の実態を把握します。	こども家庭センター
児童相談所等との連携	必要に応じて専門的診断や助言・同行調査等の協力を依頼し、立入調査や一時保護の判断を求めています。	こども家庭センター
民生委員・児童委員、主任児童委員活動	地域の身近な存在として、民生委員・児童委員が各種相談に応じます。また、児童福祉を専門的に担当する主任児童委員が、民生委員・児童委員の支援を行うとともに、児童相談所、学校、保健所等の機関との連携により、こどもの虐待防止に努めます。	福祉総務課
民生委員・児童委員、主任児童委員の確保	民生委員・児童委員や主任児童委員など、子育て支援に携わる担い手の確保に努めます。	福祉総務課
DV、デートDV防止の啓発	交際相手やパートナーからの暴力を防止するため、講座の開催等による啓発を実施します。	人権・男女共同参画推進課

(6) こども・若者のいのちを支える取組の推進

こどもが命や暮らしの危機に直面したとき、身近にいる信頼できる大人に援助を求めるための具体的かつ実践的な方法の学習、同時に教職員等の受け止め方に関する研修を行うことで、こどもたちの命を守ります。また、性的マイノリティの方の生きづらさの軽減に向けて性の多様性に関する正しい理解を促進します。

■主な取組・事業

取組・事業名	内 容	担当課
SOSの出し方に関する教育	教育委員会や各学校と連携し、教材やグループワークを活用した、生徒向けの SOS の出し方に関する教育を実施します。	こころの健康支援室
教職員に対する研修等の実施	教育委員会出前講座を利用し、教職員向けにゲートキーパー研修を実施します。	こころの健康支援室
市民向けのゲートキーパー研修	市民向け、地域向けのゲートキーパー研修を実施し、市民の自殺対策への意識の向上に取り組みます。	こころの健康支援室
性的少数者の理解啓発、支援の推進	性の多様性についての理解を促進するため、市民、事業者、職員、教職員向けの人権啓発研修等を実施します。	人権・男女共同参画推進課

(7) ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーに関する調査の実施により実態の把握に努めるとともに、関係機関等との連携により、ヤングケアラーとその家族に寄り添った支援を推進します。

■主な取組・事業

取組・事業名	内 容	担当課
ヤングケアラーの実態に関する調査	ヤングケアラーの実態調査を行い、全体数の把握に努め、こどもやその家族にとって必要な支援、求められている支援を検討し、ヤングケアラー支援の実施に努めます。	子ども施策推進課 こども家庭センター
ヤングケアラーのための相談支援体制の整備	本来大人が担うとされている家事や家族の世話を日常的に行うことで、学業や交友関係に支障をきたしてしまう恐れのあるこどもに寄り添い、必要な支援を繋ぐことができる支援体制整備に努めます。	こども家庭センター
学校におけるヤングケアラーのための支援体制の整備	ヤングケアラーとされる児童生徒を適切に支援できる体制整備のために、教職員を対象としたヤングケアラー支援研修を実施します。	教育センター

2 安全で生活しやすい環境づくり

【現状と課題】

- ◆こどもの安全・安心が脅かされている事故や事件が増加しており、こどもの安全・安心が守られる環境づくりが求められています。市においては、「子ども 110 番の家」や防犯施設の整備など、こどもが犯罪等の被害に遭いにくいまちづくりを推進しているほか、市民の所有するドライブレコーダー搭載車両を有効活用し、地域の見守り活動の充実を図っています。
- ◆関係省庁により総合的な防犯対策「登下校防犯プラン」に基づき、市でも同プランをとりまとめ、警察等との連携のもと対策を進めています。市内の各小学校に交通指導員を配置していますが、定数の 70 名よりも多くの配置希望が寄せられています。今後もこどもの事故を防ぐために、関連各課や警察等の関係機関と連携により、安全な環境づくりに取り組む必要があります。
- ◆道路環境整備に関する社会的な関心が高まっており、通学路等における安全確保、自転車利用環境の整備に取り組んでいます。
- ◆公共交通のバリアフリー化を進めるため、ノンステップバスの導入や鉄道駅ホームドアの設置を推進しています。今後も年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが容易に乗降でき、快適に移動できるような公共交通機関の整備を進める必要があります。
- ◆子育て支援ニーズ調査では、就学前児童調査において、こどもや子育て家庭が気軽に外出するため、まちのバリアフリー化や歩きやすい道路環境、外出先でおむつ交換等ができる施設が求められています。

【施策の方向性】

- こどもの交通事故の防止に向けて、安全性の高い道路や歩道整備と交通安全教育を進めます。また、子育て中の人々が利用しやすいバリアフリー等のユニバーサルデザインの考え方を取り入れた公共施設等の整備や、子育て家庭が暮らしやすい住環境の整備を進めます。また、こどもが犯罪等の被害に遭わないよう安全教育を推進するとともに、通学路の巡回など、地域や民間事業者との連携により安全で生活しやすい環境づくりを進めます。

【施策の展開】

(1) 安全な道路交通環境の整備

こどもやこどもを連れた保護者等が、安全に安心して通行することができるよう、歩道の整備等、生活道路における道路環境の整備を推進します。

■主な取組・事業

取組・事業名	内 容	担当課
交通安全対策事業	交通事故の未然防止や歩行者・自転車利用者等の安全確保を図るため、危険箇所や交通事故発生箇所などに交通安全施設（道路反射鏡・道路照明灯・道路標識など）の設置や緊急かつ応急的に対策が必要な箇所の整備（区画線・すべり止めなど）等を行います。通学路の安全対策等に関する各学校の要望については、教育委員会と連携を図ります。	道路総務課
道路新設改良事業	新設道路及び既設道路の歩道整備を行います。	道路建設課
新規道路の歩道整備	市街地開発事業による新規道路の歩道整備を行います。	市街地整備課

(2) 安全教育の推進

こどもを交通事故や犯罪から守り、こども自身が犯罪の危険から身を守れるよう家庭や学校、地域等が一体となった交通安全教育・防犯教育を推進します。

■主な取組・事業

取組・事業名	内 容	担当課
交通安全教育の推進	事故や不審者から児童生徒を守るための危機管理マニュアルを作成するとともに、交通安全教室や避難訓練、不審者への対応等の訓練を実施します。また、スクールガード・リーダーを中心として家庭・学校・地域が一体となった防犯体制の充実を図ります。	指導課
交通安全指導事業	登校時における児童の交通安全対策として、交通指導員による交差点等での安全指導を行います。また、こどもが正しい交通ルールやマナーを身につけられるよう、小学校・幼稚園・保育所等において、交通安全教室を開催するとともに、保護者が行う交差点等での安全活動について指導を行います。	くらし安心課

(3) こどもを犯罪から守る安全なまちづくり

こどもを犯罪等の被害から守るため、通学路・公園等の安全対策を進め、地域の防犯活動の充実を図ります。

■主な取組・事業

取組・事業名	内 容	担当課
地区青少年指導活動	各地区の青少年指導員を中心に青少年非行防止パトロール等を実施します。	青少年課
「子ども 110 番の家」活動への支援	越谷市 PTA 連合会が主体として活動している「子ども 110 番の家」事業を支援します。	生涯学習課
地域の防犯活動への支援	こどもの安全確保のため、「青色防犯パトロール」を継続的に実施します。 また、越谷警察署等と連携しながら、犯罪抑止効果のある街頭防犯カメラの設置の検討を行うとともに、人の目による「ながら見守り」を推奨します。その中で、ドライブレコーダーを「動く防犯カメラ」として有効活用し、不審者情報の越谷 City メール配信と併せて、地域の見守り活動の充実を図ります。	くらし安心課

(4) ユニバーサルデザインと外出支援の推進

授乳やおむつ交換ができる環境を整備することにより乳幼児を育てる保護者の外出支援に努めるとともに、こどもや子育て家庭だけでなく、誰もが安心して、快適に生活できるように、公共施設のバリアフリー化等、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを推進します。

■主な取組・事業

取組・事業名	内 容	担当課
授乳・おむつ交換ができる環境づくりの推進	乳幼児と一緒に出かけやすい環境づくりを進めるため、外出中の授乳やおむつ交換ができる施設（赤ちゃんの駅など）を公共施設に設置し、気軽に立ち寄れる環境づくりを推進します。	子ども施策推進課
公共サインの整備	わかりやすいまちの構造をつくるための具体的手段として、主に公共施設への案内誘導サインの整備を行います。また、越谷らしさの表現や景観にも配慮した計画を進めます。	都市計画課
ノンステップバス導入促進事業への支援	路線バスのバリアフリー化を進めるため、ノンステップバス導入促進事業を行う路線バス事業者に対し、補助金を交付します。	都市計画課
鉄道駅ホームドア整備事業への支援	鉄道駅のバリアフリー化を進めるため、ホームドア整備事業を行う鉄道事業者に対し、補助金を交付します。	都市計画課
ユニバーサルデザインの促進	市街地開発事業を進めるにあたり、バリアフリーの誘導を図るなどユニバーサルデザインを促進します。	市街地整備課
建築物のバリアフリー化の促進	一定規模以上の生活関連施設の整備等について、事業者によるバリアフリー化を促進します。	建築住宅課

(5) 子育て世帯の住宅確保への支援

子育て支援住宅の指定等により、子育て世帯の住宅の確保に向けた環境整備を進めます。

■主な取組・事業

取組・事業名	内 容	担当課
子育て支援住宅の指定	安心してこどもを育て、こどもが健やかに成長することのできる住環境の確保を支援するため、市営住宅の一部を「子育て支援住宅」に指定し、住宅に困窮する子育て世帯への住宅の供給に努めます。	建築住宅課

基本目標2 親と子の健康づくりに取り組む

1 妊娠・出産に関する支援と母子の健康づくり

【現状と課題】

- ◆国の「健やか親子 21」は母子保健における国民運動計画であり、令和6年度を目標に第2次計画が推進されています。同計画では、「すべての子どもが健やかに育つ社会」を目指し、「切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策」「学童期・思春期から成人期に向けた保健対策」「子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり」の3つの基盤課題と、「育てにくさを感じる親に寄り添う支援」「妊娠期からの児童虐待防止対策」の2つの重点課題を設定しています。
- ◆地域において妊産婦やその家族を支える力が弱くなっていることを背景に、令和元年に「成育基本法」が施行され、成育医療等基本方針に基づき「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現に向けて、医療・保健・教育・福祉などの幅広い取組が推進されています。
- ◆令和4年6月に成立した改正児童福祉法において、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有することも家庭センターの設置に努めることとされており、本市においても令和6年4月より、こども家庭センター「ここベース」を設置しています。今後は、妊娠期からの切れ目ない支援を行うため、保健・福祉関係各課との連携強化が重要となります。
- ◆女性の社会進出、核家族化、出産年齢の高齢化等の出産や子育てをめぐる環境変化が進む中、支援を必要とする妊産婦を早期に把握し、支援につなげていくことが必要となっています。また、伴走型相談支援を通して、支援の必要な妊婦に対して、早期から寄り添った支援を行うとともに、乳幼児健診未受診者の中には、悩み・不安等を抱えているケースもあるため、未受診者への対応の充実を図る必要があります。
- ◆子育て支援ニーズ調査では、就学前児童調査で子育てに関して悩んでいることについて、「遊ばせ方やしつけに関すること」「食事や栄養に関すること」が多くあげられているなど、乳幼児期の育児について基本的な内容についても悩み・不安を抱える保護者が多くなっていることから、保護者に寄り添った対応ができるよう、情報発信をする必要があります。

【施策の方向性】

- 妊娠・出産に係る母子保健事業を通じて、母子の健やかな成長を図り、適切な支援を提供するとともに、育児不安の解消や育児への助言、情報提供等の支援を行います。あわせて乳幼児の発達段階に合わせた食育と健康づくりを推進します。

【施策の展開】

(1) 乳幼児健診等の充実

妊産婦、乳幼児への健診事業の充実、予防接種事業により疾病の予防を図るとともに、発育・発達に関する相談を実施します。

■主な取組・事業

取組・事業名	内 容	担当課
妊婦健康診査	健康診査 14 回（問診・診察・血圧測定・尿化学検査・（血液検査））、超音波検査、HBs 抗原検査、HCV 抗体検査、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)抗体検査、子宮頸がん検査等の費用助成を行います。	こども家庭センター
新生児聴覚スクリーニング検査	自動聴性脳幹反応(ABR)又は耳音響放射(OAE)のいずれかによる検査の費用助成を行います。	こども家庭センター
産婦健康診査	産婦健康診査 1 回分の費用助成を行います。	こども家庭センター
乳児健康診査	1 か月児、4 か月児、10 か月児の身体測定・診察・相談を医療機関で実施します。	こども家庭センター 健康づくり推進課
幼児健康診査	1 歳 6 か月児、3 歳児を対象に、身体測定・問診・診察（内科・歯科）・屈折検査（3 歳児）及び保健師・栄養士による相談を行います。	健康づくり推進課
特別発達相談	発育・発達に不安を抱える親子に対し、小児科医師による相談のほか、保健師等による相談も行います。	健康づくり推進課
1 歳 6 か月児・3 歳児継続相談	小児科医師・言語聴覚士・保育士・公認心理師・保健師による幼児の発達相談や療育指導を行います。	健康づくり推進課
予防接種	BCG、5 種混合等各種予防接種を医療機関で実施します。また、未接種者に対する情報提供を行い、接種率の向上を図ります。	健康づくり推進課

(2) 妊娠期・産後の育児支援の充実

保健師、助産師等の専門職による家庭訪問や相談対応等を通じて育児不安の解消や心身の負担の軽減に努めるとともに、母子の健全な育成と安心して子育てができるよう支援の充実を図ります。

■主な取組・事業

取組・事業名	内 容	担当課
妊産婦・新生児訪問（乳幼児家庭全戸訪問事業）	助産師や保健師が妊産婦や新生児及び乳児のいる家庭を全戸訪問し、妊娠・出産・育児について相談を受け、子育ての悩みや不安の解消などを行います。	こども家庭センター
養育支援訪問事業	養育支援が必要な児及び家庭を訪問し、健全な育成を図ります。	健康づくり推進課
産後ケア事業	助産師等の看護職が、訪問型・通所型・宿泊型のいずれかの方法で母親の心身の回復への支援や乳房管理、乳児の発育・発達等のチェックを行い、母子とその家族が健やかな育児ができるように支援します。	こども家庭センター

取組・事業名	内 容	担当課
産後支援事業	助産師が出産後の母親の身体的、精神的な悩みや不安、新生児の保育などの相談や実践的ケア（母乳ケア等）のアドバイスをを行うことにより、母子の孤立や不安を軽減し、母子の心身両面の健康の保持増進を図ります。	こども家庭センター
乳幼児育児相談	乳幼児を対象に保健師が身体測定と育児について相談を行い、育児不安の解消を図ります。	健康づくり推進課
母親学級・両親学級	妊婦とその夫を対象として、栄養・歯科保健・新生児の保育・沐浴などの講習及び実習を行います。	健康づくり推進課
子育て支援アプリ	こどもの成長の記録・予防接種の管理ができるほか、近隣の医療機関等を検索できるなど、紙の母子健康手帳と併用し電子母子健康手帳として活用できるアプリです。妊娠週数やお子さんの月齢等に応じ、妊婦や保護者に必要な情報を配信しています。	こども家庭センター

（３）不妊治療に関する情報提供

不妊に悩む人に対し治療に関する情報提供を行うとともに、必要に応じて適切な治療を開始することができるよう検査費を助成します。

■主な取組・事業

取組・事業名	内 容	担当課
不妊治療の情報提供	不妊専門相談センター及び埼玉県で実施するピアサポートセンター「ふわり」や助産師による電話相談等、不妊に関する相談のできる施設などの情報提供を行います。	感染症保健対策課
早期不妊検査費・不育症検査費助成事業	こどもを望む夫婦が早期に検査を受け、必要に応じて適切な治療を開始することができるよう、検査開始時の妻の年齢が 43 歳未満の方を対象に不妊検査費及び不育症検査費を助成します。	感染症保健対策課

（４）乳幼児期の食育・健康づくりの推進

乳幼児の発達段階に合わせて、食や栄養、健康づくりに関する学習機会の提供と情報の提供を行います。

■主な取組・事業

取組・事業名	内 容	担当課
離乳食教室	乳幼児の保護者を対象に離乳の進め方や離乳食の作り方の教室を開催します。	健康づくり推進課
栄養相談	栄養士等が離乳食など食生活の相談を行い、育児を支援します。	健康づくり推進課

2 こどもの健やかな成長の支援

【現状と課題】

- ◆こどもの遊びや運動機会の減少等により、こどもの体力・運動能力が低下傾向にあります。コロナ禍による行動制限等でそうした傾向が一層懸念されています。コロナ禍を機に長期にわたりスポーツから離れてしまったこどもたちが、再びスポーツや体を動かすことの楽しさを知ることができるよう、身近な地域におけるきっかけづくりに取り組む必要があります。
- ◆令和3年3月に第4次食育推進基本計画が策定され、「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」が求められています。こどもを取り巻く社会環境や食に関する環境が大きく変化する中で、朝食の欠食や児童生徒の肥満・若年女性の痩身傾向等も課題となっています。
- ◆子育て支援ニーズ調査では、小学生児童調査で、朝食を毎日食べていない割合は前回調査に比べわずかに増加しています。「児童・生徒の食事に関する調査」においても、朝食を欠食する児童生徒が増加傾向となっています。加えて、こどもの生活実態調査では収入の低い世帯やひとり親家庭で朝食をとる割合が低くなっています。食育の推進には、家庭・学校との連携が不可欠であることから、ICTの活用など、児童生徒や保護者に対する効果的な情報発信に努めることが重要です。
- ◆市が設置している越谷市夜間急患診療所では、初期救急医療機関として、年間1,000人以上の小児科急病患者（内科的疾患）の診療を行っています。こどもの夜間の急病など緊急時に保護者が利用できるよう、利用方法の積極的な周知が必要です。また、かかりつけ医を持つことで、こどもの健康や病気、予防接種等の不安の解消につながることから、そのメリットを踏まえた周知啓発が求められます。
- ◆子育て支援ニーズ調査では、就学前児童調査で、市に今後充実を求める子育て支援について「小児医療や緊急医療体制の充実」が上位にあげられています。

【施策の方向性】

- こどもの生涯にわたる健やかな身体づくりに向けて、健康教育や身近な地域で様々な運動・身体活動に親しむことができる環境を整備するとともに、親と子の望ましい食習慣や生活リズムの確立に向け、保育所（園）・幼稚園・認定こども園・家庭・学校・地域が連携し、体験活動をはじめとする食育の機会の充実を図ります。あわせて、小児医療体制の充実を図るとともに、安心して地域で子育てをするために、引き続き「かかりつけ医」の普及・啓発を行います。

【施策の展開】

(1) 健やかな身体づくりの推進

こどもが生涯にわたって健康な生活を送るための基礎づくりとして、保育所（園）・幼稚園・認定こども園・家庭・学校・地域等の連携により、健康教育や保健指導等を推進するとともに、体を動かす楽しさを実感できる機会を提供します。

■主な取組・事業

取組・事業名	内 容	担当課
児童館の児童健全育成事業	児童の協調性や、自主性、創造性を育むための遊びや各種教室、特別イベントなど様々な事業を開催します。	青少年課
親子ふれあい体操教室	幼児期に親子が一緒に運動する体験として、遊び的要素を取り入れながら平衡性、敏捷性等の運動神経の発達を促し、また、親子のスキンシップが図れる内容のプログラムを実施します。	スポーツ振興課
学校保健事業	疾病の予防及び早期発見、早期治療を図るため、各学校が児童生徒の健康診断及び学校歯科保健活動を実施し、保健管理の充実に取り組みます。	学務課
学校給食栄養管理事業	給食献立の研究とともに、食物アレルギーの対応について取り組みます。	給食課

(2) 食育の推進

こどもへの食育の推進は、健全な心身と豊かな人間性を育む基礎をなすものであることから、こどもの成長や発達に応じた切れ目のない推進を図ります。

■主な取組・事業

取組・事業名	内 容	担当課
小・中学校における食育の推進、保育所における食育の充実	食生活の見直しや栄養に関することなどを、給食時間・家庭科や総合的な学習の時間等で取り上げ、食育を推進します。 また、保育所の保護者を対象に、栄養士による講話を各保育所において年齢別に実施し、食の大切さについて啓発します。	保育施設課 指導課 給食課
食育推進事業	市民を対象に講演会等を開催し、食育を推進します。	健康づくり推進課
学校給食研究協議大会	小中学校の保護者と学校給食関係者を対象に、食に関する講演、研究発表を行います。	給食課
学校給食の試食会	小中学校の保護者を対象に、学校給食の試食と食に関する啓発を行います。	給食課
小・中学校給食だよりの発行・ホームページ掲載におけるレシピの充実	小中学校とその保護者を対象に、食に関する情報を提供します。また、給食レシピのホームページを更新し、食育の推進に努めます。	給食課
「朝食」についての食育事業	就学時健康診断において家庭への朝食に関する講座等を実施します。また、朝食に関するリーフレットを作成し、全小中学校へ配付をし、家庭への啓発に努めます。	給食課

(3) 食事づくり等の体験活動

料理をつくることにより、食の楽しさを実感するとともに、食への興味や関心を深めることにつながることから、料理教室等の実践の場や機会の充実に努めます。

■主な取組・事業

取組・事業名	内 容	担当課
クッキング保育	保育所で児童と一緒に、カレーづくり等を実施して、つくる喜びを体験し、食事の大切さを学ぶ機会を提供します。	保育施設課
おやこ料理教室	小学生と保護者を対象とした料理教室を開催し、食への関心を高めます。	健康づくり推進課
小学生の野菜皮むき体験	小学校1・2年生を対象に、学校給食に使用するグリーンピースのさやむきやトウモロコシの皮むき体験等を通じて、野菜に親しみ、食への興味関心を高めます。	給食課

(4) 小児医療の充実

小児医療は、安心してこどもを産み、健やかに育てるための環境の基盤となることから、夜間急患診療所運営事業を引き続き実施するとともに、小児の二次救急医療の体制確保に向けた取組を実施します。また、こどもの疾病予防・早期発見のために、「かかりつけ医」の普及・啓発を図ります。

■主な取組・事業

取組・事業名	内 容	担当課
越谷市夜間急患診療所運営事業	越谷市夜間急患診療所において診療を実施し、夜間における初期救急医療体制の充実を図ります。	地域医療課
小児救急医療支援事業	小児の第二次救急医療体制を確保するため、小児救急医療支援事業を実施します。	地域医療課
かかりつけ医の普及・啓発	かかりつけ医に関し、市ホームページ、広報こしがや等を活用し普及・啓発を行います。	地域医療課

基本目標3 こどもと子育て家庭を支える

1 子育て支援サービスの充実

【現状と課題】

- ◆子育て支援ニーズ調査では、就学前児童調査で、平日に教育・保育サービスを定期的に利用している割合は6割台後半と前回調査に比べ増加しており、利用する教育・保育サービスについても、前回調査と比較して「保育所・保育園」や「認定こども園」が増加している一方で、「幼稚園」は減少傾向となっています。
- ◆市では、令和元年度から、市が定めた条件を満たす長時間の預かり保育を行う私立幼稚園等（幼稚園及び認定こども園（教育部分））を市独自の「こしがや「プラス保育」幼稚園」と認定しています。令和6年度現在で24園1,065人分の定員を確保しており、既存の社会資源である幼稚園の協力を得ながら、3歳児以降の保育ニーズに効率的に対応しています。
- ◆少子化傾向や新型コロナウイルス感染症の影響とみられる出生数の減少により保育施設への申込者数は減少に転じたものの、今後再び入所申込者数は増加することが想定されています。一方で、保育の受け皿の充実に対する要望はありますが、すでに一部の既存施設では空きが生じる状況が生まれており、保育施設の新設に当たっては十分な検討が必要となっています。今後は、子育てをする保護者から選ばれる施設となるため、配置基準の見直し等による保育の質向上に向けた取組や保育士等の処遇改善が重要です。
- ◆一時預かり事業については、保護者のリフレッシュやレスパイト等を目的とした利用が増えるなどニーズが多様化しています。
- ◆令和7年度からは、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するため、保護者の就労要件を問わず利用できる「こども誰でも通園制度」の開始が予定されていることから、受け皿と保育人材の確保が課題となっています。
- ◆保育人材の確保にあたっては、担当各課の連携による民間保育事業者の支援や越谷市で保育士として働く魅力等のPRを行うことが重要です。
- ◆子ども・子育て支援制度は複雑・多岐にわたり、利用する保護者にとって理解が難しい状況にあることから、必要とする時に保護者がサービスを利用できるよう、利用しやすい体制の構築やわかりやすい情報提供が重要となっています。
- ◆令和6年6月に教員や保育士など、こどもと関わる業務に従事する際に性犯罪歴がないことを証明する「日本版DBS」の創設を含む、こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）が成立・公布されています。
- ◆令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」において掲げられた「こども・子育て支援加速化プラン」に基づき、児童手当を次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援として位置付け、令和6年10月分より改正されています。

【施策の方向性】

- 子ども・子育て支援制度に基づき、保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業所等の安定的な提供に努めるとともに、幼稚園や学校、地域と連携し、就学前の教育・保育を充実します。また、保護者の多様なニーズに応じた保育サービスの充実と保育人材の育成と確保による保育の質の向上、地域における各種子育て支援サービスの充実を図ります。

【施策の展開】

（１）保育施設等の整備・改修等

地域のニーズに合わせた保育施設等の定員枠の計画的な拡充と施設の適切な改修等による保育環境の改善を推進します。また、幼稚園の預かり保育に対する支援を行います。

■主な取組・事業

取組・事業名	内 容	担当課
保育施設等の整備・改修等	地域のニーズに合わせ、保育施設等の定員枠の拡充を計画的に行うとともに、利用児童にとっての保育環境の改善を図るため、保育施設等の改修等を計画的に行います。	子ども施策推進課 保育施設課
こしがや「プラス保育」幼稚園事業	３歳以降の保育ニーズに対応するため、長時間の預かり保育を行う私立幼稚園及び認定こども園（教育部分）を市独自の「こしがや「プラス保育」幼稚園」と認定し、運営を支援します。	保育入所課

（２）保育人材の確保と育成

資格の取得支援や職場環境の改善などによる保育人材の確保とともに、保育士等の専門性を高める研修などを通じた保育人材の育成に取り組むことにより、保育の質の向上を目指します。

■主な取組・事業

取組・事業名	内 容	担当課
保育人材の確保	保育人材の確保に向けて、新規の保育資格の取得や就業継続等の支援に総合的に取り組みます。	子ども施策推進課 保育入所課
保育人材の育成	現任の職員の質の向上を図るため、定期的に研修等を実施します。	子ども施策推進課 保育入所課
日本版DBSへの対応	「日本版DBS制度」の対象となる学校等の教育・保育施設等について、設置者である市・教育委員会、民間教育保育等事業者等の関係機関が連携し、制度の適切な運用を行います。	子ども施策推進課

(3) 多様で良質な保育サービスの充実

保護者の就労形態の多様化や疾病等、様々な理由による保育需要の高まりに対応するため、多様で良質な保育サービスの充実を図ります。

■主な取組・事業

取組・事業名	内 容	担当課
保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業	公立保育所長経験者等が「保育コンシェルジュ」として、保育所（園）や認定こども園、地域型保育事業所に対し巡回等を行い、運営を支援するとともに、保護者からのこどもの預け先などに関する相談に応じます。	保育入所課
延長保育事業（時間外保育事業）	保育短時間認定については8時間を超えた部分、保育標準時間については11時間を超えた部分について、延長保育事業を実施します。	保育入所課
幼稚園の預かり保育事業（一部）	各園において、仕事を持っている子育て中の保護者に対応するため、一時的な預かり保育を行います。	保育入所課
一時預かり事業	保護者が急用等により、保育に困ったときやリフレッシュを図りたいとき、保育ステーション及び地域子育て支援センターで一時的（時間単位）に保育を行います。	子ども施策推進課 保育施設課
送迎保育事業	利便性の高い駅前の保育ステーションにおいて、送迎バスを運行し、保育園への送迎を実施します。	子ども施策推進課
休日保育事業	年末年始を除き、保育ステーションにおいて保育所等が開所していない日曜日・祝日等に保育を行います。	子ども施策推進課
夜間保育事業	年末年始を除き、保育ステーションにおいて夜7時から夜10時まで保育を行います。	子ども施策推進課
病児保育事業	保育所等に通っている児童が病気又は病気の回復期にあり、集団保育の困難な期間、その児童を専用のスペースで一時的に保育を行います。	子ども施策推進課
第三者評価事業	公立保育所の保育サービスの質の向上を図るため、第三者評価事業を推進します。	保育施設課
福祉保健オンブズパーソン制度	こどもの権利を擁護するため、福祉保健オンブズパーソンが児童福祉サービスに関する苦情を、公正・中立な立場で調査・判断し迅速に解決を図ります。	福祉総務課

(4) 各種子育て支援サービスの充実

子育て中の保護者の多様な保育・子育て支援ニーズや子育て不安の解消に向けて、情報提供や相談、経済的負担の軽減等の様々な子育てサービスの充実を図ります。

■主な取組・事業

取組・事業名	内 容	担当課
子育て総合支援窓口	子育てに関する情報を集約して、保護者への子育て支援サービスに関する情報提供や保護者・こども本人からの相談に対応します。	子ども施策推進課 子ども福祉課 こども家庭センター
ファミリー・サポート・センター事業	「子育ての援助を受けたい方」と「子育ての援助を行いたい方」の地域での相互援助として組織されています。保護者の仕事や病気などを理由とした、保育所・幼稚園等の送迎及び帰宅後の預かりなど行います。	子ども施策推進課
子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者が疾病や就労、育児疲れなどにより、こどもを養育することが困難な場合、児童福祉施設等で一定期間、こどもを預かります。	こども家庭センター
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行います。	こども家庭センター
親子関係形成支援事業	こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者等に対して、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施します。また、保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。	こども家庭センター
妊婦支援金給付事業	これまで実施してきた、出産・子育て応援金給付事業に代わり、令和7年度より「妊婦支援金給付事業」を実施します。子ども・子育て支援法の改正により恒久的な制度として、これまでと同様に、妊娠・出産にかかる費用の負担軽減を図るための経済的支援を行います。 妊娠から出産・子育て期まで切れ目なく相談に応じる伴走型支援事業と一体的に実施することで、妊産婦への効果的な支援につなげます。	こども家庭センター
児童手当の支給	家庭等における生活の安定に寄与し、次代の社会を担うこどもの成長及び発達に資することを目的に、18歳になる年の年度末までのこどもを養育する方に手当を支給します。	子ども福祉課
こども医療費支給制度	18歳になる年の年度末までのこどもに対して、病気やケガなどで医療機関に支払う医療費を支給し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	子ども福祉課
子育てのための施設等利用給付	施設等利用給付の認定を受けたこどもが従来型幼稚園、預かり保育、認可外保育施設等において特定子ども・子育て支援を受けた場合の利用料の給付を行います。	保育入所課

取組・事業名	内 容	担当課
保育料の多子軽減	保育所等に入所する第2子以降の児童の保育料を助成（第2子は半額、第3子以降は全額）することにより、多子世帯における経済負担の軽減を図ります。	保育入所課
乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）	保護者とともにこどもの成長を支援していくことを目的に、保護者の就労要件の有無等に関わらず一時的（時間単位）に保育を行います。	子ども施策 推進課 保育入所課
就学前の教育・保育施設等 に関する各種情報提供	保育施設ガイドなどを通して、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業所等に関する情報を提供します。	保育入所課
児童館の子育て支援事業	0歳児の親子から各年齢層に応じた多種多様な教室を開催し、参加者同士の交流を図ります。	青少年課
ベビーブック事業	新生児を養育する家庭に対し、絵本を贈呈します。	こども家庭 センター

2 子育て家庭と地域のつながり

【現状と課題】

- ◆令和5年4月の「こども基本法」施行を受け、国は「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」を策定し、「はじめの100か月」（こどもの誕生前から幼児期まで）が、こどもの生涯にわたる幸せにつながる大事な時期であること、全てのこどもの育ちを社会全体で支えていくことが大切であることをビジョンとして打ち出しています。
- ◆子育て支援ニーズ調査では、就学前・小学生児童調査ともに、情報の入手先や相談先として、前回調査に比べ SNS やインターネット、携帯サイトを選択する割合が大きく増加しています。市ホームページの更新に併せたこしがや子育てネットのリニューアル、インスタグラムの活用、アプリの提供等を開始していますが、子育て世帯や保護者のニーズに合わせた情報発信・相談の仕組みづくりが重要となっています。
- ◆令和4年度実施の市政世論調査において、情報の入手がしづらいつと感じる人の意見として、「情報の入手する窓口がわかりづらい」、「ホームページが見にくい」等の意見が多くあげられ、「プッシュ型の情報発信」についても要望が多くなっています。令和4年11月に市ホームページのリニューアルに合わせて、こしがや子育てネットを市ホームページと一体化した上でリニューアルしたほか、令和5年7月から市インスタグラムを活用した「こしがや子育て」の掲載を開始するなど、情報発信の工夫に努めています。今後も市民ニーズを踏まえ、よりわかりやすい情報発信が求められます。
- ◆若い子育て世代が増加しているレイクタウン周辺で、子育ての悩みを相談したり、子育て中の保護者同士が楽しく交流する子育てサロンへのニーズが高まっていることから、ニーズの高い地域への開催場所の変更や開催回数の増加の取組が必要です。あわせて、ニーズの高い子育て講座の充実による地域の子育て支援の強化が求められています。
- ◆子ども食堂や「マママルシェ」など、住民主体の活動が活発になっていることから、子育てのネットワークづくりとネットワークを生かした活動を検討するとともに、より多くの子育てサークルが活動できるよう支援に努めます。

【施策の方向性】

- 子育て中の保護者同士・地域の子育てサークル等がつながり、交流することで、子育ての力を高めていく場や機能の充実を図ります。また、子育てサークルや関係機関が連携して子育て家庭を支援する地域における子育て支援の輪（ネットワーク）の拡充を図ります。

【施策の展開】

(1) 子育て中の親子同士の交流や相談及び子育て情報の提供

子育て中の親子の交流を促進するとともに、気軽に相談・参加できる体制を整備します。また、広報紙やインターネット等の各種情報媒体を活用し、子育てに関する様々な情報発信を進めます。

■主な取組・事業

取組・事業名	内 容	担当課
子育て情報の提供	市広報をはじめ、テレビ広報(Koshigaya Collection)、市ホームページやSNSなどの活用を図り、子育て情報を提供します。	子ども施策推進課
子育て情報サイト「こしがや子育てネット」の運営	行政や関係機関の子育て支援サービス、子育て施設等、子育てに関する情報をわかりやすくタイムリーに発信します。	子ども施策推進課
子育て応援サイト「こしがや子育てクワイエ」の運営	市民ボランティアが、おでかけや仲間づくり等身近な子育て情報を発信します。	子ども施策推進課
地域子育て支援センター事業	子育て講座の開催により、参加した親子間の交流を促進するとともに、子育て相談の実施や子育て情報の提供等を通じて、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。	子ども施策推進課 保育施設課
保育ステーションの子育て支援事業	子育て相談の実施や、子育て中の親子間交流を促進するための様々な取組により、地域の子育て支援を進めます。	子ども施策推進課
民生委員・児童委員活動	地域の身近な相談役として、民生委員・児童委員が子育てに関する様々な相談を受け、同時に情報提供等を行います。また、子育て家庭の孤立化を防ぎ、悩みを抱えた親への支援が早期に行えるよう関係機関へ紹介を行います。	福祉総務課
イベント開催における啓発活動	イベント等の開催時に、ブースを設けるなど子育て支援機関や子育て事業を紹介し、啓発を行います。	子ども施策推進課

(2) 子育て支援の輪と人材の確保

子育てに関連するサークル・団体等のネットワーク化による連携・協力によって、地域における子育て支援の輪の拡充と子育て支援に向けた人材の確保を図ります。

■主な取組・事業

取組・事業名	内 容	担当課
子育て支援のネットワーク	子育て中の保護者などで組織するサークル・団体のネットワーク化を図ります。	子ども施策推進課
子育てサロン事業	子育て中の保護者が気軽に集えるよう交流の場を設けるとともに、子育てサークルによる講座等を開催します。子育ての悩みや不安を持つ保護者に対して、相談員や保育士等が相談を受け、助言・指導を行います。また、各子育て機関やサークル等の子育てに関する情報の提供を行います。	子ども施策推進課
子育てサークル等への活動支援	児童館や地域子育て支援センターにおいて、子育て関係団体の活動する機会や場所の提供を行い、連携・協力の促進を図ります。	子ども施策推進課 保育施設課 青少年課

3 困難を抱える子どもや家庭への重層的支援

【現状と課題】

- ◆令和3年4月の社会福祉法改正により、地域共生社会実現のための具体的な手法として「重層的支援体制整備事業」が規定されました。これは、複合的な課題を抱えた市民の相談を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を実施することで課題の解決を目指すもので、越谷市では令和4年7月より実施しています。
- ◆こどもの貧困は、学習面や生活面、心身の健康など様々な面において、こどものその後の人生に大きな影響を及ぼすことが指摘されています。現在、日本において世帯収入が全国の世帯所得の中央値の半分を下回る「相対的貧困」の状態にあるこどもは9人に1人とされており、そのような世帯で生まれたこどもたちは、普段の生活だけでなく、あらゆる選択において不利な状況に置かれてしまう傾向があります。
- ◆こどもの生活実態調査では、収入の低い世帯やひとり親家庭で学校の成績が良くないとする割合が高く、将来の進学についても保護者の希望は大学であるにも関わらず、現実的には高校までと回答した割合が高く、その理由として半数が「家庭の経済的な状況から考えて」をあげています。
- ◆ヒアリング調査では、貧困の状況にある児童生徒において、不登校などにつながりやすく、自己肯定感や学習意欲が低くなる傾向も指摘されていることから、貧困の状況にあるこどもや家庭に対し、経済的な支援にとどまらず教育上の支援や生活上の支援をはじめ、様々な場面における支援が求められます。
- ◆こどもの生活実態調査では、母子家庭の約6割で収入が低い傾向にあることから、経済的支援のほか、キャリア形成を含めた就労支援等生活の自立に向けた支援が求められます。
- ◆市においては、児童発達支援センターが障がい児支援の中核的役割を担っています。また、保育現場においても個別の支援や配慮が必要な児童や気になる児童が増加傾向にあります。こどもの心身の発達に心配のある場合でも保護者が安心して子育てができるよう、相談や支援体制の充実が求められています。
- ◆令和3年9月には医療的ケア児支援法が施行され、医療的ケア児の健やかな成長と切れ目のない支援について関係機関及び民間団体相互の緊密な連携が進められています。市では、令和3年7月に越谷市医療的ケア児等支援協議会を設置し、医療的ケア児とその家族に対する支援策などを検討するとともに、埼玉県が開催している「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」に参加し、人材の確保・育成に取り組んでいます。今後も関係機関と連携しながら、より実効性のある支援策を検討・実施し、医療的ケア児等が様々な支援を受けながら、身近な地域で生活していけるよう、支援体制の整備に努めることが重要です。

- ◆令和6年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は、一部改正され「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」となり、貧困を原因として、こどもが適切な養育・教育・医療が受けられないことや、多様な体験の機会を得られないといった権利の侵害や社会からの孤立がないよう貧困の解消に向けた対策を推進していくことが求められています。
- ◆外国籍のこども、日本国籍であっても保護者が外国人の場合など、外国にルーツのあるこどもや家庭の中には、言葉や文化、習慣等の違いから就学や生活など様々な場面で困難を抱える場合があることから、日本語の習得に向けた支援や教育・保育を受ける際の手続きに対する支援など、安心して生活できるよう取組が必要です。

【施策の方向性】

- こどもの貧困には複合的な要因が相互に関連しているため、経済的支援をはじめ、教育支援、保護者の就労支援や生活支援など幅広い視点から総合的に貧困の状況にあるこどもと家庭への支援を行います。
- こどもの障がいを早期に発見し、適切な支援につなげていくとともに、障がい児に対する療育や相談支援体制の充実を図ります。更に、障がい児のいる家庭の負担軽減や、ひとり親家庭の経済的負担の軽減と生活の自立に向けた相談支援の充実、外国人家庭等への支援の充実を図ります。

【施策の展開】

(1) 生活困難を抱えるこども・家庭への支援

① 経済的な支援

保育料や就学費用の軽減・無償化や各種給付制度などを通じて、経済的な困難に対する支援を行います。

■主な取組・事業

取組・事業名	内 容	担当課
幼児教育・保育の無償化（0歳～2歳）	0歳から2歳までのこどもについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。	保育入所課
実費徴収に係る補足給付事業	従来型幼稚園における低所得世帯等のこどもの食材料費（副食費）に対する助成を行います。	保育施設課
高等学校等就学費の支給（生活保護世帯）	生活保護世帯の高校生等に対して、学校教育を受けるために必要な学用品費や教材代及びクラブ活動に要する費用等を支給します。	生活福祉課
就労自立給付金の支給（生活保護世帯）	生活保護受給者の就労による自立の促進を図るため、安定した職業に就いたこと等により生活保護を必要としなくなった方に対して給付金を給付します。	生活福祉課
入院助産制度	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができないと認められる妊産婦に対し、認可助産施設への入所措置を行います。	こども家庭センター

② 教育の支援

学習支援や就学準備・就学に係る費用への援助など、教育機会の確保に向けた支援を行います。

■主な取組・事業

取組・事業名	内 容	担当課
就学援助（特別支援教育就学奨励費の支給）	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、その負担軽減を図るため、学用品や給食費等の一部を援助します。	学務課
学習支援費の支給（生活保護世帯）	生活保護世帯の小学生及び中学生がクラブ活動を行うために要する費用を支給します。	生活福祉課
こどもの学習・生活支援事業（生活保護世帯、生活困窮者世帯）	生活保護世帯及び生活困窮者世帯の小学3年生以上の小学生、中学生及び高校生等を対象に学習教室を開催し、学習指導や生活習慣の改善を支援します。	生活福祉課
入学準備金貸付事業	教育の機会均等を図ることを目的に、高等学校・大学等に入学を希望する生徒の保護者で、入学金等の調達が困難な方に入学準備金の貸付を行います。	教育総務課
進学・就労準備給付金の支給（生活保護世帯）	生活保護世帯のこどもで、高等学校等を卒業後、大学等へ進学する場合、又は就職し自立する場合の新生活の立ち上げ費用として、進学・就労準備給付金を給付します。	生活福祉課

③ 保護者の就労や生活支援

保護者が自立的で安定した生活基盤を確保できるよう、保護者に対する就労支援と生活支援を行います。

■主な取組・事業

取組・事業名	内 容	担当課
生活困窮者自立相談支援事業（生活困窮者世帯）	生活に困窮した方が自立し、安定した日常生活を営むために、個々の状況に応じた支援プランを作成し、就労支援等の自立に向けた具体的な支援サービスの提供を行います。	生活福祉課
被保護者就労支援事業（生活保護世帯）	働く能力のある生活保護受給者が早期に就労できるよう、就労支援員による就労に関する相談支援や関係先（ハローワーク等）への同行支援等を行います。	生活福祉課
家計改善支援事業（生活困窮者世帯）	家計のやりくりの問題を抱えている生活困窮者世帯に対し、家計の収支を明確にし、相談者の状況に応じた助言・指導を行います。	生活福祉課
住居確保給付金の給付（生活困窮者世帯）	離職等により住宅を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方に対し、家賃相当の給付金（有期）や転居費用を給付します。	生活福祉課
母子生活支援施設への措置	配偶者のいない女子又はこれに準じる事情がある女子であって、監護すべきこどもの福祉に欠けるところが認められるとき、施設へ入所措置を行います。	こども家庭センター
重層的支援体制整備事業	児童・高齢・障がい・生活困窮などの様々な分野が関わる複雑・複合的な課題を抱えた方及びその世帯に対し、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」といった支援を一体的に実施し、継続的な伴走支援を行うことにより、課題の解決を目指します。	地域共生推進課

(2) ひとり親家庭の自立支援策の拡充

ひとり親家庭のこどもの健全な成長や、ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するため、子育てや生活への支援、就業支援、経済的支援等を進めるとともに、相談体制の充実を図ります。

■主な取組・事業

取組・事業名	内 容	担当課
児童扶養手当の支給	母子・父子家庭や、父又は母に一定の障がいのあるこども（18歳到来年度まで。一定の障がいがある場合は20歳未満まで）を養育している方、父又は母と生計を同じくしていないこどもを養育している方で所得が一定未満の方に手当を支給し、経済的負担の軽減を行います。	子ども福祉課
ひとり親家庭等医療費支給制度	母子・父子家庭や、父又は母に一定の障がいのあるこども（18歳到来年度まで。一定の障がいがある場合は20歳未満まで）を養育している家庭、父又は母と生計を同じくしていないこどもを養育している家庭の方で所得が一定未満の方が、医療保険制度で医療を受けた場合に支払った医療費の自己負担分の一部を支給し、経済的支援を行います。	子ども福祉課
母子家庭等相談事業	母子・父子自立支援員を配置し、母子・父子家庭等の生活・就労に対する相談や、母子家庭等自立支援給付金制度の案内、母子父子寡婦福祉資金の貸付相談など、ひとり親家庭の抱えている問題に適切な助言を行うとともに、必要に応じてほかの相談機関につなぐなど関係機関と連携した支援を行います。	子ども福祉課
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母又は父子家庭の父が、就労に結びつきやすい知識・技能を修得するため、雇用保険法に基づく厚生労働大臣指定教育訓練講座及び実情に応じて適当と認められる講座を受講し、修了した場合に、受講費用の一部を支給します。	子ども福祉課
高等職業訓練促進給付金等事業	母子家庭の母又は父子家庭の父が、看護師や介護福祉士等の資格取得のため6か月以上養成機関などで修業する場合に、課税状況により促進費（月額）及び修了支援給付金を支給します。	子ども福祉課
母子・父子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当受給者の自立の促進を図るため、個々の状況に応じた支援プログラムを策定するとともに、公共職業安定所等との緊密な連携を図り支援を行います。	子ども福祉課
母子父子寡婦福祉資金貸付金事業	20歳未満のこどもを扶養している母子家庭の母及び父子家庭の父、父母のいないこども及び寡婦に対して、修学、技能の習得や生活資金等の貸付を行います。	子ども福祉課
ひとり親家庭等高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金事業	より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、ひとり親家庭の親及びこどもが高卒認定試験合格のための講座（通信講座を含む）の受講開始時、これを修了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支給します。	子ども福祉課

(3) 配慮が必要なこども（障がい児等）への支援

① 障がい児の発達支援の拡充

児童発達支援センターを中心とした障がいの早期発見、早期療育、相談・情報提供体制の充実を図ります。また、心身の発達に遅れや心配のある児童の通園事業や早期療育事業等の充実及び保育所等訪問支援事業の整備・充実を図り、障がい児の発達や、家族を支援します。

■主な取組・事業

取組・事業名	内 容	担当課
児童発達支援事業 (児童発達支援センター 及びその他事業所)	心身の発達に支援を必要とする未就学児に対し、日常生活における基本的動作や知識技能の習得、集団生活への適応のための支援を行います。	子ども福祉課
児童発達支援センターの早期療育発達支援事業	心身の発達に支援を必要とする未就学児と保護者を対象に、早期療育教室を開催し、親子で様々な遊びや集団活動をしながら、ことばやからだの発達を促します。	子ども福祉課
児童発達支援センターの外来(発達)相談	心身の発達に心配のある未就学児と保護者に対し、保健師等の専門職による相談や専門的な助言を行います。	子ども福祉課
児童発達支援センターの保育所等訪問支援事業	心身の発達に支援を必要とする児童が通う保育所等を訪問して、集団生活を楽しく送れるよう専門的な支援を行います。	子ども福祉課
児童発達支援センターの障害児通所支援事業所への助言・援助	障がい児が身近な地域で質の高い支援を受けられるよう、市内の障害児通所支援事業所に対し、障がい児支援に関する研修など必要な援助を行い、事業所の専門性の向上及び地域連携の円滑化を図ります。	子ども福祉課
児童発達支援センターのペアレントプログラム	子育てに難しさを感じる保護者が、こどもの「行動」の客観的な理解の仕方を学び、楽しく子育てに臨む自信を身につけることや、仲間づくりを目的としたグループ・プログラムを実施します。	子ども福祉課
保育所等の特別支援保育	特別な支援が必要なこどもの保育所等での受入れを推進します。	保育入所課
特別発達相談	発育・発達に不安を抱える親子に対し、小児科医師による相談のほか、保健師等による相談も行います。	健康づくり推進課

② 障がい児のいる家庭の負担軽減の充実

障がい児のいる家庭における子育て負担や経済的負担の軽減を行い、障がい児支援の充実を図るために、補装具の支給、医療等の給付やサービスの提供を行います。

■主な取組・事業

取組・事業名	内 容	担当課
補装具の支給	身体に障がいのある児童に対し補装具を支給し、障がいによる負担軽減と日常生活の向上を図ります。	子ども福祉課
日常生活用具の給付	在宅の重度の障がいのある児童の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付します。	子ども福祉課
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付	国の認定を受けた小児慢性特定疾病児童に対して、日常生活の便宜を図るため日常生活用具を給付します。	子ども福祉課
難聴児補聴器購入費等助成事業	身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器購入等費用の負担軽減を図ります。	子ども福祉課
育成医療の給付	身体に障がいのある児童、又は早期に治療しないと将来障がいを残すと認められる疾患がある児童に対し、障がい除去、軽減するための手術等について、医療費の自己負担の軽減を図ります。	子ども福祉課
心臓手術費等助成事業	心臓疾患のある 18 歳未満の児童に、精密検査及び手術等に要する医療費以外の自己負担金について、限度額の範囲内で助成します。	子ども福祉課
特別児童扶養手当の支給	心身に重度・中度の障がいのある児童(20 歳未満)を養育していて、所得が一定未満の保護者の方に手当を支給（県への進達事務）します。	子ども福祉課
障がい児介護給付事業	心身に障がいのある児童に対して、居宅介護・短期入所などの障害福祉サービスに係る給付を行い、介護者等への負担軽減を図ります。	子ども福祉課
障がい児通所給付事業	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援など障がい児支援に係る給付を行います。対象年齢に該当する未就学児には、利用者負担を無償化します。	子ども福祉課
障がい児(者)生活サポート事業	在宅の心身障がい児(者)の地域生活を支援するため、一時預かり、派遣による介護、外出援助等のサービス（一定時間）を行います。	子ども福祉課
在宅超重症心身障害児の家族に対するレスパイトケア事業	医療型短期入所、日中一時支援に関する事業所による受け入れを促進し、家族の精神的及び身体的負担を軽減します。	子ども福祉課
障がい者等日中一時支援事業	障がい児(者)に対して、日中における一時預かり、見守り等を行い介護者の負担軽減を図ります。	子ども福祉課
医療的ケア児に対する支援の充実	日常的に医療的ケアが必要なこどもが身近な地域で支援を受けられるよう、医療的ケア児等支援協議会などを活用し、必要な施策を講じます。	子ども福祉課
小児慢性特定疾病医療給付	小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を市が助成します。	感染症保健対策課
医療等の給付	心身に重度の障がいのあるこどもの保険適用となる医療費の一部を給付します。	障害福祉課

(4) 外国人家庭等への支援

外国人家庭が抱える子育ての不安や悩みを解消し、安心して日常生活を送ることができるよう、多言語・やさしい日本語による情報提供を行います。

■主な取組・事業

取組・事業名	内 容	担当課
多言語版「市民ガイドブック」の作成	多言語版の「市民ガイドブック」を作成し、提供します。	市民活動支援課
多言語版「こしがや案内図」の作成	多言語版の「こしがや案内図」を作成し、提供します。	市民活動支援課
多言語版広報誌「コシガヤメッセンジャー」の作成	外国人向けの多言語広報誌「コシガヤメッセンジャー」を作成し、提供します。	市民活動支援課
日本語教室の情報提供	市内で開催されている日本語教室等について、情報提供を行います。	市民活動支援課
外国人相談窓口	外国人市民の方からの相談対応等を行います。	市民活動支援課
保育所における多言語対応	公立保育所において、翻訳機等を活用し、多言語でのコミュニケーションを図ります。	保育施設課
児童生徒及び教員用タブレット端末への翻訳アプリの導入	日本語を母語としない児童生徒が翻訳機代わりとして使用できるよう、児童生徒及び教師用の全てのタブレット端末に翻訳アプリを導入しています。	指導課

4 子育てしやすい就労環境づくり

【現状と課題】

- ◆少子化の要因としては、未婚化や晩婚化のほか、結婚や出産に対する若い世代の意識の変化、子育てに対する経済的負担の大きさなど、様々なことが考えられますが、結婚・出産後も子どもを育てながら働くことを希望する女性が増加する中で、仕事と家庭の両立支援や多様な働き方を推進する「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」が求められています。
- ◆子育て支援ニーズ調査では、就学前児童調査において、就労している母親の割合は約5割で、前回調査に比べ1割近く増加しています。それを受けて、子育てに関して悩んでいることでは「仕事と子育ての両立のこと」が上位にあげられており、前回調査よりも増加が見られます。
- ◆ワーク・ライフ・バランスの実現にあたっては、だれもが仕事と家庭、その他の活動を両立できるよう、仕事優先の意識を見直し、多様な働き方が選択できる環境や仕組みを整備する必要があります。今後も、広報や各種講座等を通じて、事業者・市民の両者に対する情報提供と啓発を進めることが重要です。
- ◆女性に家事・育児等の負担が偏ることなく、男女が協力して家事や子育て、介護等の家庭生活に参画できるよう、家庭生活における性別による固定的な性別役割分担意識を解消し、男性の家庭参画を促進する必要があります。
- ◆近年、男性の育休取得促進に向けた法改正や事業主への支援等の取組により、全国的に男性の育児休業取得率は上昇しており、育児に積極的に取り組む男性が増えていきます。市においても男性の育児休業取得の増加が見られ、男性向けの子育て講座のニーズは高まっています。今後は、土日開催など男性が参加しやすい体制づくりが求められています。
- ◆埼玉県と越谷市では「パパ・ママ応援ショップ」として、協賛店舗、企業、事業所による子育て家庭を対象とした優待制度を行っています。紙のカードからオンライン利用が可能となるなど利便性の向上に努めていますが、より多くの子育て世帯に利用につながるよう、協賛店舗等の増加に向けて企業への啓発活動を行う必要があります。

【施策の方向性】

- ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、仕事と子育てが両立できるような働き方の見直しに向けた意識啓発や企業の取組に対する啓発を行います。また、男性の育児参画の増加を受け、父親に対する子育て支援を充実するとともに、関係機関や企業等との連携を通じて、女性の就職支援や就労継続に向けた支援を推進します。

【施策の展開】

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

事業主や勤労者、市民に対して、セミナー、フォーラム等の開催により、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発活動に努めます。

■主な取組・事業

取組・事業名	内 容	担当課
男女共同参画に関する講座等の実施	「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識に縛られず、男女が対等な立場で個性や能力が十分に発揮できるよう、男女共同参画意識の向上を目的とした講座等を実施します。	人権・男女共同参画推進課

(2) 男性の育児参加の促進

男性の子育て等への関わりを促進するサロン活動や各種教室事業を充実します。

■主な取組・事業

取組・事業名	内 容	担当課
父親サロン	子育てサロンにおいて、日ごろこどもと接する時間の少ない父親のために、育児に関する相談や各種子育て情報を提供します。	子ども施策推進課
児童館の親子交流事業	未就学児と父親を対象に、遊びや工作などの教室を開催し、男性の育児参加を促進します。	青少年課

(3) 子育てを応援する企業の啓発

子育てを応援する企業に関する情報提供や啓発活動を行います。

■主な取組・事業

取組・事業名	内 容	担当課
パパ・ママ応援ショップ 子育て家庭優待事業の普及・啓発	18歳に達して最初の3月31日を迎えるまでのお子さんや妊娠中の方のいる家庭が、協賛店で優待カード等を提示することで、様々な特典が得られる「パパ・ママ応援ショップ(子育て優待事業)」について、事業の普及・啓発を図ります。	子ども施策推進課

(4) 就労支援と就労継続のための支援

出産や育児により退職した女性の就労支援や育児休業を取得した女性の就労継続支援をはじめ、多様な働き方の実現に向けて、ハローワーク等との連携による講座の開催、情報提供や相談事業を実施します。

■主な取組・事業

取組・事業名	内 容	担当課
多様な働き方を支援するための講座の実施	希望に応じた働き方の実現を目指し、就業の支援や起業など多様な働き方を選択するための講座を実施します。	人権・男女共同参画推進課
相談事業の充実	労働関係の問題解決を図る相談及び内職を希望する人に対する相談を行います。	経済振興課

基本目標4 こども・若者を地域全体で育む

1 こどもの居場所・体験機会の提供

【現状と課題】

- ◆こども基本法に基づき策定された「こども大綱」において、学童期、思春期における居場所の新設、既にこどもの居場所となっている児童館、子ども食堂や学習支援の場など地域にある多様な居場所、図書館等の社会教育施設などについても、こどもにとってよりよい居場所になるよう取り組むことが明記されています。
- ◆子育て支援ニーズ調査では、就学前・小学生児童調査ともに、充実を希望する子育て支援として「子ども同士が安全に遊べる居場所の環境整備」が6割を超えています。こども・若者調査においても、安心できる居場所が多い人ほど自己肯定感や幸福感が高い傾向が見られます。
- ◆学童保育室については、施設整備により定員の増員を図っていますが、利用希望者は年々増加を続けており、毎年待機児童が発生する状況となっております。既存施設の活用等を考慮しながら、待機児童の発生している小学校区や、今後の利用者が増加傾向にある小学校区に対して、引き続き施設整備を推進し、受け入れ児童の拡大を図る必要があります。
- ◆放課後や週末におけるこどもたちの居場所として異年齢のこども同士や地域住民との交流等によるこどもの健全育成を行う放課後子ども教室を17校で実施していますが、未実施の地域での希望が寄せられています。地域住民の協力・ボランティアにより成り立つ事業ですが、担い手の確保や高齢化が課題となっています。
- ◆不登校児童生徒数は全国的に年々増加し、令和5年度は過去最高の34万人と言われています。市においては、不登校児童生徒の学校以外の学びの場として教育支援教室（おあしす）の設置、オンラインおあしすを開設していますが、ヒアリング調査等において、不登校児童生徒にとっての家庭・学校以外の居場所の拡充が求められています。
- ◆様々な遊びや学び、体験等を通じて、不確実な時代を生き抜く力を得ることは、将来を切り開く上で重要です。そのため、年齢に応じたこども同士の居場所や豊かな人間性を育むための様々な体験機会を拡充していく必要があります。

【施策の方向性】

- 全てのこどもが放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後のこどもの遊びと生活の場である学童保育室の整備を着実に進め、待機児童の早期解消を図ります。あわせて不登校児童・生徒等の相談支援体制の拡充や居場所の充実を図ります。また、こどもが成長できる場所や活動機会の提供を推進します。

【施策の展開】

(1) 放課後児童対策の充実

学童保育のニーズの増大に応えるため、待機児童の解消に向けた施設の整備を推進します。また、全ての小学生が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう、地域の利用ニーズに応じて、学童保育室との一体型を含め放課後子ども教室の設置を進めます。

■主な取組・事業

取組・事業名	内 容	担当課
学童保育室の整備（放課後児童健全育成事業）	保育需要を見極めつつ保育ニーズに見合った学童保育室の計画的な整備を行います。	青少年課
放課後子ども教室推進事業	放課後や週末等に学校や公共施設を利用し、地域住民の協力のもと、安心・安全なこどもの居場所づくりに取り組みます。	青少年課

(2) 不登校児童生徒への支援の充実

学校生活への適応等に関するカウンセリングや個別指導等を通じて、不登校児童生徒の将来の社会的自立に向けた支援を行います。

■主な取組・事業

取組・事業名	内 容	担当課
教育支援教室（おあしす）	市内4か所に教育支援教室を設置し、不登校児童生徒の支援を行います。また、将来の社会的自立に向けた個別指導及び小集団での体験活動を行います。	教育センター
オンラインおあしす	不登校児童生徒が、人とのつながりを実感し、学ぶ喜びを味わい、自己肯定感を高め、社会的に自立する力を育むことを目的とし、オンライン上で、指導員や参加したこども同士で交流しながら、簡単なゲームやクイズなどの活動を行います。	教育センター
専任教育相談員・スクールソーシャルワーカーの家庭訪問相談	福祉的支援が必要な家庭に対しスクールソーシャルワーカーを配置し、保護者や児童生徒への相談活動及び訪問相談を実施します。	教育センター
スクールカウンセラー・学校相談員の配置	いじめ・不登校の未然防止、早期発見、早期解消及び教育的支援のためスクールカウンセラー・学校相談員を配置し、教育相談を行います。	教育センター
校内支援教室（スペシャルサポートルーム）	自分の教室に入りづらい児童生徒の学校内の居場所と学びの場を確保し、不登校を未然に防止するとともに、不登校児童生徒の登校復帰を支援することを目的とし、個別又は協同での学習やこども同士で交流する活動を行います。	教育センター

(3) こどもの居場所・遊び場づくり

地区センター・公民館、公園等既存公共施設の活用やこどもの居場所づくりに取り組む団体を支援することで、こどもが自由に遊び、安全に過ごすことができる居場所、遊び場づくりを推進します。

■主な取組・事業

取組・事業名	内 容	担当課
プレーパーク事業	移動型拠点施設（車両）を使用し、市内各地でプレーパークを開催することにより、こどもたちの多様な遊び場の提供及び居場所づくりを推進します。	青少年課
児童館改修事業	こどもの居場所機能の充実を図るとともに、中・高校生の利用にも対応するため、児童館の施設改修を進めます。	青少年課
既存公共施設の学習スペース等の開放	地区センター・公民館において図書コーナーや学習スペース等を設置します。	市民活動支援課
街区公園等の整備	こどもや親子連れをはじめ、多くの市民が日常的なレクリエーションやコミュニティの場として、安心・安全に利用できる街区公園等の確保に努めます。	公園緑地課
子ども食堂への支援事業	こどもの居場所づくりを促進し、適切な支援につなげるため、子ども食堂を運営する団体に対し、事業費を補助することで、運営の健全化を促すとともに新たな子ども食堂の開設を推進します。	子ども施策推進課
こどもの居場所づくり事業	市と地域をつなぐ機能を持つこどもの居場所支援団体（中間支援組織）が、協働してこどもの居場所づくりを支援することで地域の課題解決を目指します。	子ども施策推進課

(4) こどもが成長できる場や機会の提供

① 多様な体験の場の提供

こどもが交流・体験活動を通して、生き抜く力や豊かな人間性を養うことができるよう、地域や学校において様々な社会体験・自然体験の機会を提供します。

■主な取組・事業

取組・事業名	内 容	担当課
乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度） ※再掲	保護者とともにこどもの成長を支援していくことを目的に、保護者の就労要件の有無等に関わらず一時的（時間単位）に保育を行います。	子ども施策推進課 保育入所課
児童館の科学体験事業	科学に対する興味・関心を養うため、遊びながら科学に親しめる様々な事業を開催します。	青少年課
児童館の世代交流・伝承遊び事業	世代を越えた交流や、昔ながらの遊びに触れられる様々な事業を開催します。	青少年課
児童館の天文普及事業	望遠鏡や展示物等に触れる機会を提供し、児童の天文に関する興味・関心を養います。	青少年課
児童館の学校支援事業	体験型学習（学校団体利用）や、出張授業、社会体験事業等を行うことにより、こどもの多様な体験の場を提供します。	青少年課
子ども健全育成事業	学童野球大会、ドッジビー大会、かるた取り大会等各種大会を開催し、青少年健全育成を図ります。	青少年課

取組・事業名	内 容	担当課
地区センター・公民館等による体験学習・各種講座	こどもが地域の中でふれあい、地域の特色を生かした学びを通して豊かな心を育むことができるよう、各種講座を開催し、体験学習の場を提供します。	生涯学習課
文化財等の活用による体験学習	大間野町旧中村家住宅及び旧東方村中村家住宅における社会科見学の受け入れや伝統文化体験講座等を開催し、文化財や伝統文化に触れる機会を提供します。	生涯学習課
郷土芸能体験教室	囃子・神楽・木遣などの郷土に伝わる芸能・文化の保存と継承を図るため、体験学習の場を提供します。	生涯学習課
科学技術体験センター事業	観察や実験、工作などの体験を通して、楽しみながら科学への興味・関心を高め、創造性豊かな児童・生徒の育成を図るための参加型施設として多様な事業を実施します。	生涯学習課
ボランティア体験活動の推進	小中学校での総合的な学習の時間等において、体験的な学習を通して、地域社会の人たちとふれあう機会を提供します。	指導課
環境学習活動の推進	生物多様性子ども調査や、市民団体との協働による環境イベント、小中学校での出前講座を実施します。	環境政策課

② 読書に親しむ環境づくり

読書は、こどもが言葉を学び、表現力を高め、想像力を豊かにすることで、人生をより深く生きる力を身につける上で不可欠であることから、家庭、学校、地域において様々な読書活動を推進します。

■主な取組・事業

取組・事業名	内 容	担当課
児童館の読み聞かせ	語り手・読み手から直接児童に感動が伝わるような本の読み聞かせや紙芝居・人形劇を定期的実施するほか、館内の児童向け図書の貸し出しを行います。	青少年課
市立図書館及び北部・南部・中央図書室の各種「おはなし会」	こどもたちに「おはなし」のおもしろさや絵本を読んでもらう楽しさを伝え、自主的な読書活動へつなげることを目的に、ストーリーテリング（昔話などの語り）と絵本の読み聞かせを行います。	図書館
市立図書館及び北部・南部・中央図書室での乳幼児対象の読み聞かせ	絵本やわらべうたを、他の参加者と交流しながら、親子で一緒に楽しむ時間を提供するとともに、図書館利用の促進を図ります。	図書館
市立図書館の各種行事・講座等	こどもたちの読書活動の推進を図るため、また、図書館利用の機会を提供するため、こども向けの各種行事・講座等のほか、こどもを取り巻く大人を対象とした講演会等を開催します。	図書館
学校・保育所等へのサービス	こどもの読書活動の推進を支援するため、学校や学校図書館のほか、市内保育所等施設へのサービスを行います。	図書館

③ 豊かな心を育む事業の推進

学校や地域との連携により、道徳教育や人権問題に関する学習、各種講座を通じて、豊かな心を育む取組を推進します。

■主な取組・事業

取組・事業名	内 容	担当課
心の教育の推進	小中学校での道徳の授業を中心に、学校教育全般に渡って道徳教育の充実を図ります。道徳教育振興会議の活動を通して、家庭や地域と協力しながら、児童生徒の豊かな心を育成します。	指導課
「人権の花」運動	人権擁護委員と連携し、児童が互いに協力しあって草花等を栽培する活動を通じ、相手の立場を考えること、協力し合うこと、感謝することなどの重要性を学ぶとともに、思いやりの心を育むことを目的として、小学校に花の苗やプランター等を提供します。	人権・男女共同参画推進課
幼稚園児保護者に対する映画会及び座談会	人権擁護委員と連携し、幼稚園児及び保護者を対象に人権映画会（アニメ）と座談会を実施し、親子に共通の話題を提供するとともに、子育てやいじめ等の人権問題について意見交換を行い、家庭における人権教育を推進します。	人権・男女共同参画推進課
人権教室の実施	人権擁護委員と連携し、小学校3・4年生を対象に、発達段階において人権感覚を身につけることを目的として、いじめ問題に関する人権教室(授業)を実施します。	人権・男女共同参画推進課

2 家庭・学校・地域の連携の推進

【現状と課題】

- ◆こどもにとって、学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごしなが、他者と関わりながら育つ、大切な居場所の一つであることから、こどもを地域全体で育むとともに、地域やこどもをめぐる課題解決のためのプラットフォームにもなり得る学校を核とした地域づくりが求められています。
- ◆文部科学省では、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担うこどもたちの成長を支える地域学校協働活動、保護者や地域住民等が学校運営に参画する仕組みであるコミュニティ・スクールの一体的な推進を進めています。市においても、市内全ての小中学校に学校運営協議会・学校応援団が設置され、各校で保護者や地域の意見を取り入れ、特色ある教育活動が展開されています。
- ◆市内小中学校のボランティア数は令和4年度 5,703 人と減少傾向にあります。各学校に対する保護者や社会のニーズが増大・多様化する中で、ボランティアの増員を希望する学校が増えていますが、ボランティア人材が不足していることから、ボランティアの募集や周知方法の工夫が求められています。
- ◆中学校の運動部活動については、地域の実情に応じて地域連携や地域スポーツクラブ活動への移行が進められており、市においても、市内全 15 校に部活動外部指導者の配置を行っていますが、今後は大会等への引率が可能な部活動指導員への転換が必要であり、地域の指導者確保に向けて、学校・スポーツ・文化活動を所管する担当課との連携とが重要となります。

【施策の方向性】

- 学校と地域が連携し、多様な地域住民・団体との交流や、多様な地域資源の活用、地域の人々の学校運営・教育活動への参加を促しながら、地域に開かれた個性豊かな学校づくりを推進します。こども・若者のスポーツ・レクリエーション機会の提供に向けて、学校施設の活用を進めます。あわせて、家庭教育に関する学習機会や情報の提供、地域の人材活用等を通じて、家庭や地域の教育力の向上とこどもの育ちを地域で見守る体制づくりに努めます。

【施策の展開】

（１）地域住民との交流の促進

地域とともにある学校の実現に向けて、学校と地域が連携し、多様な知識・経験を持つ人や地域の活動団体等との交流を進めます。

■主な取組・事業

取組・事業名	内 容	担当課
学校応援団の推進	学校応援団の活動を通じて、学校における学習活動・安全確保・環境整備などのボランティアとして、地域の参加・協力を積極的に進め、家庭・学校・地域が一体となってこどもの育成を図ります。	指導課
部活動外部指導者派遣	中学校部活動において、より専門的な技術指導を可能とするため、外部指導者として地域の教育力の活用を進めます。	指導課
小中学校体育施設開放	小中学校体育施設を学校教育に支障のない範囲で開放し、地域指導者による青少年のスポーツ・レクリエーションの普及・振興を図ります。	スポーツ振興課

（２）個性豊かな学校づくり

中学校における学校選択制や、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むための市内全小中学校学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の活用等を図り、地域に根ざした特色ある個性豊かな学校づくりを推進します。

■主な取組・事業

取組・事業名	内 容	担当課
中学校選択制	現在の通学区域制度を維持していくことを基本とし、その上で、他の中学校への通学を希望する就学予定者や保護者の意向にできるだけ沿って、就学する学校の指定を行います。	学務課
市内全小中学校学校運営協議会	学校が委員の意見を積極的に取り入れることにより、魅力ある教育活動を展開するとともに、地域に一層開かれ、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進します。	指導課

(3) 家庭や地域の教育力の向上

地域の中でこども・若者や子育て家庭が支えられるよう、地域のニーズに応じた様々な子育て支援や保護者に寄り添った家庭教育支援・見守り等を推進します。

■主な取組・事業

取組・事業名	内 容	担当課
「子育て講座」「家庭教育学級」の開催（家庭教育支援）	地域社会全体で家庭教育を支援するため、子育て中の親を対象に埼玉県家庭教育アドバイザー等を講師とする「子育て講座」や公民館における「家庭教育学級」を開催し、家庭の教育力の向上に取り組みます。	生涯学習課
地域活動の支援	地域で行う世代間交流事業などの地区まちづくり事業を支援します。	市民活動支援課
地域によるこども・若者支援	地域の関係機関と連携し、困難を有するこども・若者への切れ目のない支援体制の整備を進めます。	青少年課
家庭・学校・地域が連携した見守り支援	子育てに関する不安や悩み等の相談を受け、適切な指導・助言を行うとともに、他の機関への案内を行います。また、市内の児童福祉施設や学校、児童相談所など関係機関との連携を図り、虐待の発生予防、早期発見と早期対応に努めます。	こども家庭センター

3 こども・若者の健全育成と自立支援

【現状と課題】

- ◆平成 22 年 4 月総合的な子ども・若者育成支援施策を推進することを目的として、子ども・若者育成支援推進法が施行され、以降国では2度にわたり、「子ども・若者育成支援推進大綱（子ども・若者ビジョン）」を策定し、こども・若者が健やかに成長し、自立・活躍できる社会を目指した取組を総合的に推進してきました。
- ◆令和 3 年に第 3 次となる「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されていますが、同大綱では、副題として「全ての子供・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指して」とし、居場所を確保することがこども・若者にとって極めて重要であるとしています。
- ◆こども・若者調査では、生活水準や自己肯定感が低い人ほど家庭や学校、地域が居場所と感じない割合が高くなっています。また、若者の居場所に関する当事者の意見を聴取するために実施した大学生対象のワークショップにおいては、友人と過ごす時間や場所を大切にしたい一方で、一人で静かに過ごす・集中する時間や場所も大事にしている様子がうかがえます。そのほか、銭湯やプールなどリフレッシュの機会、運動・スポーツの場など体を動かすことができる居場所が求められています。
- ◆市では、中学生社会体験チャレンジ事業を通して、生徒の興味や関心をもとに、地域の方や保護者を講師に招いての授業や職場体験等を通じて生徒が「働くこと」について主体的に学ぶことができる機会を提供しています。今後は、児童館・科学技術体験センター、図書館をはじめとする生涯学習関連施設や市内の消防本部、社会福祉協議会等、様々な機関と連携した職場体験により、こどもが働くことや社会とつながることの重要性を実感できるよう取組の推進が求められています。
- ◆国の調査によると、若者世代の結婚の希望が叶えられない大きな理由としては、経済的事情や仕事の問題などのほか「適当な相手にめぐり会わないから」とされ、市のこども・若者調査においても、20 歳代の 7 割近くは結婚したいと回答しています。そのため、埼玉県と連携した出会いの機会創出支援の推進が求められています。
- ◆内閣府では、令和 4 年 11 月にひきこもりの実態調査を実施しており、15 歳～39 歳のひきこもり当事者は全国で約 61 万人、40 歳～64 歳では約 85 万人の計約 146 万人と推計しています。この調査をもとに埼玉県内のひきこもり当事者を推計すると、15 歳～39 歳で約 4 万人、40 歳～64 歳では約 5 万人の計約 9 万人と推計されています。

【施策の方向性】

- 発達段階に応じて、生命の尊さや自分や他者を尊重することを含む性に関する教育、喫煙や薬物等に関する教育によりこどもの心身の健全な育成を図るとともに、就労体験や職業体験を通じて、こどもが将来を考え、職業意識を形成する支援を行います。また、若い世代が自発的に交流・活動できる場の創出や社会生活に困難を有する若者の早期発見と支援に努めます。

【施策の展開】

(1) こどもに対する保健教育の推進

かけがえのない生命や性感染症予防、性被害防止に関する正しい知識の普及と啓発を図ります。

■主な取組・事業

取組・事業名	内 容	担当課
青少年の非行・被害防止啓発キャンペーン	市公式 SNS 等を活用し、青少年への非行・被害防止の啓発を行います。	青少年課
思春期保健講座	小中学校等で、いのちの大切さについて健康教育を行い、お互いを尊重するとともに健康についての知識を深める取組を実施します。	健康づくり推進課
学校における「生命の安全教育」の推進	小学校低学年からの性に関する指導について、各小中学校で実施し、正しい理解促進を図るとともに、正しい異性観について理解を深める取組を実施します。	指導課
性と生殖に関する健康と権利に関する啓発	性や身体のことを自分で決め、守ることができる権利について知ることができるよう、また、誰もが性犯罪の加害者、被害者、傍観者にならないよう、講座の開催等による啓発を実施します。	人権・男女共同参画推進課

(2) 就労や職業を考える教育機会の提供

こども・若者ができるだけ早い段階から社会との関わりを実感し、自らのキャリア形成を考えることができるよう、職場見学や職業体験等の教育機会を提供します。

■主な取組・事業

取組・事業名	内 容	担当課
進路指導・キャリア教育の推進	地域等学校以外で様々な体験活動や人々とのふれあい等を通して、みずみずしい感性や社会性、自律心を養い、たくましく豊かに生きる力を育みます。	指導課
地場産業見学・体験	地場産業の現場を見学・体験することで、地域の伝統への理解と興味を深めるとともに、将来的な消費者としての地盤とシビックプライドの醸成を行います。	経済振興課

(3) 若者の交流と活動の場の充実

若い世代が自由に集い主体的に交流・活動できる居場所を整備するとともに、結婚への希望を叶える機会を提供します。

■主な取組・事業

取組・事業名	内 容	担当課
中・高校生を中心とした若者が過ごす場所や機会の充実	中・高校生を中心とした若者が主体的に活動できる場を整備し、若者の居場所づくりを推進します。	青少年課
出会いサポート事業	結婚を希望する方を対象に出会いの機会を提供するとともに、交際や結婚に至るまでのサポートを行う事業を実施します。	子ども施策推進課

(4) 社会生活に困難を有するこども・若者の早期発見と支援

家庭の状況やひきこもりの状態にあるなど何らかの生きづらさを抱えるこども・若者とつながることで、早期発見と早期支援を推進します。

■主な取組・事業

取組・事業名	内 容	担当課
支援ネットワーク体制の整備と相談体制の充実	地域の支援ネットワークと連携を図り、日常生活に困難を有するこどもの相談に応じ、早期発見と支援に努めます。	こども家庭センター
ひきこもり相談支援	不登校等からひきこもり状態になっている当事者の居場所をつくり、またその家族が気持ちを共有できる集いの場を設け、個別相談支援を含めた援助を行います。	こころの健康支援室
若年者等就職支援事業	就職希望者を対象に、キャリアコンサルタントを配置し、就職に向けた、きめこまやかで総合的なカウンセリングを行い、就職支援を図ります。	経済振興課
自立相談支援事業	経済的困窮や複合的課題を抱える若者等に対して、各関係機関と連携を図り、自立に向けた包括的支援を行います。	生活福祉課 (生活自立相談よりそい)
就労準備支援事業	ひきこもり状態など、直ちに就労することが困難な生活保護受給者又は生活困窮者の若者等に対し、一般就労に従事する前段階の準備として、基礎能力の形成支援を行います。	生活福祉課

第5章 子ども・子育て支援事業の展開

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する「教育・保育提供区域」を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

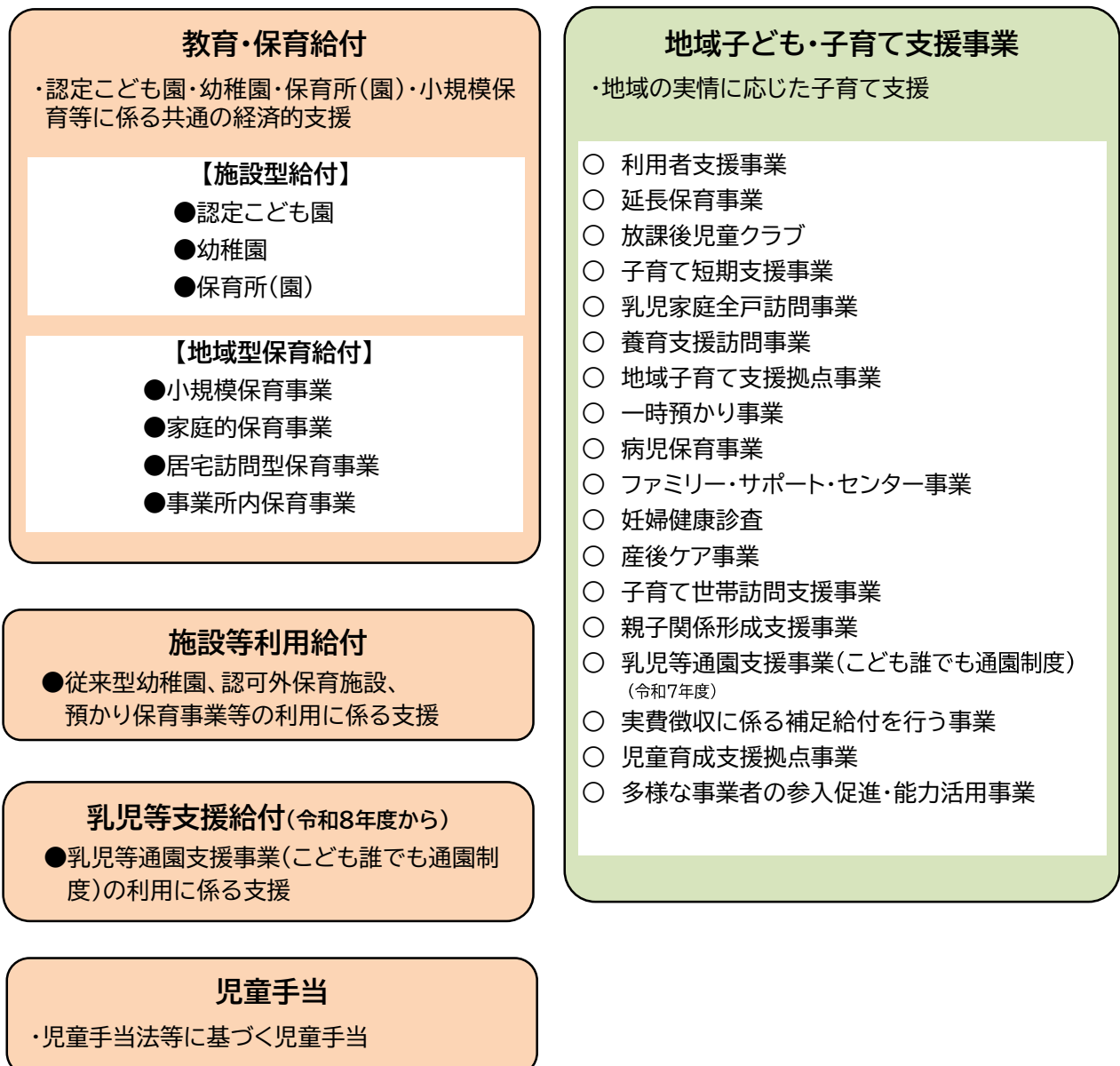
本市においては、児童人口の推計や市の保育・教育の現状分析等をもとに、国による区域設定の諸条件等を勘案し、また、教育・保育施設の中でもとりわけ保育施設については、利用者の住んでいる場所よりも職場への通勤経路上にある施設の利用希望が多いなど、様々なニーズがあります。このようなニーズに対し、より柔軟に対応するため、市全域を1区域に設定します。

2. 量の見込みと確保の内容の設定

国の方針では、利用者ニーズに応じた提供体制を確保するため、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を把握した上で、第1期・第2期計画に引き続き、5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制についての確保の内容及びその実施時期等を盛り込むこととされています。

本市においても、令和5年度に実施した「子育て支援ニーズ調査」をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、量の見込みを設定し、今後5年間の施設整備、事業の方向性などを踏まえ、確保の内容を設定しています。

<制度における給付・事業の体系>



①教育・保育給付

【施設型給付】

都道府県等が認可する教育・保育施設（認定こども園、新制度移行幼稚園、保育所（園））が対象となり、以下の給付が基本になります。

- ・満3歳以上のこどもに対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- ・満3歳未満のこどもの保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

【地域型保育給付】

市が認可する地域型保育事業への給付、主に満3歳未満のこどもが対象です。

小規模保育事業	小規模な環境（定員6人～19人）で保育を実施する事業
家庭的保育事業	家庭的な雰囲気のもと、少人数（定員5人以下）で保育を実施する事業
居宅訪問型保育事業	保育を必要とする乳児・幼児の居宅において保育を実施する事業
事業所内保育事業	事業所内の施設などで、従業員のこどものほか、地域の保育を必要とするこどもに保育を実施する事業

②施設等利用給付

幼児教育・保育の無償化（幼児教育無償化）の開始に伴い創設された給付制度です。下記の対象施設等を利用した場合に、かかった利用料について一定の給付があります。幼稚園等の預かり保育料並びに認可外保育施設等の利用料の給付を受けるためには、保育の必要性の認定（新2号・新3号）が必要です。

<給付の対象>

従来型幼稚園、新制度幼稚園、認定こども園（教育部分）や認可外保育施設等（一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業）の利用料
※対象施設は、市区町村から「施設等利用給付の対象施設である確認」を受けた施設等です。

③乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）

満3歳未満で保育所等に通っていないこどもの保護者が時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」の開始に伴い創設される給付制度です。

※令和7年度は地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置付け、令和8年度から給付制度として実施します。

④地域子ども・子育て支援事業

全ての子育て家庭を支援する事業です。保育の必要性にかかわらず、家庭で子育てしている保護者も利用できます。

3. 教育・保育等の見込み量及び確保方策等

(1) 前提となる事項

市内に居住する0～5歳のこどもについて、現在の保育所（園）、幼稚園、認定こども園の利用状況に子育て支援ニーズ調査等から把握した利用希望を加味し、令和7年度から令和11年度までの幼児期の学校教育・保育等の「量の見込み」を設定します。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、「確保方策（教育・保育施設及び地域型保育事業等による確保の内容及び実施時期）」を設定し、必要な教育・保育施設及び地域型保育事業等を整備します。

確保方策の設定にあたっては、待機児童解消を前提とします。

<認定区分と提供施設>

認定区分		保育の必要性	対象施設・事業	認定に要する保育必要量
1号	満3歳以上	なし	幼稚園、認定こども園	教育標準時間
2号		あり	保育所（園）、認定こども園	保育短時間 保育標準時間
3号	満3歳未満		保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業	
新1号	満3歳以上	なし	幼稚園、特別支援学校幼稚部	不要
新2号	3～5歳	あり	認定こども園、幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業	
新3号	0～2歳			
【乳児等支援給付認定】 満3歳未満		なし	保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園等	不要

(2) 保育に係る施設、事業所

保護者が働いているなどの理由により、日中の保育が必要なこどもを預かり、保育（養護と教育）を行います。

<保育提供施設及び事業>

- ・ 保育所（園）
- ・ 認定こども園（保育部分）
- ・ 地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）

<保育提供対象者>

- ・ 2号認定のこども（満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども）
 - ・ 3号認定のこども（満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども）
- ※地域型保育事業は原則3号認定のみ

(3) 幼児期の学校教育に係る施設

満3歳から小学校就学前までのこどもを預かり、教育を提供します。1日4時間を標準時間に預かります。

<保育提供施設及び事業>

- ・幼稚園
- ・認定こども園（教育部分）

<保育提供対象者>

- ・満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前のこども
- ※2号認定を受けたこどもでも、幼稚園の利用希望が強い場合は1号認定へ変更可

(4) 幼児教育・保育等の質の確保及び向上の内容

① 幼稚園等・保育所（園）・認定こども園・小学校等との円滑な接続の推進

幼稚園・保育所（園）・認定こども園・小学校等との円滑な接続を推進する観点から、市の就学前保育・教育指針による連携・接続の意識啓発、各小学校における園児と児童生徒との交流活動、幼稚園教諭・保育士と小学校教諭との合同研修会の開催等を推進します。

② 幼稚園教諭・保育士等に対する研修の充実等による資質向上

幼稚園教諭・保育士等の資質向上を図るため、引き続き、各職階・役割に応じた研修（園長、主任教諭、副園長、中堅職員、初任者向けなど）を実施します。

また、公立・私立の枠組みを超えた連携により横のつながりの構築を支援する取組や幼児期の学校教育・保育に関する国の動向を踏まえた研修会や各園の保育に関する取組等の情報共有を行います。

③ 働きやすい職場環境づくりと人材の確保

保育士の労働環境の整備・改善を図るため、市内の公立保育所・私立保育園・認定こども園のほとんどでは、1歳児のこどもの数に応じて保育士を配置する基準が国の基準よりも手厚くなっています。また、職責や経験年数に応じたキャリアアップと給与改善の取組を推進するとともに、公立・私立の保育士や調理員、所長などを対象に市独自の職員研修等を行うなど、長く働き続けることのできる環境整備が行われています。

人材の確保にあたっては、市内私立保育園・認定こども園が参加する合同就職相談会の開催のほか、埼玉県との連携により過去に保育士として勤務した方の復帰支援や保育士資格の取得支援などに取り組んでいます。

(5) 乳児等の通園（こども誰でも通園制度）に係る施設

満3歳未満で保育所等に通っていないこどもを預かり、遊びや生活の場を提供するとともに、保護者との面談や子育てについての情報提供、助言などの援助をします。

<提供施設及び事業>

保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園など市が認可した施設

<提供対象者>

満3歳未満で保育所等に通っていないこどもとその保護者

<第2期計画における量の見込み及び実績>

(基準日：各年4月1日、*：各年5月1日)

(単位：人)

量の見込み／確保方策		令和2年度				
		*1号	2号	3号		
		3～5歳	3～5歳	0～2歳	0歳	1・2歳
①量の見込み		5,500	3,222	2,950	453	2,497
②確保方策	教育・保育施設	7,165	3,170	1,648	291	1,350
	地域型保育事業			1,109	222	887
	こしがや「プラス保育」幼稚園事業		455			
	計	7,165	3,625	2,757	520	2,237
■利用実績		5,128	3,177	2,621	380	2,241
■提供体制実績	教育・保育施設	6,764	3,175	1,631	291	1,340
	地域型保育事業			982	212	770
	こしがや「プラス保育」幼稚園事業		455			
	計	6,764	3,630	2,613	503	2,110
【参考】待機児童数		—	0	19	3	16
量の見込み／確保方策		令和3年度				
		*1号	2号	3号		
		3～5歳	3～5歳	0～2歳	0歳	1・2歳
①量の見込み		5,326	3,357	2,983	461	2,522
②確保方策	教育・保育施設	7,165	3,170	1,731	291	1,423
	地域型保育事業			1,334	250	1,101
	こしがや「プラス保育」幼稚園事業		630			
	計	7,165	3,800	3,065	541	2,524
■利用実績		4,992	3,191	2,672	393	2,279
■提供体制実績	教育・保育施設	6,419	3,215	1,714	297	1,417
	地域型保育事業			1,126	232	894
	こしがや「プラス保育」幼稚園事業		578			
	計	6,419	3,793	2,840	529	2,311
【参考】待機児童数		—	0	1	0	1

量の見込み／確保方策		令和4年度				
		*1号	2号	3号		
		3～5歳	3～5歳	0～2歳	0歳	1・2歳
①量の見込み		5,130	3,464	3,018	488	2,530
②確保方策	教育・保育施設	7,165	3,170	1,731	291	1,423
	地域型保育事業			1,334	250	1,101
	こしがや「プラス保育」幼稚園事業		630			
	計	7,165	3,800	3,065	541	2,524
■利用実績		4,792	3,236	2,672	367	2,305
■提供体制実績	教育・保育施設	6,272	3,234	1,730	297	1,433
	地域型保育事業			1,138	229	909
	こしがや「プラス保育」幼稚園事業		720			
	計	6,272	3,954	2,868	526	2,342
【参考】待機児童数		—	1	0	0	0
量の見込み／確保方策		令和5年度				
		*1号	2号	3号		
		3～5歳	3～5歳	0～2歳	0歳	1・2歳
①量の見込み		4,538	3,281	2,633	360	2,237
②確保方策	教育・保育施設	6,272	3,234	1,730	297	1,433
	地域型保育事業			1,138	229	909
	こしがや「プラス保育」幼稚園事業		720			
	計	6,272	3,954	2,868	526	2,342
■利用実績		4,542	3,248	2,777	392	2,385
■提供体制実績	教育・保育施設	6,049	3,235	1,734	297	1,437
	地域型保育事業			1,139	229	910
	こしがや「プラス保育」幼稚園事業		849			
	計	6,049	4,084	2,873	526	2,347
【参考】待機児童数		—	0	4	0	4

量の見込み／確保方策		令和6年度				
		*1号	2号	3号		
		3～5歳	3～5歳	0～2歳	0歳	1・2歳
①量の見込み		4,193	3,327	2,669	383	2,286
②確保方策	教育・保育施設	6,272	3,234	1,730	297	1,433
	地域型保育事業			1,138	229	909
	こしがや「プラス保育」幼稚園事業		720			
	計	6,272	3,954	2,868	526	2,342
■利用実績		4,723	3,198	2,778	346	2,432
■提供体制実績	教育・保育施設	5,641	3,295	1,753	298	1,455
	地域型保育事業			1,139	229	910
	こしがや「プラス保育」幼稚園事業		1,018			
	計	5,641	4,313	2,892	527	2,365
【参考】待機児童数		—	0	4	0	4

【確保方策の内容】

令和2年度を除き、1号～3号認定全てにおいて、確保方策（定員数）が量の見込みを上回っています。引き続き、保育ニーズの増減に的確に対応します。

<第3期計画における量の見込み及び確保方策>

1 教育・保育

(基準日：各年4月1日)

(単位：人)

量の見込み／確保方策		令和7年度				
		1号	2号	3号		
		3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		3,730	3,144	357	1,001	1,339
②確保方策	教育・保育施設	5,231	3,300	292	630	885
	地域型保育事業			226	453	461
	こしがや「プラス保育」幼稚園事業		1,155			
	計	5,231	4,455	518	1,083	1,346
量の見込み／確保方策		令和8年度				
①量の見込み		3,644	3,063	354	1,081	1,158
②確保方策	教育・保育施設	5,231	3,300	292	630	885
	地域型保育事業			226	453	461
	こしがや「プラス保育」幼稚園事業		1,155			
	計	5,231	4,455	518	1,083	1,346
量の見込み／確保方策		令和9年度				
①量の見込み		3,492	2,926	351	1,069	1,255
②確保方策	教育・保育施設	5,231	3,300	292	630	885
	地域型保育事業			226	453	461
	こしがや「プラス保育」幼稚園事業		1,155			
	計	5,231	4,455	518	1,083	1,346
量の見込み／確保方策		令和10年度				
①量の見込み		3,428	2,864	348	1,057	1,245
②確保方策	教育・保育施設	5,231	3,300	292	630	885
	地域型保育事業			226	453	461
	こしがや「プラス保育」幼稚園事業		1,155			
	計	5,231	4,455	518	1,083	1,346
量の見込み／確保方策		令和11年度				
①量の見込み		3,370	2,808	346	1,047	1,237
②確保方策	教育・保育施設	5,231	3,300	292	630	885
	地域型保育事業			226	453	461
	こしがや「プラス保育」幼稚園事業		1,155			
	計	5,231	4,455	518	1,083	1,346

量の見込み／確保方策		令和12年度				
		1号	2号	3号		
		3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		3,469	2,882	344	1,038	1,230
②確保方策	教育・保育施設	5,231	3,300	292	630	885
	地域型保育事業			226	453	461
	こしがや「プラス保育」幼稚園事業		1,155			
	計	5,231	4,455	518	1,083	1,346

【確保方策の内容】

1号～3号認定全てにおいて、確保方策（定員数）が量の見込みを上回っています。引き続き、保育ニーズの増減に的確に対応します。

2 乳児等通園支援（こども誰でも通園制度）

量の見込み／ 確保方策 (単位)	年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人日／月)	0歳児	52	52	52	52	52
	1歳児	59	65	65	65	66
	2歳児	56	49	54	54	55
	合計	166	165	170	171	172
確保方策（人日／月）		21	165	170	171	172

※令和7年度は地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置付け、令和8年度から乳児等支援給付として実施します。

【確保方策の内容】

令和7年度の事業実施は、令和8年度の本格実施に向けた試行的実施と位置付けているため、確保方策（定員数）が量の見込みを下回っています。

令和8年度以降は、既存施設での新たな事業実施に取り組み、必要数の確保に努めます。

4. 地域子ども・子育て事業の見込み及び確保方策等

現在の利用状況に子育て支援ニーズ調査等から把握した利用希望を加味し、令和7年度から令和11年度までの地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を設定します。また、設定した「量の見込み」に対応するよう、「確保方策」を設定し、実施時期や提供体制の確保策を定めます。

(1) 利用者支援事業

【利用対象者】

就学前児童及び小学生とその保護者並びに妊産婦・その配偶者等

【事業内容】

保育所（園）、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所での教育・保育や一時預かり事業等の地域子ども・子育て支援事業の中から、こどもや保護者が適切にサービスを選択し、利用することができるよう、情報の集約や提供等による円滑な利用者支援を行います。

また、妊娠期から子育て期にわたり、妊娠届出等の機会に得た情報をもとに、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要に応じて個別にサポートプラン等を策定し、切れ目のない支援を行います。なお、利用者からの相談に応じて関係機関との連絡調整を行います。

あわせて、妊婦等包括相談支援事業型として、妊産婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。

【本市の取組と実績】

保育入所課及びこども家庭センターの窓口で実施しています。

基本型・特定型					
量の見込み／確保方策（単位）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
実績	1	1	1	1	1
確保方策（か所）	1	1	1	1	1
提供体制（実績）	1	1	1	1	1
こども家庭センター型					
量の見込み／確保方策（単位）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（か所）	2	2	2	2	1
実績	2	2	2	2	1
確保方策（か所）	2	2	2	2	1
提供体制（実績）	2	2	2	2	1

【提供量の見込み及び確保方策と実績】

基本型・特定型・こども家庭センター型

基本型・特定型					
量の見込み／確保方策（単位）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
確保方策（か所）	1	1	1	1	1
こども家庭センター型					
量の見込み／確保方策（単位）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
確保方策（か所）	1	1	1	1	1

妊婦等包括相談支援事業型

量の見込み／確保方策 （単位）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（回）	4,769	4,766	4,768	4,775	4,775
確保方策（回）	市保健師及び助産師による面談等				

【確保方策の内容】

基本型・特定型については、多様化する教育・保育事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言が適切に行えるよう努めます。

こども家庭センター型については、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を提供できるよう努めます。

妊婦等包括相談支援事業型については、令和7年度からの実施を予定し、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進に努めます。

(2) 延長保育事業（時間外保育事業）

【利用対象者】

保育所（園）等を利用している就学前児童とその保護者

【事業内容】

就労時間の延長等により通常の保育時間を超える保育が必要な場合、保育所（園）等での保育時間を延長して乳幼児の預かりを行います。

【本市の取組と実績】

令和5年度実績は、公立保育所 18 か所、民間保育所（認定こども園（保育部分）を含む）32 か所、地域型保育事業所 54 か所で実施しており、前年度までの実績を大きく上回る提供体制を確保できています。

量の見込み／確保方策 (単位)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（実人／年）	2,667	2,818	2,975	3,130	3,289
実績	2,947	2,886	3,506	3,314	—
確保方策（実人／年）	5,416	5,416	6,116	6,116	6,116
提供体制（実績）	7,937	6,116	6,182	6,229	—

【提供量の見込み及び確保方策と実績】

量の見込み／確保方策 (単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（実人／年）	3,136	3,130	3,163	3,191	3,222
確保方策（実人／年）	6,229	6,229	6,229	6,229	6,229

【確保方策の内容】

保育所（園）等において、保護者の延長保育のニーズに対応するとともに、今後も新設の保育所（園）等については、延長保育の実施を条件にするなどして延長保育事業の推進に努めます。

(3) 放課後児童クラブ（学童保育室）

【利用対象者】

小学生（小学1～6年生）

【事業内容】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図ります。

【本市の取組と実績】

公立学童保育所 52 か所で実施しています。利用者が増加傾向にあり、令和5年度で待機児童が低学年で 139 人、高学年で 189 人となっています。

量の見込み／ 確保方策 (単位)	学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（実人／年）		3,104	3,194	3,243	3,325	3,375
実績 (入室希望)	1年生	1,039	1,090	1,110	1,141	—
	2年生	978	912	1,012	1,044	—
	3年生	749	735	718	850	—
	4年生	442	366	368	403	—
	5年生	111	86	102	107	—
	6年生	30	15	23	26	—
	合計	3,204	3,323	3,570	3,584	—
確保方策（実人／年）		3,050	3,125	3,200	3,275	3,350
提供体制（実績）		3,023	3,065	3,240	3,354	—

【提供量の見込み確保方策】

量の見込み／ 確保方策 (単位)	学年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (実人／年)	1年生	1,257	1,268	1,268	1,260	1,250
	2年生	1,098	1,068	1,060	1,061	1,044
	3年生	888	905	915	874	872
	4年生	511	508	514	495	456
	5年生	117	115	108	104	105
	6年生	24	26	25	24	23
	合計	3,895	3,890	3,890	3,818	3,750
確保方策（実人／年）		3,709	3,719	3,854	3,854	3,854

【確保方策の内容】

市内の各小学校区において、保育需要を見極めつつ定員に見合った学童保育室の計画的な整備を行います。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【利用対象者】

0～2歳児

【事業内容】

保護者が疾病や就労、育児疲れなどにより、こどもを養育することが困難な場合、児童福祉施設等で一定期間、こどもを預かります。

【本市の取組と実績】

乳児院（市外）で受け入れ体制を整備しています。事前の相談の中で、児童福祉法の措置入所となる場合や他のサービスの利用となる場合もあり、平成 27 年度以降、利用実績はありません。

量の見込み／確保方策 (単位)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（延人／年）	11	11	11	11	11
実績	0	0	0	0	—
確保方策（延人／年）	50	50	50	50	50

【提供量の見込み及び確保方策と実績】

量の見込み／確保方策 (単位)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（延人／年）	11	11	11	11	11
確保方策（延人／年）	50	50	50	50	50

【確保方策の内容】

本市における供給量は充足していると考えられますが、利用者のニーズに対して支援が的確にできるように努めます。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【利用対象者】

生後4か月までの乳児がいる家庭

【事業内容】

生後4か月までの乳児がいる家庭に、保健師や助産師が訪問し、乳児や母親の身体や育児に関する相談に応じるほか、母子保健サービスの情報提供等を行います。

【本市の取組と実績】

こども家庭センターにおいて対応しています。

継続的支援が必要と判断した場合は、養育支援訪問等の実施により継続して支援を行っています。また、里帰り出産をされた方は里帰り先の自治体で訪問が受けられるよう調整しています。

量の見込み／確保方策 (単位)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(実人／年)	2,669	2,665	1,868	2,236	2,236
実績	1,494	1,834	2,062	1,994	—
確保方策(実人／年)	市保健師及び委託助産師による訪問				

【提供量の見込み及び確保方策と実績】

量の見込み／確保方策 (単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(実人／年)	2,172	2,168	2,166	2,167	2,170
確保方策(実人／年)	市保健師及び委託助産師による訪問				

【確保方策の内容】

市保健師及び委託助産師による訪問を実施するとともに、訪問の結果、支援が必要な家庭には、関係機関と連携し、養育支援訪問事業につなげるなど継続的な支援に努めます。

(6) 養育支援訪問事業

【利用対象者】

養育支援が必要な家庭

【事業内容】

こどもの発育や発達及び子育てについて不安や孤立感等を抱えている家庭等、養育支援が必要な家庭に保健師が訪問し、保護者が適切な育児ができるよう支援を行います。

【本市の取組と実績】

健康づくり推進課（保健センター）において対応しています。

令和5年度は467人の利用実績となっています。

量の見込み／確保方策 (単位)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(実人／年)	645	649	517	517	517
実績	448	491	486	467	—
確保方策(実人／年)	市保健師による訪問				

【提供量の見込み及び確保方策と実績】

量の見込み／確保方策 (単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(実人／年)	428	421	419	417	415
確保方策(実人／年)	市保健師による訪問				

【確保方策の内容】

市保健師による訪問を実施するとともに、関係機関との連携を強化し、支援内容の充実を図ります。

(7) 地域子育て支援拠点事業

【提供対象者】

就学前児童とその保護者

【事業内容】

地域子育て支援センター及び子育てサロンにおいて、親子の居場所確保や子育ての支援を行うため、交流の場の提供、子育てに関する相談や援助、情報提供、講習等を行います。

【本市の取組と実績】

保育所（園）や認定こども園に併設されている地域子育て支援センター14 か所と子育てサロン5 か所で実施しています。

令和5年度の利用実績は、子育てサロン（「子育て相談」、「子育て講座」、「子育てひろば」の参加者数）が延べ41,598人、地域子育て支援センター（「子育て講座」の参加者数）は、延べ16,381人となっており、十分な提供体制は確保できている状況です。

量の見込み／確保方策（単位）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（延人／年）		91,167	91,167	42,598	42,598	42,598
実績		22,679	35,498	50,904	57,979	—
確保方策 （か所）	子育てサロン	5	5	5	5	5
	地域子育て支援センター	14	14	14	14	14

【提供量の見込み及び確保方策】

量の見込み／確保方策（単位）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延人／年）		60,321	61,564	62,807	64,050	65,293
確保方策 （か所）	子育てサロン	5	5	5	5	5
	地域子育て支援センター	14	14	14	14	14

【確保方策の内容】

市内14か所の地域子育て支援センター及び5か所の子育てサロンにおいて、地域の子育て支援の拠点として相談・支援を行えるよう体制強化を図ります。地域子育て支援拠点がない地域については、隣接する地域での対応を図ります。

(8) 一時預かり事業

【提供対象者】

就学前児童とその保護者

【事業内容】

家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児を、主として昼間において、保育ステーション、地域子育て支援センター、幼稚園、認定こども園等において、一時的な預かりを行います。

【本市の取組と実績】

幼稚園型（在園児）については、幼稚園及び認定こども園で実施し、「こしがや「プラス保育」幼稚園事業」の実施等を含め長時間預かりに対応しています。

幼稚園型以外（在園児除く）については、地域子育て支援センター及び保育ステーション、ファミリー・サポート・センター事業において実施しています。

幼稚園在園児を対象とした一時預かりの利用実績は増加をしており、令和5年度で延べ198,186人となっています。また、幼稚園型以外（在園児除く）の利用実績は、令和5年度で保育ステーションが延べ7,449人、地域子育て支援センターが延べ4,317人、ファミリー・サポート・センター事業（未就学児分）が延べ1,621人となっています。

一時預かり（幼稚園型）					
量の見込み／確保方策 (単位)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（延人／年）	103,549	133,888	135,119	136,347	137,586
実績	101,626	139,519	176,120	198,186	—
確保方策（延人／年）	125,549	162,933	164,271	165,596	166,938
【参考】こしがや「プラス保育」幼稚園事業[利用者・各年4月1日]（人）	365	473	623	762	890
【参考】こしがや「プラス保育」幼稚園事業[定員・各年4月1日]（人）	455	578	720	849	1,018
一時預かり（幼稚園型以外）					
量の見込み／確保方策 (単位)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（延人／年）	17,705	17,429	10,767	10,535	10,378
実績	10,855	11,080	11,501	13,387	—
確保方策（延人／年）	37,450	37,450	37,450	37,450	37,450

【提供量の見込み及び確保方策と実績】

一時預かり（幼稚園型）					
量の見込み／確保方策 （単位）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延人／年）	203,574	198,664	190,112	186,421	183,025
確保方策（延人／年）	203,574	198,664	190,112	186,421	183,025
【参考】こしがや「プラス保育」 幼稚園事業[見込み量]（人）	981	981	981	981	981
【参考】こしがや「プラス保育」 幼稚園事業[定員]（人）	1,155	1,155	1,155	1,155	1,155
一時預かり（幼稚園型以外）					
量の見込み／確保方策 （単位）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延人／年）	13,656	13,793	13,931	14,070	14,211
確保方策（延人／年）	40,605	40,605	40,605	40,605	40,605

【確保方策の内容】

二一ズの見込みに対しては既存施設での対応を図るとともに、地域の実情に応じて既存施設での定員拡大や新たな施設での実施に取り組みます。

(9) 病児保育事業

【提供対象者】

病気のある児童

【事業内容】

児童が急な発熱等の急な病気となった場合、病院や保育所（園）等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育を行い、また、保育中に体調不良となった児童を保育所（園）の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行います。

【本市の取組と実績】

市内2か所にある病児保育室及び緊急サポートセンター埼玉で実施している「緊急サポート事業」で対応しています。

供給量は確保できているものの、利用のしやすさに地域差があることから、地域のニーズに沿った提供体制を確保するために、令和8年度に市内3か所目の病児保育室の開設を目指します。

量の見込み／確保方策 (単位)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（延人／年）		424	481	538	595	653
実績		54	399	420	718	—
確保方策 (延人／年)	病児保育	1,300	1,300	2,700	2,700	2,700
	ファミサポ (病児対応型)	104	104	104	104	104

【提供量の見込み及び確保方策】

量の見込み／確保方策 (単位)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延人／年）		909	1,022	1,145	1,264	1,381
確保方策 (延人／年)	病児保育	2,700	4,100	4,100	4,100	4,100
	ファミサポ (病児対応型)	104	104	104	104	104

【確保方策の内容】

児童の病気等の急変等による緊急対応に備えるため、医療機関に併設する保育施設又はファミリー・サポート・センター（病児対応型）において実施します。

また、市民が利用しやすい方法について検討します。

(10) ファミリー・サポート・センター事業

【提供対象者】

子育て家庭

【事業内容】

児童の送迎や預かり等の援助を受けることを希望する保護者（利用会員）と、援助を行うことを希望する市民（提供会員）との、「困ったときはお互い様」の気持ちによる相互援助活動の連絡・調整を行います。

【本市の取組と実績】

越谷市社会福祉協議会内に設置されているこしがやファミリー・サポート・センターが窓口となっています。

令和5年度は延べ2,172人の利用実績となっています。

量の見込み／確保方策 (単位)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（延人／年）	2,504	2,508	2,495	2,484	2,487
実績	2,135	2,180	2,435	2,172	—
確保方策（延人／年）	2,504	2,508	2,495	2,484	2,487

【提供量の見込み及び確保方策】

量の見込み／確保方策 (単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延人／年）	2,215	2,232	2,249	2,265	2,282
確保方策（延人／年）	2,215	2,232	2,249	2,265	2,282

【確保方策の内容】

量の見込みに対応したサービスの提供を図るため、援助する会員の確保に努めるとともに、提供会員と両方会員の増加を図ります。

(11) 妊婦健康診査

【提供対象者】

妊婦

【事業内容】

妊婦に対して、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査助成券等を交付します。

【本市の取組と実績】

母子健康手帳交付時に妊婦健康診査助成券等を交付し、医療機関などにおいて妊婦健康診査を実施しています。

令和5年度の母子健康手帳の交付実績（別冊交付も含む）は2,318人となっています。

量の見込み／確保方策 (単位)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（実人／年）	2,875	2,870	2,873	2,883	2,888
実績	2,758	2,698	2,520	2,318	—
確保方策	全国の産科医療機関、助産院において実施				

【提供量の見込み及び確保方策】

量の見込み／確保方策 (単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（実人／年）	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
確保方策	全国の産科医療機関、助産院において実施				

【確保方策の内容】

埼玉県と委託契約を行っている医療機関等は委託契約、その他の医療機関等は償還払いによる公費負担を行い、経済的負担の軽減に努めます。産科医療機関等と連携し、適正な受診に努めます。

(12) 産後ケア事業

【提供対象者】

家族等から十分な家事や育児の援助が受けられず、出産後に心身の不調や育児不安のある母親と1歳未満のこども（ただし、母子ともに入院加療が必要と診断されていない方、感染性疾患に罹患していない方）

【事業内容】

訪問型、宿泊型、通所型の3種類のサービスがあります。助産所・産科医療機関等で、対象者に対し、健康管理・乳房ケア・授乳指導・育児手技指導・育児相談等を実施します。

宿泊型・通所型については、食事の提供や療養支援（乳児保育）も含まれます。

【本市の取組と実績】

こども家庭センターにおいて利用相談・申請を受け付け、利用の承認を行います。

令和5年度は27人（延べ人数で79人）の利用実績となっています。

【提供量の見込み及び確保方策】

量の見込み／確保方策 （単位）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延人／年）	234	304	304	304	304
確保方策（延人／年）	産科医療機関・助産院において実施				

【確保方策の内容】

量の見込みに対応したサービスの提供を図るため、市内の受け入れ助産所等の確保に努めます。

(13) 子育て世帯訪問支援事業

【提供対象者】

子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭

【事業内容】

訪問支援員が、対象となる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐための事業です。

【本市の取組の方針】

児童や保護者又は妊婦からの相談や、関係機関からの情報提供・相談等により支援が必要な家庭に対して、ヘルパー等の訪問支援員が訪問し、家事や子育て等の支援を行います。

【提供量の見込み及び確保方策】

量の見込み／確保方策 (単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延人／年)	31	62	62	62	62
確保方策	支援員による訪問				

【確保方策の内容】

量の見込みに対応したサービスの提供を図るため、外部委託等を検討し、サービスを提供できる事業体制整備を行い、支援の充実に努めます。

(14) 親子関係形成支援事業

【提供対象者】

親子関係に不安を抱える保護者と子ども

【事業内容】

こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者等に対して、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し情報の交換ができる場を設ける等の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

【本市の取組の方針】

こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者向けに講座を開催し、こどもへの伝わりやすい伝え方、褒め方、注意の仕方などを講義やロールプレイを通して学びます。

【提供量の見込み及び確保方策】

量の見込み／確保方策 (単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(実人／年)	10	20	20	20	30
確保方策	講座を開催				

【確保方策の内容】

量の見込みに対応したサービスの提供を図るため、事業の外部委託を検討し、講座の実施回数の増加と内容の充実を努めます。

(15) 実費徴収に係る補足給付事業

【提供対象者】

保護者と保護者の同一世帯に属する方で、市民税所得割額の合計が77,101円未満の方
所得階層に関わらず、小学校3年生以下のこどものうち、3番目以降のこどもが幼稚園に在籍する方

【事業内容】

各施設事業者において実費徴収を行うことができるとされている食事の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。

【本市の取組と実績】

従来型幼稚園に通う低所得世帯等のこどもの食材料費（副食費）に対する補助を行います。

量の見込み／確保方策 (単位)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(延人／年)	725	702	687	672	659
実績	732	552	653	416	—
確保方策(延人／年)	725	702	687	672	659

【提供量の見込み及び確保方策】

量の見込み／確保方策 (単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延人／年)	573	559	534	523	513
確保方策(延人／年)	573	559	534	523	513

【確保方策の内容】

量の見込みに対応した副食費の補助に努めます。

(16) 児童育成支援拠点事業

【提供対象者】

家庭や学校に居場所のない主に学齢期以降のこどもとその保護者

【事業内容】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、抱える課題に応じて生活習慣の形成や学習のサポート、相談支援等を行い、児童等とその家庭へのアセスメントを通して、個々の児童の状況に応じた包括的な支援を行います。

【本市の取組の方針】

支援が必要な児童等の把握に努めながら、適宜検討してまいります。

(17) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【提供対象者】

新規施設事業者等

【事業内容】

多様な事業者の新規参入を支援するなどにより、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図るために実施する事業です。

【本市の取組と実績】

地域の需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進めるにあたっては、公平性、透明性を確保し、良質なサービスが提供できる事業者を選定するため、公募制を採用しています。

【確保方策の内容】

教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の充実を図るため、事業者の新規参入に対する支援を引き続き実施します。

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

本計画の推進は、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、保育所（園）、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

2. 計画の進行管理

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を行い、その結果については、市ホームページ等を通じて公表していきます。

資料編

1. 策定経過

◆令和5(2023)年度

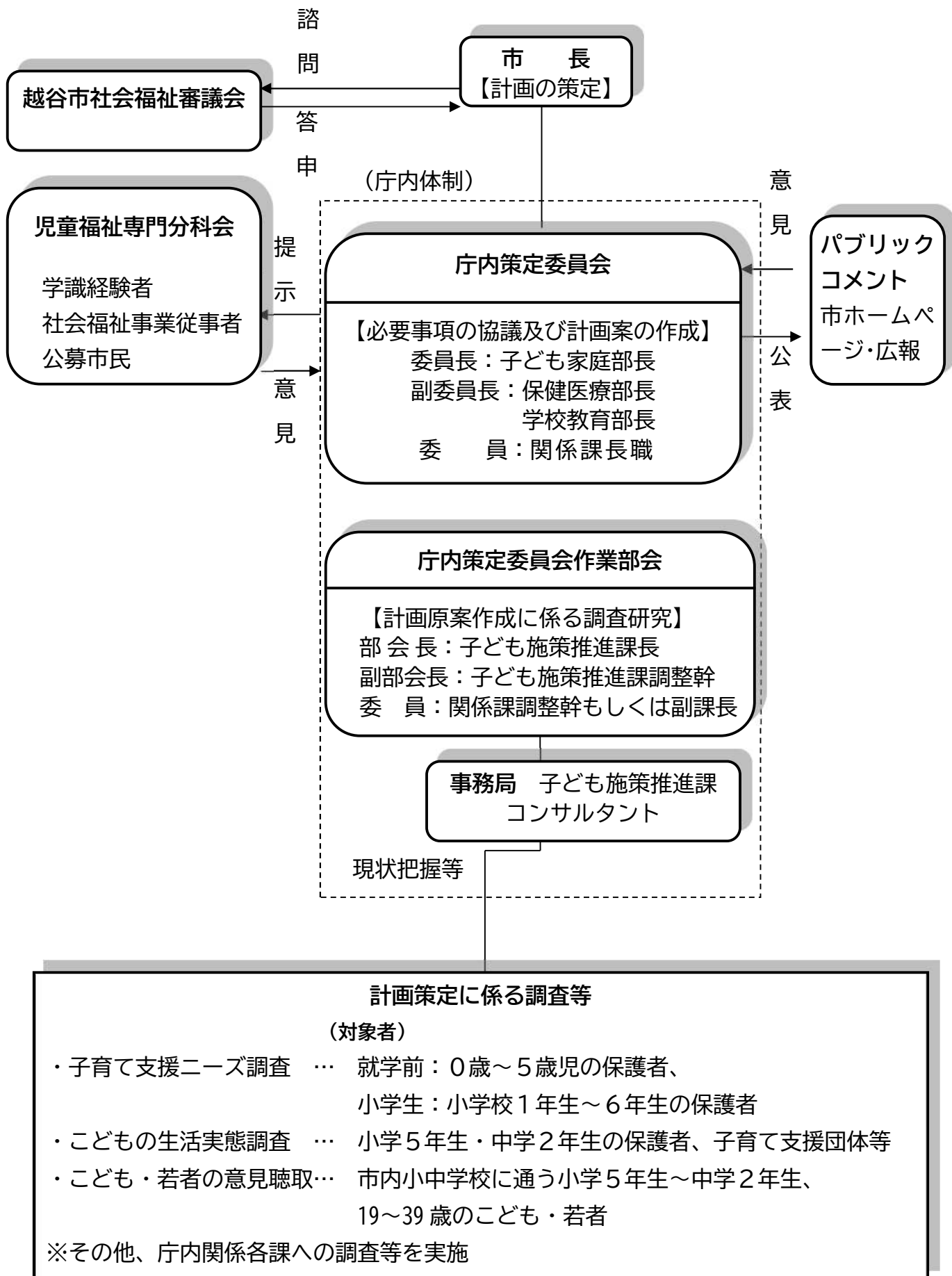
年月日	内 容
令和5年11月20日	令和5年度 第4回越谷市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 ・次期計画の策定に向けた調査について
令和6年1月～2月	こども計画策定に係る各種調査の実施 <子育て支援ニーズ調査> ・就学前児童 配付数：2,500件 回収数：1,238件 回収率 49.5% ・小学生 配付数：2,500件 回収数：1,319件 回収率 52.8% <こどもの生活実態調査> ・小学5年生・中学2年生 配付数：3,500件 回収数：1,704件 回収率 56.8% ・関係機関・団体調査 対象数：80件 回収数：53件 回収率：66.3% <こども・若者調査> ・小中学生 配付数：11,510件 回収数：7,179件 回収率 62.4% ・15～39歳のこども・若者 配付数：5,000件 回収数：1,401件 回収率 28.0% ・大学生：児童福祉分野や教育分野等を専攻する市内大学生（2校・計100名程度） 市内の若者の居場所についてのワークショップ ・39歳までのこども・若者 市のこども・若者に関する施策全般についての意見募集（郵送、FAX、メール、越谷市電子申請・届出サービス等） 実施結果：3件（こどもの遊び場・居場所、乳幼児の健康相談等について）
令和6年2月20日	第1期越谷市こども計画策定委員会及び作業部会（第1回） ・第1期越谷市こども計画策定に係る基本方針について ・今後のスケジュールについて
令和6年3月25日	令和5年度 第6回越谷市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 ・第1期越谷市こども計画策定に伴う調査結果について

◆令和6(2024)年度

年月日	内 容
令和6年5月27日	第1期越谷市こども計画策定委員会作業部会（第2回） ・第2期越谷市子ども・子育て支援事業計画の評価 ・第1期越谷市こども計画の骨子案について
令和6年6月26日	令和6年度 第1回越谷市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 ・第1期越谷市こども計画骨子案について
令和6年7月31日	第1期越谷市こども計画策定委員会作業部会（第3回） ・第1期越谷市こども計画 基本理念について ・第1期越谷市こども計画 素案について
令和6年8月20日	令和6年度 第2回越谷市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 ・第1期越谷市こども計画の素案について

年月日	内 容
令和6年10月3日	第1期越谷市こども計画策定委員会作業部会（第4回） ・第1期越谷市こども計画 基本理念について ・第1期越谷市こども計画 素案について
令和6年10月18日	第1期越谷市こども計画策定委員会（第2回） ・第1期越谷市こども計画 素案について
令和6年10月29日	令和6年度 第3回越谷市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 ・第1期越谷市こども計画 素案について
令和6年12月～ 令和7年1月	パブリックコメントの実施 ・第1期越谷市こども計画素案について市ホームページに掲載のほか 市内施設において閲覧し市民の意見を募集
令和7年1月21日	第1期越谷市こども計画策定委員会作業部会（第5回） ・第1期越谷市こども計画案について ・パブリックコメントの意見及び市の考え方について
令和7年1月27日	第1期越谷市こども計画策定委員会（第3回） ・第1期越谷市こども計画案について ・パブリックコメントの意見及び市の考え方について
令和7年2月5日	令和6年度 第4回越谷市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 ・パブリックコメントの意見及び市の考え方について ・第1期越谷市こども計画案について ・答申案について
令和7年2月13日	令和6年度 第2回越谷市社会福祉審議会全体会 ・第1期越谷市こども計画について（答申）

2. 計画策定体制



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

3. 第1期越谷市こども計画策定委員会設置要領

令和5年（2023年）12月7日市長決裁

令和6年（2024年）3月29日市長決裁

（設置）

第1条 第1期越谷市こども計画（以下「計画」という。）の策定に際し、必要な事項を審議し、計画の原案を作成するため、第1期越谷市こども計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（審議事項）

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 計画の原案の作成に関する事項
- (2) その他計画の策定に関し必要な事項

（委員会の組織）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、計画の策定が完了するまでとする。

（委員会の会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

（作業部会の組織）

第6条 委員会は、計画の原案の作成に係る調査研究を行わせるため、作業部会を置く。

- 2 作業部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織し、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 部会長は、部会の事務を掌握し、副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（作業部会の会議）

第7条 作業部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

- 2 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

（庶務）

第8条 委員会及び作業部会の庶務は、子ども家庭部子ども施策推進課において処理する。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、市長決裁の日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

委員長	子ども家庭部長
副委員長	保健医療部長 学校教育部長
委員	市長公室人権・男女共同参画推進課長
	総合政策部政策課長
	市民協働部市民活動支援課長
	福祉部福祉総務課長
	福祉部生活福祉課長
	地域共生部地域共生推進課長
	子ども家庭部子ども施策推進課長
	子ども家庭部子ども福祉課長
	子ども家庭部こども家庭センター長
	子ども家庭部保育入所課長
	子ども家庭部保育施設課長
	子ども家庭部青少年課長
	保健医療部健康づくり推進課長
	保健医療部保健総務課長
	教育総務部教育総務課長
	教育総務部生涯学習課長
	学校教育部指導課長
	学校教育部教育センター所長

別表第2（第6条関係）

部会長	子ども家庭部子ども施策推進課長
副部会長	子ども家庭部子ども施策推進課調整幹
部会員	次に掲げる課所の調整幹もしくは副課長（該当する者がいない場合は、所属長が指名する者） (1) 市長公室人権・男女共同参画推進課 (2) 総合政策部政策課 (3) 市民協働部市民活動支援課 (4) 福祉部福祉総務課 (5) 福祉部生活福祉課 (6) 地域共生部地域共生推進課 (7) 子ども家庭部子ども福祉課 (8) 子ども家庭部こども家庭センター (9) 子ども家庭部保育入所課 (10) 子ども家庭部保育施設課 (11) 子ども家庭部青少年課 (12) 保健医療部健康づくり推進課 (13) 保健医療部保健総務課こころの健康支援室 (14) 教育総務部教育総務課 (15) 教育総務部生涯学習課 (16) 学校教育部指導課 (17) 学校教育部教育センター

4. 越谷市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会委員名簿

令和6年5月26日現在

氏 名	内 容	備考
松本 實	越谷市私立保育園・認定こども園協会	
本田 香奈子	越谷市私立幼稚園協会	
宮崎 大輔	越谷市地域型保育連絡協議会	
村山 勝代	越谷市民生委員・児童委員協議会	
石川 幸子	越谷市医師会	
会田 容子	越谷市子ども会育成連絡協議会	
中岡 朋代	越谷子育てサークルネットワークの会	
高橋 奨	越谷商工会議所	
齋藤 紀義	越谷市小学校長会	
山室 舞	越谷市PTA連合会	
相澤 靖子	埼玉県立越谷西特別支援学校	
齋藤 宏之	埼玉県越谷児童相談所	
岡 桃子	埼玉県立大学	
宮地 さつき	文教大学	分科会長
八田 清果	埼玉東萌短期大学	副分科会長
日比谷 富貴子	越谷地区労働組合協議会	
久能 由莉子	公募委員	
根岸 千怜	公募委員	

5. 越谷市子ども憲章

市制 40 周年を記念し、21 世紀を担う子どもたちの健全な成長を願うとともに、子どもたち自身が自ら考え行動できる指針として、その目標や理想を定め、子どもは自立に向け努力し、大人は子どもの自立を支える糧となるよう、越谷市子ども憲章を平成 10(1998)年 11 月 3 日に制定しました。

水と緑と太陽に恵まれた越谷市の未来を担うわたしたちは、
夢と誇りを持ち、みんな仲良く助け合って生きていくことを誓い、
ここに「越谷市子ども憲章」を定めます。

自立

わたしたちは、互いに認め励まし合い、自分の道を歩んでいきます。

責任

わたしたちは、礼儀正しく、きまりを守り、責任を持って行動します。

健康

わたしたちは、^{いのち}生命を大切にし、明るく、たくましく生きていきます。

感謝

わたしたちは、思いやりの心と、“ありがとう”の気持ちを持ち続けます。

環境

わたしたちは、自然や文化を大切にし、環境にやさしくします。

6. 関連法令等

児童の権利に関する条約（抜粋）

1989 年 11 月 20 日国連総会採択（日本は 1994 年 4 月 22 日批准）

前文

この条約の締約国は、

国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであることを考慮し、

国際連合加盟国の国民が、国際連合憲章において、基本的人権並びに人間の尊厳及び価値に関する信念を改めて確認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩及び生活水準の向上を促進することを決意したこと

に留意し、
国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、すべての人は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしに同宣言及び同規約に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明し及び合意したことを認め、

国際連合が、世界人権宣言において、児童は特別な保護及び援助についての権利を享有することができることを宣明したことを想起し、

家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員、特に、児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し、

児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、

児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し、

児童に対して特別な保護を与えることの必要性が、1924 年の児童の権利に関するジュネーヴ宣言及び 1959 年 11 月 20 日に国際連合総会で採択された児童の権利に関する宣言において述べられており、また、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約（特に第 23 条及び第 24 条）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（特に第 10 条）並びに児童の福祉に関係する専門機関及び国際機関の規程及び関係文書において認められていることに留意し、

児童の権利に関する宣言において示されているとおり「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする。」ことに留意し、

国内の又は国際的な里親委託及び養子縁組を特に考慮した児童の保護及び福祉についての社会的及び法的な原則に関する宣言、少年司法の運用のための国際連合最低基準規則（北京規則）及び緊急事態及び武力紛争における女子及び児童の保護に関する宣言の規定を想起し、

極めて困難な条件の下で生活している児童が世界のすべての国に存在すること、また、このような児童が特別の配慮を必要としていることを認め、

児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、あらゆる国特に開発途上国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要であることを認めて、次のとおり協定した。

第 1 部

第 1 条

この条約の適用上、児童とは、18 歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される

法律によりより早く成年に達したものを除く。

第2条

1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。

2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第3条

1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。

3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

第4条

締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる。締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、自国における利用可能な手段の最大限の範囲内で、また、必要な場合には国際協力の枠内で、これらの措置を講ずる。

第5条

締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

第6条

1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。

2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

第7条

1 児童は、出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する。

2 締約国は、特に児童が無国籍となる場合を含めて、国内法及びこの分野における関連する国際文書に基づく自国の義務に従い、1の権利の実現を確保する。

第8条

1 締約国は、児童が法律によって認められた国籍、氏名及び家族関係を含むその身元関係事項について不法に干渉されることなく保持する権利を尊重することを約束する。

2 締約国は、児童がその身元関係事項の一部又は全部を不法に奪われた場合には、その身元関係事項を速

やかに回復するため、適当な援助及び保護を与える。

第9条

1 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。このような決定は、父母が児童を虐待し若しくは放置する場合又は父母が別居しており児童の居住地を決定しなければならない場合のような特定の場合において必要となることがある。

2 すべての関係当事者は、1の規定に基づくいかなる手続においても、その手続に参加しかつ自己の意見を述べる機会を有する。

3 締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。

4 3の分離が、締約国がとった父母の一方若しくは双方又は児童の抑留、拘禁、追放、退去強制、死亡（その者が当該締約国により身体を拘束されている間に何らかの理由により生じた死亡を含む。）等のいずれかの措置に基づく場合には、当該締約国は、要請に応じ、父母、児童又は適当な場合には家族の他の構成員に対し、家族のうち不在となっている者の所在に関する重要な情報を提供する。ただし、その情報の提供が児童の福祉を害する場合は、この限りでない。締約国は、更に、その要請の提出自体が関係者に悪影響を及ぼさないことを確保する。

第10条

1 前条1の規定に基づく締約国の義務に従い、家族の再統合を目的とする児童又はその父母による締約国への入国又は締約国からの出国の申請については、締約国が積極的、人道的かつ迅速な方法で取り扱う。締約国は、更に、その申請の提出が申請者及びその家族の構成員に悪影響を及ぼさないことを確保する。

2 父母と異なる国に居住する児童は、例外的な事情がある場合を除くほか定期的に父母との人的な関係及び直接の接触を維持する権利を有する。このため、前条1の規定に基づく締約国の義務に従い、締約国は、児童及びその父母がいずれの国（自国を含む。）からも出国し、かつ、自国に入国する権利を尊重する。出国する権利は、法律で定められ、国の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の権利及び自由を保護するために必要であり、かつ、この条約において認められる他の権利と両立する制限にのみ従う。

第11条

1 締約国は、児童が不法に国外へ移送されることを防止し及び国外から帰還することができない事態を除去するための措置を講ずる。

2 このため、締約国は、二国間若しくは多数国間の協定の締結又は現行の協定への加入を促進する。

第12条

1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

こども基本法（抜粋）

令和4年法律第七十七号（令和4年6月22日交付）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

（基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有すると認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。（略）

（都道府県こども計画等）

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この

条において「都道府県こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

子ども・子育て支援法（抜粋）

平成 24 年法律第 65 号

令和 6 年 6 月 12 日公布（令和 6 年法律第 47 号）改正

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
 - 四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容。
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
 - 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

四 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かななければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

次世代育成支援対策推進法（抜粋）

平成 15 年法律第 120 号

令和 6 年 5 月 31 日公布（令和 6 年法律第 42 号）改正

（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

- 2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めると

もに、都道府県に提出しなければならない。

- 6 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。
- 7 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 8 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（抜粋）

平成 25 年法律第 64 号

令和 6 年 6 月 26 日公布（令和 6 年法律第 68 号）改正

（こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱）

第九条 政府は、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進するため、こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱（以下この条及び次条において単に「大綱」という。）を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 こどもの貧困の解消に向けた対策に関する基本的な方針

二 こどもの貧困率、ひとり親世帯の貧困率、ひとり親世帯の養育費受領率、生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率等こどもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他のこどもの貧困の解消に向けた対策に関する事項

四 こどもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

五 こどもの貧困の解消に向けた対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価並びに当該施策の効果を評価するために必要な指標の調査及び研究その他のこどもの貧困の解消に向けた対策に関する施策の推進体制に関する事項

3 政府は、大綱を定めるに当たり、貧困の状況にあるこども及びその家族、学識経験者、こどもの貧困の解消に向けた対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 こども基本法第九条第一項の規定により定められた同項のこども大綱のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分は、第一項の規定により定められた大綱とみなす。

5 第二項第二号の「こどもの貧困率」、「ひとり親世帯の貧困率」、「ひとり親世帯の養育費受領率」、「生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率」の定義は、政令で定める。

（都道府県計画等）

第十条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

子ども・若者育成支援推進法（抜粋）

平成 21 年法律第 71 号

令和 6 年 6 月 12 日公布（令和 6 年法律第 47 号）改正

（子ども・若者育成支援施策の基本）

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

（子ども・若者育成支援推進大綱）

第八条 政府は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱（以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。）を定めなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針

二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項

イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項

ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項

ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項

ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項

三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項

五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項

六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

3 こども基本法第九条第一項の規定により定められた同項のこども大綱のうち前項各号に掲げる事項に係る部分は、第一項の規定により定められた子ども・若者育成支援推進大綱とみなす。

（都道府県子ども・若者計画等）

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

7. 用語説明

■あ行

用語	説 明
I C T	情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。
1号認定	満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の認定を受けた就学前のこども。
医療的ケア児	医学の進歩を背景として、NICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要なこども。

■か行

用語	説 明
家庭的保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅又はその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。地域型保育事業の一つ。
木遣（きやり）	平成2（1990）年に越谷市無形民俗文化財に指定され、古くから集団で大木などを運搬する際に、力を合わせるため掛け声のように歌われるもの。市内には江戸時代以降に伝えられたとされ、建築の棟上祝儀や宴席などで歌われてきた。現在は主に久伊豆神社の祭礼や、結婚式などでも歌われ、越谷市木遣保存会によって継承されている。
教育・保育施設	認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所（園）をいう。
居宅訪問型保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。地域型保育事業の一つ。
ゲートキーパー	地域や職場、教育、その他様々な分野において、身近な人の自殺のサインに気づき、その人の話を受け止め、必要に応じて専門相談機関につなぐなどの役割が期待される人のことを指し、「命の門番」とも位置付けられる人のこと。
合計特殊出生率	一人の女性が15～49歳の間に産むこどもの平均数。
固定的な性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性、という性別を理由として、固定的な考え方により役割分担を決めること。
こども家庭センター	全ての妊産婦と子育て世帯、こどもを対象とした母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を目的に設置されている。妊娠期から18歳未満のこどもまでの子育て期において、虐待の予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目ない支援を行う。本市では、市役所第二庁舎2Fに設置されており、愛称は「ここベース」。
子ども食堂	地域の人々が主体となり運営し、こどもが一人でも安心して利用することができる無料又は低額の食堂のこと。
こどもの最善の利益	児童の権利に関する条約（通称「子どもの権利条約」）の第3条第1項やこども基本法の第3条第4項に定められており、保護者を含む大人の利益が優先されるのではなく、こどもの人権を尊重することやこども主体で判断することの重要性を表している。
こどもの貧困	貧困には、「家がない」「食べるものがない」など、国や地域の生活水準とは無関係に、生きていく上で必要最低限の生活水準が満たされていない状態を指す「絶対的貧困」と、所得が一定水準以下、あるいは社会で通常手に入れることができるものを入手できない、一般的に経験できることができないなど、その国の生活水準において大多数の世帯に比べて困窮した状態を指す「相対的貧困」がある。 本計画では、国の「令和3年子供の生活状況調査の分析」を参考に等価世帯収入※の中央値の2分の1未満の世帯を「相対的貧困」とし、この層に該当する世帯を生活に困難を抱えるこども・世帯として現状と課題をまとめた。 ※世帯全体の年間収入を同居家族人数の平方根をとったもので除した値。

さ行

用語	説明
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども（保育を必要とすることも）。
事業所内保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員のこどものほか、地域の保育を必要とするこどもの保育を行う事業。地域型保育事業の一つ。
自己肯定感	自分のあり方を積極的に評価できる感情、自らの価値や存在意義を肯定できる感情などを意味する。
自己有用感	自分と他者（集団や社会）との関係を自他共に肯定的に受け入れられることで生まれる、自己に対する肯定的な評価のこと。
児童館	地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設。
児童発達支援センター	発達に支援が必要な就学前の児童を対象に、日常生活の基本動作を身につけたり、集団生活に適応できるよう療育を行う施設。
シビックプライド	「郷土愛」のことで、地域や自治体に対する住民の誇りや愛着、そして地域社会に貢献する意識を指す。
出生率	一定期間における人口1,000人あたりの出生数の割合。
小規模保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。地域型保育事業の一つ。
新1号認定	満3歳以上の就学前のこどもであって、新2号認定、新3号認定以外のこども。
新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した就学前のこどもであって、保育の必要性が認められるこども。
新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある就学前のこどもであって、保育の必要性が認められ、かつ住民税非課税世帯のこども。
スクールガード・リーダー	こどもを不審者から守り、安全に学習できる環境を整えるために配置される地域学校安全指導員のこと。
スクールロイヤー	こども間のトラブル、いじめ、虐待、保護者からの過剰な要求、事故等、学校で発生した様々な問題に対して学校から相談があった場合に、対応について法律に基づいた助言や指導を行う弁護士のこと。
性的マイノリティ	出生時に判定された性と性自認（自分の性をどう認識しているか）が一致し、かつ、性的指向（恋愛感情や性的な関心がどの性別に向いているか）は異性というパターン以外の人のことを指す。LGBTQは、性的マイノリティを表す総称の一つ。

た行

用語	説明
第三者評価	当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から事業所の運営管理や提供するサービスを評価すること。
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。

用語	説 明
地域子育て支援拠点	就学前のこどもとその保護者が遊び、交流するスペースの提供、子育て相談、子育て情報の提供等を行う子育て支援の拠点。「子育てサロン」「地域子育て支援センター」等が該当し、市町村やその助成を受けた社会福祉法人等が設置している。
地域子育て支援センター	社会全体で子育てを応援するための地域の拠点。子育て相談や関連機関の紹介、子育て講座、子育てサークルの活動支援等を行う。
ドッチビー	ソフトディスクを使用して行うドッジボール形式のゲームのこと。

■な行

用語	説 明
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前こども（保育を必要とすることとも）。
認定こども園	保護者が働いているかどうかに関わらず、小学校就学前のこどもに教育・保育を一体的に提供する機能と、地域における子育て支援として相談活動や親子の集いの場の提供等を行う機能を併せ持つ施設。

■は行

用語	説 明
バリアフリー	公共の建築物や道路、個人の住宅等において、高齢者や障がい者等の利用にも配慮した設計のこと。車イスで通行可能な道路や廊下の幅の確保、段差の解消、手すり、点字の案内板等。
P T S D	心的外傷後ストレス障害（Posttraumatic Stress Disorder）の略。生死に関わるような体験をし、強い衝撃を受けた後で、その体験の記憶が当時の恐怖や無力感とともに、自分の意志とは無関係に思い出され、まだ被害が続いているような現実感を生じる病気を指す。
福祉保健オンブズパーソン	「オンブズパーソン」は「権限を与えられた代理人」という意味。福祉保健オンブズパーソンは、福祉保健サービスに関する苦情を、公正・中立な立場で調査・判断し、迅速に解決を図る役割を担う。信頼が厚く、福祉保健・法律に関する幅広い知識が求められることから、市では福祉保健関係を専門とする大学教員及び弁護士等に依頼している。
ファミリー・サポート・センター	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する人と当該援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。
プッシュ型	行政が能動的に情報やサービスを市民に提供するアプローチの手法。
プレーパーク	通常の公園では禁止されている、穴掘り、木登り、泥んこ遊びや、火を使った遊びなど、自由な発想で様々な遊びを体験できる遊び場のこと。
ペアレントプログラム	子育てに難しさを感じる保護者が、こどもの「行動」の客観的な理解の仕方を学び、楽しく子育てに臨む自信を身につけることを目的としたプログラムのこと。
保育ステーション	利便性の高い駅前において、保護者が電車通勤等の理由で保育園の保育時間内に送迎が困難な場合、保育ステーションから指定保育園へ、保護者に代わり送迎を行ったり、一時預かり、育児相談、子育て講座等を実施している。
放課後子ども教室	放課後や週末にこどもたちの居場所をつくるため、校庭や教室を開放し、地域住民の協力によってスポーツや文化活動ができるようにする文部科学省主導の取組。

■や行

用語	説明
やさしい日本語	難しい言葉を言い換えるなど相手に配慮したわかりやすい日本語のこと。
ヤングケアラー	「ケアラー」とは、高齢、身体上又は精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する人を指し、そのうち、18歳未満の人のこと。
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、文化、身体の状況等の様々な個性や違いを超えて、誰もが利用しやすいように、まちや建物、製品、環境、サービスづくりを行っていかうとする考え方。

■ら行

用語	説明
レスパイト	「休息」、「息抜き」、「小休止」の意味。なお、レスパイトサービスとは、乳幼児や障がい児(者)等の介護をしている家族が一時的に介護から離れることで、心身の休息を図るサービスのこと。
ロールプレイ	特定の場面を想定し、与えられた役割に沿って演じ、疑似体験を通じて学習する方法のこと。

■わ行

用語	説明
ワーク・ライフ・バランス	仕事と仕事以外の生活（家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など）が、希望するバランスで展開できる状態。

第1期越谷市こども計画

令和7年度～令和11年度

発 行：令和7年3月

企画・編集：越谷市 子ども家庭部 子ども施策推進課

〒343-8501

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

電 話 048-963-9165（直通）

F A X 048-963-3987

URL <https://www.city.koshigaya.saitama.jp/>

こども まんなか

越谷市は、「こどもまんなか応援サポーター」に参加しています。



Koshigaya